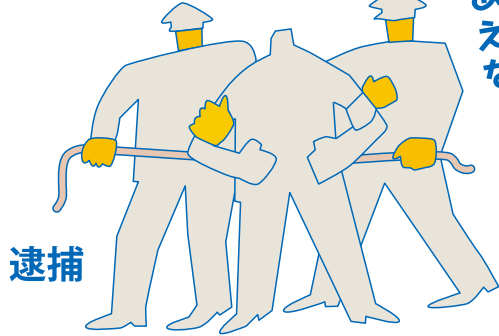
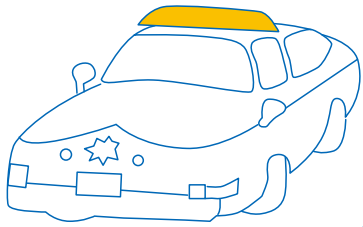
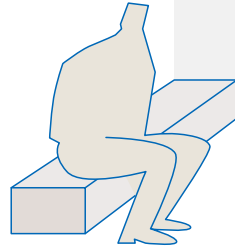


# シンポジウム実施記録

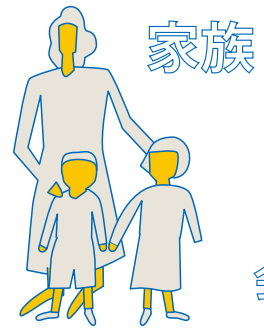


逮捕

あれっ  
えっ  
なんです



20日



家族

会社

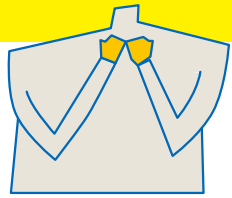


# 私はこうして

志布志事件の冤罪被害者が語る

# 「自白」した

私がどうして  
犯人なの……

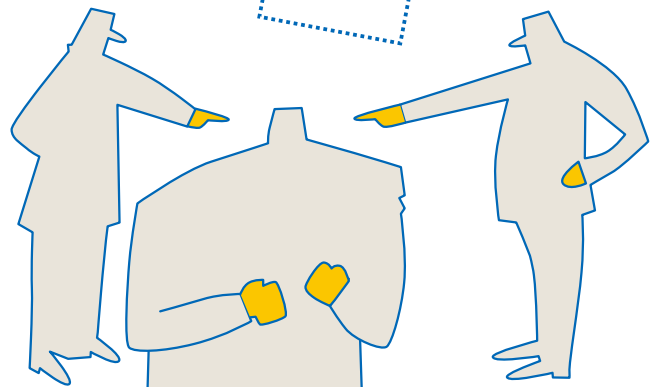
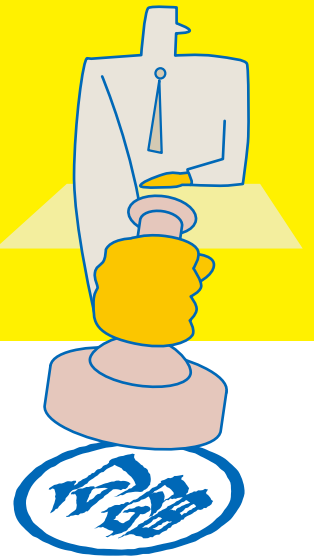


取調

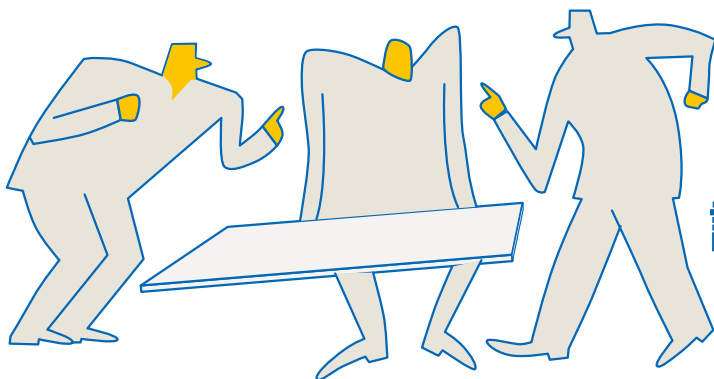
弁護士に  
たのまう

2013年11月16日(土)  
埼玉弁護士会

勾留請求  
却下率1~2%



虚偽の  
自白  
スタート

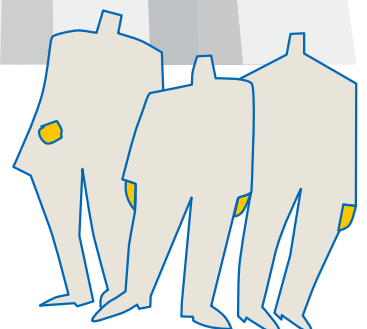


調書

接見禁止



最高裁



し ぶ し えん ざい  
志布志事件の冤罪被害者が語る

# 私はこうして 白白した



日 時 11月16日(土)  
18時開場 18時30分開会  
20時30分終了予定

会 場 埼玉会館小ホール(裏面の地図参照)

会 内 基調報告  
パネルディスカッション  
(志布志事件冤罪被害者2名と弁護士2名)  
弁護士による寸劇  
「嘘の自白の作り方」

入場無料 事前予約不要  
どなたでもご自由にお聞きいただけます。

志布志(しぶし)事件とは、2003年(平成15年)4月の鹿児島県議選で、鹿児島県志布志町(現志布志市)で起きた選挙違反冤罪事件です。

選挙で当選した県議が志布志町の集落の有権者住民に現金を配ったとして、住民が逮捕されました。

住民6名の「なかった事実を認める虚偽の供述調書(自白調書)」が作成され、

裁判では住民11名全員が容疑を否認しました。

3年半の審理の末、2007年(平成17年)2月23日、鹿児島地方裁判所は

自白には信用性がなく、現金を配ったとされる元県議にもアリバイがあるとして、

住民全員に無罪判決を下しました。

鹿児島地検も控訴を断念し無罪が確定しました。

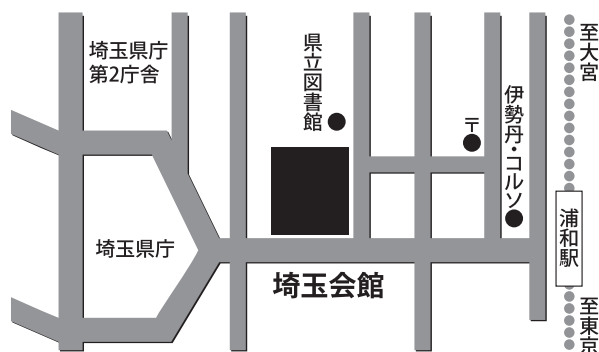
志布志事件では、逮捕された住民に対し、捜査段階での自白の強要や、

「踏み字」行為、そのほかにも異例とも思える長時間の勾留などが問題となりました。

志布志事件の冤罪被害者が語る

私はこうして

自白した



JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線「浦和」駅西口徒歩8分  
〒330-8518 さいたま市浦和区高砂3-1-4  
電話:048-829-2471

主催 埼玉弁護士会 さいたま市浦和区高砂4-7-20  
電話 048-863-5255

## 目次

発刊に寄せて	4
基調報告	6
パネルディスカッション	19
志布志事件について報告書	34
資料	54
弁護士による寸劇「嘘の自白の作り方」	63
アンケート集計表	70



# 発刊に寄せて

平成 26 年 5 月

刑事弁護の充実に関する検討特別委員会 委員長 杉本直樹

2013（平成 25）年 11 月 16 日（土曜日）、当委員会が企画した、埼玉弁護士会主催の市民集会、「私はこうして『自白』した 志布志事件の冤罪被害者が語る」が開催され、市民の方々 100 人以上が来場され、この問題に対する関心の深さを知る事が出来ました。特に、この集会では、2 名の冤罪被害者の生々しい実体験が語られ、市民の皆さま方は勿論、我々弁護士も大いに衝撃を受けました。

当委員会としては、この集会をその場限りのものとするのではなく、将来にわたって弁護士会の貴重な資料として残そうと決意し、今回この冊子を発刊することになりました。

当委員会は、刑事弁護に関して、具体的な問題を通じて、その充実を図っていく目的で設置されたものですが、特に、被疑者・被告人を人質司法から救済するという、大きな目的の実現を目指して、勾留に対する準抗告や保釈請求の全件運動を行ってきており、現在も継続しています。そのような運動の一環として、冤罪の発生を根絶したいこと、そして、冤罪が決して他人事ではないことを市民の皆さまに伝えたい、という思いで、市民集会を開催しました。

本冊子が、集会に参加された方々だけでなく、参加されなかった方々にも、少しでもお役にたつ事が出来れば、幸いです。



## 市民集会

### 「私はこうして『自白』した～志布志事件の冤罪被害者が語る」

2013（平成25）年11月16日

## 式次第

《18時30分開演》

- 開会挨拶 埼玉弁護士会会長 池本 誠司
  
- 基調報告 新穂 正俊 弁護士…………… 18:35～18:50  
「冤罪が作られる原因」
  
- パネルディスカッション 第1部…………… 18:50～19:30  
パネラー 志布志事件冤罪被害者 懐 俊裕さん  
藤山 忠さん  
野平 康博 弁護士（鹿児島県弁護士会）  
長沼 正敏 弁護士（埼玉弁護士会）  
コーディネーター 吉岡 毅 弁護士（埼玉弁護士会）
  
- 《休憩》 10分…………… 19:30～19:40
  
- パネルディスカッション 第2部…………… 19:40～20:10
  
- 弁護士による寸劇…………… 20:10～20:30  
「嘘の自白の作り方」
  
- 閉会の辞 埼玉弁護士会元会長 小川 修

《20時35分閉会予定》

# 基調報告

埼玉弁護士会 新穂 正俊



1 私は、埼玉弁護士会の会員で、この集会を担当しています刑事弁護の充実に関する検討特別委員会の委員の新穂と申します。

冤罪事件がいかに多いか、また冤罪を発生する理由や、現在の刑事事件の違法な捜査や、問題の根源が最高裁を頂点とする裁判所にあるかについては、レジユメを添付しましたので、後ほどお読み下さい。ここでは、まずはレジユメを見ていただく必要はありません。この集会の内容をよりご理解頂くために必要なことを、お話させていただきます。私の話に集中して頂ければ幸いです。

2 皆さんは冤罪という言葉聞いたときにどのようなことが思い浮かぶでしょうか。

冤罪という漢字は難しく、書くのはもちろん、なかなか読むのも難しい漢字です。意味は広い意味から狭い意味まで色々あり

ますが、ここでは、罪がないのに、疑われたり罰を受けたりすること。無実の罪。ぬれぎぬなどの広い意味で使わせていただきます。

3 ここで、皆さんには、冤罪ができる一番の原因となる逮捕や勾留について、身近に感じて頂くために、想像力を豊かにして頂きたいと思います。

おそらく、皆さんは、「私は、冤罪で逮捕されることは絶対にない」と思われているのではないのでしょうか。本当にそうでしょうか。

しかし、実際には、ちょっとした間違いから皆さんが逮捕される可能性は十分にあります。たとえば、目撃者がいない交通事故で死亡事故を起こした車の運転をしていた場合、痴漢冤罪も決して人ごとではありません。70歳を越えた人も決してその対象にならないということはありません。ほかにも、たまたま事件があった現場近くにあなたがいて、町にある監視カメラなどに写っていてその事件の犯人ではないかと疑われることがあるかもしれません。

今日、おいで頂いた、鹿児島で発生した通称志布志事件と言われる事件も濡れ衣で過酷な取調をされ、また逮捕・勾留をされた方々です。しかし、本来、全く事件に巻き込まれるような人達ではありません。決して自分たちが逮捕されるなどと露程も考

えていた人はいないはずです。

4 さらに想像を広げてみましょう。もし万が一皆さんが逮捕された場合に、どのような境遇に置かれるかを。

5 逮捕される時に手錠をはめられるかどうかはわかりません。しかし、逮捕されたあなたは、警察の留置場に当然入れられます。私も、まだ留置場には入った貴重な経験は残念ながらありませんので、あくまでも想像の範囲でしかわかりません。しかし、想像の範囲でもかまいませんので、自分が逮捕されたらということを想像してみてください。

6 まず、何で逮捕されなければならないのかという怒りがこみあげるかもしれません。しかし、警察は逮捕する以上あなたを犯人として扱います。その屈辱は並大抵のものではないはずで、当然、家族とも直ぐに会うことはできません。家族は信じてくれるだろうか心配になるかもしれません。しかし、もし、あなたが働いていれば、おそらく、もっと心配なことがあります。そうです、会社を解雇されるかもしれないということです。解雇されたら、家族も路頭に迷うことになってしまうからです。

7 逮捕されたことは、ショックかもしれませんが、あなたは、冤罪なのだから直ぐに無罪が証明されて出られると考えることでしょう。

8 しかし、さらなる悲劇があなたを襲うのです。

9 逮捕されて、72時間以内に、あなたは裁判所に連れて行かれてあなたを釈放するかどうかを決める裁判すなわち勾留の裁判を受けます。あなたは冤罪なのですから、

きちんと正直に訴えれば裁判官は信用して必ず釈放されると思うかもしれませんが。

しかし、その期待は見事に裏切られます。釈放される場合、勾留請求が却下されると言います。この勾留請求の却下率はわずか1～2%に過ぎません。50分の1から100分の1の確率でしか、釈放される可能性はないということです。あなたは無実なのにどうして自分が釈放されないと思うでしょう。しかしそれが、今の刑事裁判の現実です。大部分の裁判官は、逮捕された人は犯人であり、原則勾留の請求があれば、勾留するのが当然だと思っています。これから10日間、さらにはプラス10日間の最大20日間勾留されます。起訴されるかどうかの結論が出るまで留置場の中にとります。この20日間を勾留といいます。その絶望感は並大抵のものではないはずで、もちろん会社に行くこともできません。解雇になることが目前に迫ってくるのです。

通常、勾留がされると、誰とでも会えるようになるのですが、場合によっては、勾留の裁判の後も弁護士だけにしか会えない面会禁止（接見禁止）の決定がなされることがあります。そうなれば、あなたは、家族と面会することもできません。このこともあなたにとっては大変大きなショックとなるはずで、

10 ところで、あなたは、少なくとも自分の資金で私選弁護人をつけることができます。逮捕直後に私選で弁護人を選任すれば、前述の勾留の裁判でも弁護人をつけて勾留自体を争うこともできます。逮捕されたときには、当番弁護士を呼んで欲しいと



その警察官に言ってください。無料で弁護士会が弁護士を派遣します。50万円以下の現金預金しか無ければ国費で弁護人をつけることができる制度もあります。弁護人の制度についてはレジュメの別紙2に弁護人について記載していますので後で必ず見てください。

話は戻りますが、今の勾留の裁判の現状からすると勾留を争っても釈放はなかなか難しいでしょう。犯人でないと否認をしていれば、釈放されることはなおさら困難です。

11 勾留の裁判後、本格的にあなたに対する厳しい取調が行なわれます。警察官も検察官も何度正直に話しても信用してくれません。あなたの弁護人も、あなたが釈放されるように勾留の決定を取り消させる為に勾留の準抗告という裁判で争ってくれるでしょう。しかし、多くの場合、その裁判でも、釈放が認められることはありません。場合によっては、警察官から「あんな弁護士を付けたって、お前を救うことなどできない。現実に何もできていないじゃないか。早く解任したほうが良い」などというようなことを言われることもあります。そのことで、さらに落ち込んでしまうでしょう。裁判官さえ聞いてくれない、警察官や検察官は何度言っても信じてくれない、さらに頼みの綱の弁護士のやることも通らない、早く出ないと会社も解雇されてしまう、留置場に入れられたままで家族にも会えないという何重苦の状態に追い詰められます。そのような状況の中で、さらに厳しい取調がなされたり、例えば本日お呼びしている志布志事件では、脅迫等のひどいことが行

なわれていますが、これとは逆に警察官から罪を認めれば早く釈放できる、早く罪を認めることか家族のためになるとやさしく言われれば、追い詰められた状況の中では、その言葉を信じて虚偽の自白をしてしまうことが発生します。それが冤罪として有罪の判決を受ける大きな原因となってしまうのです。

12 話は戻りますが、今の勾留の裁判の現状からすると勾留を争っても釈放はなかなか難しいでしょう。犯人でないと否認をしていれば、釈放されることはなおさら困難です。

一見すると厳しい取調べが一番大きな原因に見えるかもしれませんが、しかし、実を言うと、最大の原因は、この勾留されていること自体にあります。勾留があるからこそ自白への道を歩んだのです。

たとえば、もし取調べがなかなか行われずに、どんどん時間が経っていきます。無罪を主張したくても警察官も調べてもくれません。何時出ることか出来るのか全くわからない状況が続いたらどうでしょうか。会社にいけない日がどんどん積み重なれば、解雇される可能性がどんどん強くなるということです。もちろん留置場からは出られません。早く調べて早く出してくれ!と叫びたくなるでしょう。それほど勾留されていること自体が、勾留されているあなたにとっては、一番の苦痛となってくるのです。

そして、その苦痛と、早く出してもらいたいとの切実な気持ちを強くさせ、そういうときに、罪を認めれば早く出れるし、家族とも会えるなどと水を向けられれば、つい釈放されると思ひ虚偽の自白をしてしま

うのです。勾留され続けている人の気持ちは、絶望のもとで非常に弱くなっているのです。あなたも、このことについて、もう一度、想像力を働かせてみて下さい。

**13** ここで、今までいただくことができた想像を基にして、皆さんに真実を認識していただく問題があります。冤罪の多くの原因を作っているのは、実を言うと最高裁判所を頂点とする、日本の裁判官だということです。乱暴な意見だと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、刑事弁護をしている弁護士の間ではこれは、常識です。想像を豊かにしていただいた皆さんであれば、以下に述べることで、ご理解頂けるのではないかと思います。

まず、第1に裁判官は、検察官に勾留を請求されると、ほとんど勾留を認めてしまいます。勾留却下率が増えたと言ってもわずか1～2%に過ぎないのです。100人請求されてひとりか二人しか釈放されないのです。すなわち、裁判官は勾留請求されたら、それにめくら判を押すのとほとんど同じ状況で勾留を認めるのです。人権を守るべき立場でチェック機能を果たすべき裁判官が検察官の言うがままに認めるのです。認めた勾留で被疑者が解雇されることなど意にも介しません。長期間厳しい取調がなされることも当然だと考えています。実を言うと、刑事訴訟法の規定からすれば、勾留中に取調を認める規定がないにもかかわらず、裁判官は何の疑問もなく警察官や検察官が取調をすることは当然だと考えています。

冤罪で逮捕された人も、勾留請求されたら、まず間違いなく勾留されることとなり

ます。

刑事訴訟法では、一応それなりに厳格な要件があり、裁判官はその要件を吟味して勾留するかどうかを決め、勾留する場合には、裁判官の判断として勾留という命令を出すことになっています。しかし、現実には、裁判官はその要件を全く無視して、一見要件があるらしいということで勾留という判断をしているのです。これが、冤罪を産むスタートとなることを、皆様に十分にご理解頂くためにこの報告という形でこの場を借りました。この後の弁護士が演ずる取調べ劇及び、志布志事件の当事者をお招きしてたパネルディスカッションを、今の持っている想像を忘れずに聞いてみて下さい。そうすれば、いかに、被疑者、参考人が、大変な立場に追い込まれるかが身をもって感じていただくことができると確信し、この報告を終了します。ご静聴ありがとうございました。

以 上

2013（平成 25）年 11 月 16 日（於 . 埼玉会館小ホール）

市民集会「なぜ、虚偽自白というものが起きるのか」基調報告レジュメ

埼玉弁護士会会員 新 穂 正 俊

## 冤罪が作られる原因

### 1 日本における一審（地裁）有罪事件の割合

平成 22 年 62,840 件の内無罪 80 件 99.872%

平成 23 年 57,968 件の内無罪 79 件 99.863%

平成 24 年 55,750 件の内無罪 83 件 99.851%

無罪率は 0.1%程度に過ぎない

なお、平成 24 年における否認事件で地裁事件数は 5,012 件ということとなるが、この数字を前提にしても、無罪率は 1.66%に過ぎない。自分で弁護した否認事件を考えてみても、何故無罪が認められないのかわからない事件が多くあったと感じている。2%弱等とは到底考えられない。前記の否認事件の 5,012 件の中で有罪とされたものの中にも表面化していない多くの冤罪が含まれている可能性が十分にある。

### 2 冤罪とは

罪がないのに、疑われたり罰を受けたりすること。無実の罪。ぬれぎぬ。等が挙げられる。ここで問題とするのは、捜査機関に疑われるものから、裁判で有罪が確定して罰を受けることまでを含むものとして報告を行なう。

### 3 日本における冤罪事件（裁判で無罪が確定した事件）

横浜事件(戦前)、免田事件、松川事件、弘前大学教授夫人殺人事件、財田川事件、梅田事件、八海事件、観音堂事件、菅生事件、米谷事件、青梅事件、徳島ラジオ商殺人事件、島田事件（赤堀事件）、仁保事件、松尾事件、松山事件、布川事件、貝塚ビニールハウス殺人事件（貝塚事件）、暴力団組長覚醒剤密輸偽証冤罪事件、北見傷害再審事件、足利事件、東電 OL 殺人事件、富山連続婦女暴行冤罪事件（氷見事件）、志布志事件（鹿児島事件）等

#### 解決していない冤罪と疑われる事件（裁判で有罪が確定している事件）

三鷹事件、牟礼事件、白鳥事件、名張毒ぶどう酒事件（名張事件）、狭山事件、袴田事件、千葉大学腸チフス事件、日産サニー事件 / 市原両親殺害事件、北海道庁爆破事件、野田事件、宮代事件、富山・長野連続女性誘拐殺人事件、草加事件、福井女子中学生殺人事

件（前川事件）、浜松幼児殺人事件（浜松幼児変死事件）、飯塚事件、東住吉事件、筋弛緩剤点滴事件、湖東記念病院事件等

#### 4 冤罪が作られる原因は何か。

##### (1) 捜査側の誤った見込み捜査—誤認逮捕

###### 被害者の証言の妄信—痴漢冤罪事件

重大事件において、犯人が検挙できないことからのあせり→先入観から犯人らしき人間を犯人として仕立てあげる→別件逮捕→勾留→違法な強制取調

参考人の取調の問題性—被疑者でさえ、刑事訴訟法上は、取調への出頭拒否、取調開始後の退去が認められているのに、逮捕等をちらつかせて出頭を強制、長時間、実質強制取調を行なわれている（志布志事件）

##### (2) 勾留却下率が異常に低いこと

日本における勾留請求件数に対する勾留率

平成 22 年 124,915 件の内却下 1,648 件 98.681%

平成 23 年 119,167 件の内却下 1,727 件 98.551%

平成 24 年 120,469 件の内却下 2,141 件 98.076%

却下率 1.3%から 1.9%程度に過ぎない。

ここでも、検察から請求されるものの内、精々 2%程度が却下されるに過ぎない。まさにここでも、検察が言うがままに勾留決定がなされているという実態がある。

##### (3) 虚偽の自白—逮捕・勾留されること—常識的な一般人への最大の圧力

勾留自体が虚偽の自白の最大の原因—問題なのは強制、拷問若しくは脅迫や不当に長い勾留（憲法 38 条 2 項）だけでもたらされるものではない。10 日の勾留でも、一般人にとっては、非常に大きなダメージを負う

(重要) 勾留による留置場への拘束と通常的生活（家族・社会）からの強制的隔離 + ①違法な強制的、詐欺的取調②家族、会社に対する大変な迷惑をかけているという自責の気持ち③勾留を解かれないこと、信用してもらえないという絶望感等が虚偽の自白へ追い込む

→如何に身柄拘束（勾留）を減らすか若しくは勾留する場合にも期間を短くするかが冤罪を少なくする最大の焦点

以前は、拷問、暴行、脅迫、威迫が横行し、このことによる虚偽の自白が多かった—最近、前記のような取調が減り（但し志布志事件のような事件も存在）が、もっと巧妙化している。

勾留は、その人及びその家族の生活を破壊する。 ←虚偽の自白を無くすにはこのようなことをどのようにして防ぐかが重要な問題

#### (4) 逮捕勾留を前提とした違法な被疑者の強制取調

刑事訴訟法は、被疑者の任意の取調しか認めていない—しかし最高裁も含めて強制による取調を認めている

←①強制捜査は刑事訴訟法に特別の定めがある場合以外には認めない（刑事訴訟法 197 条 1 項但書）。認める場合も、その手続要件をきちんと定める必要がある。手続や要件が定められていない強制捜査は認められていない。

②被疑者の取調については、被疑者の出頭拒否、取調後の退去の自由が認められている。（刑事訴訟法 198 条 1 項）、ちなみに同項では、「但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。」と規定している。

③その他の条文で、手続及び要件を規定した被疑者の取調の規定は存在しない。

#### (最高裁の立場)

最高裁は、国家賠償の事件で、「刑訴法において身体の拘束を受けている被疑者を取り調べるのが認められていること（一九八条一項）」と判示している（平成 11 年 3 月 24 日大法廷判決）。さらに最高裁は、「身体の拘束を受けている被疑者に取調べのために出頭し、滞留する義務があると解することが、直ちに被疑者からその意思に反して供述することを拒否する自由を奪うことを意味するものでないことは明らかである」と述べて憲法 38 条 2 項の自白の強要には当たらないとしている。最高裁の論理は、取調室に出頭する義務を認め、かつ滞留する義務があることを認めているのであり、まさに取調受忍義務を課し、即ち強制取調を認容していることは明らか。

※刑事訴訟法の条文から考えて、最高裁の前記判示が誤りであることについては、別紙 1 を参照

(実務) このことが前提で、勾留は、名目は、刑事訴訟法の勾留の要件（刑事訴訟法第 60 条）を理由としているが、勾留の目的や要件になっていない被疑者の強制的取調のために行なわれていることが大部分である。このことは、勾留を延長する際の特別な事由として通常「被疑者取調未了」という理由が付加されていることからわかる。

#### (5) 裁判所の検察への盲従—検察が起訴した事件を有罪にすることが常識という裁判所の体質 - 否認事件の有罪率 98.4 パーセントの世界

正式起訴された無罪率は、全体で 0.14%、否認事件に限っても 1.64%であり、検察が起訴すれば、基本的に有罪にするというのが当たり前。

無罪になる事件では、覚せい剤、自動車運転致死、痴漢冤罪を含めた性犯罪事件が大変多い。

報告者自身が、自分が担当した事件で一部否認も含めれば、否認事件は、何十件かあるが、それが認められたのは、1件のみ（無罪が多い有名な裁判官）。有罪になった理由も、通常考えれば、おかしいと思われる理由を平気で裁判官は述べているが、それでも、控訴して、それが覆る結果にはならない場合が大半である。最高裁も同様である。

捜査段階での自白がある裁判において、それを覆して無罪を獲得することが至難の技。しかし、冤罪再審事件で無罪になった事件の大半が捜査段階で自白を一度はしている場合が大変多いというのが実情。

(6) 最高裁を頂点とする裁判所の憲法及び刑事訴訟法の無視—虚偽の自白を作り出す最大の元凶

—法律を遵守する機関ではない

①まず、最高裁で、地裁等で認めた被疑者を勾留をすることを認める命令を否定した判断はない（探した範囲では、そのような最高裁の決定は見つからない）。

②逆に、1審が無罪判決をしているのに、控訴審で勾留に付することを認める内容の特別抗告の決定は幾つかある。

最高裁は、勾留を否定することを決定することはなく、逆に、無罪判決が1審でなされても表面上は、厳しい基準というが、通常と変わらない判断をして勾留を認めているとしか思えない。既に再審で無罪が確定した東電 OL 殺害事件でも、1審の無罪にかかわらず、控訴審の勾留を認め、再審で無罪が出てもそれに対する反省が表明されたという事実はない。

③冤罪事件の原因は、勾留をほとんど認めること、逮捕・勾留された被疑者に、逮捕・勾留中に、刑事訴訟法 197 条及び 198 条 1 項に違反して、被疑者に、取調室に出頭すること、かつ取調室に滞留する義務を最高裁が認め、このことで、取調をすることを認めていることに最大の原因がある。

まず、勾留されること自体が、どれだけ被疑者にとって精神的肉体的に圧迫になるのかについて理解が全くない。

加えて、そのような中で、自白することを求める取調を受けること自体を拒否できないとする最高裁は、冤罪が幾ら発生しようと、無反省。

捜査機関による違法取調を違法と考えないことにその原因がある。そのことが、これまで多くの冤罪を発生させているという認識が微塵も無いし、責任も感じていない。

最高裁自身が勾留の要件を吟味しないので、当然下級審の多くの裁判官も右に習え。逆に実際には勾留の要件があるとは考えられない事件にまで、積極的に勾留を認めている。このことは、東電 OL 事件のような無罪判決における控訴審での勾留を積極的に認める対応からも明らか。

最高裁のこの対応に応じ、下級審の刑事裁判官や、勾留の実務を担当する裁判官も、検

察の勾留や起訴に対して、ほとんどフリーパスに近い形で勾留を認める判断するという体制が冤罪を発生させる大きな原因となっている。

また、参考人の事情聴取においても、逮捕勾留が直ぐにできることを前提に、到底任意の聴取とは言えない強制の事情聴取になる。参考人の事情聴取でも強制がいつでもできることについて、最高裁の裁判官に全く認識がない。だからこそ、このシンポで呼びしている志布志事件のような事件も発生する下地がある。

冤罪を少なくするには、最高裁は、本来、下級審が本当にきちんと勾留の要件について判断をしているかどうか、さらには、起訴事件で本当に無罪推定の原則を前提に、きちんとした審理をしているのかについて、常に注意を払う必要があるが、逆に、最高裁が、検察から勾留請求がされれば、認めることを前提に考えており、また、正式裁判においても、無罪が少ないことが前提であるかのごとく、最高裁でも、有罪で上告され無罪を認めた事件数が年間数件（2件前後）に過ぎないことが、正に、下級審の裁判官に対し、無罪を抑制する判断へと向かわせている。最高裁が、全くと言っていいほどチェック機能を果していないことこそが冤罪の最大の原因である。取調の受忍義務についても同様であり、冤罪における最大の原因が最高裁そのものということを、最高裁裁判官に認識させる必要がある。

これらの認識を皆さんにも持ってもらいたいということが本集会の一番の目的。

(別紙1)

逮捕・勾留された被疑者には、自分の意思に反して取調を受けなければならない義務があるか。

取調を受ける義務は存在しない。理由は以下の通りであり、最高裁判所の前記の判決は、刑事訴訟法の規定を無視した解釈と言わざるを得ない。

(理由)

1 刑事訴訟法 197 条 1 項は、

「捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければ、これを行うことができない。」

→この規定の意味→①強制処分は刑事訴訟法に規定、

②強制処分をするために、誰が、いつ、どのような場合に、どのような範囲で、どのような手続をとれば、どのようなことを行なうことができるかを規定することが前提。

←憲法の 31 条等の強制処分について制限規定。

2 次の条文の刑事訴訟法 198 条 1 項は、被疑者の取調について、次のように定める。

「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べるができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。」

従って、被疑者の任意の取調べは、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる場合を言うこととなる。

3 最高裁は、「刑訴法において身体の拘束を受けている被疑者を取り調べる事が認められていること（一九八条一項）、」として、198 条 1 項のみを根拠としている。

←最高裁のこの解釈は正しいか。最高裁だから間違はずがないと思われるかもしれない。

4 本当に果たしてそうか？

もう一度 197 条 1 項のついでの前述の説明を見ていただきたい。

強制処分は、厳しい要件規定が必要。

5 では、刑訴法 198 条 1 項に、要件規定は存在するか。

→存在しない。存在するのは「逮捕又は勾留されている場合を除いては、」という文言



のみ。綿密な要件規定がほとんどの部分で欠落している。「どのような場合」についてしか規定なし。

6 刑事訴訟法 197 条 1 項の原則規定の次の条文で、自分からその強制処分法定主義の原則を台無しにする規定を置くことがありうるか。→絶対にあり得ない。

7 最高裁は、捜査における刑事訴訟法の基本原則を、無視した解釈を平気でしている。これが最高裁判所の実体。

8 では何故、刑事訴訟法 198 条 1 項は「「逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。」という規定を置いたのか？

そもそも、198 条 1 項は、憲法 38 条 2 項を前提に、被疑者の取調を強制状況で行なうことは、自白の強要になる可能性も考えて、任意の場合に限って認めた。ところで、逮捕、勾留は強制で身柄を拘束している。このような強制拘束状態において、被疑者の取調をすることは、「任意の取調」にはあたらず、逮捕・勾留中は被疑者の取調を予定していないことを明示的にするために、当然のこととして「逮捕又は勾留されている場合」は、任意の取調が存在しない以上出頭拒否や退去自由の問題も生じないので、この場合を除いたに過ぎないと考えるべきである。

さらに、「逮捕」「勾留」の目的は、単に、「身柄確保」と「証拠隠滅防止」のための強制手続であり、被疑者を強制的に取り調べる為に認められている手続ではない。このことから、強制の取調ができる根拠とはなり得ない。

そもそも、最高裁は強制での拘束状態にある者に、取調べ室に出頭する義務と、滞留する義務を課してと取調べすることを認めても、取調べを任意の取調べと考えている。出頭を拒否することも、退室をすることも両方認められて初めて任意の取調べであることは刑事訴訟法 198 条 1 項の結論。最高裁は 198 条の任意取調の規定を無視。

9 以上のことから、最高裁が、198 条を根拠に、逮捕、勾留中の被疑者取調は認められるという解釈は全くの誤り。最高裁は、平気で刑事訴訟法の条文を無視した解釈をしている。

以 上

(別紙 2)

## 弁護人の選任について

### 1 当番弁護士を呼ぼう

逮捕されたら、直ぐに当番弁護士を呼びましょう。警察官に「当番弁護士」を呼んでくれと求めて下さい。最低限、逮捕された後の被疑者として持っている権利や、対応方法、今後のことについての相談をすることができます。

### 2 弁護人になってもらおう

当番弁護士が来たら、まず被疑者としての権利や注意すべきことを確認し、その弁護士に弁護人になってもらいたいと申入れをしましょう。

勾留される前に当番弁護士が来た場合に、預貯金の額が50万円以下の場合には、誰でも「被疑者弁護援助」という制度で、弁護人をつけてもらうことが可能です。ただし、その場合には、当番弁護士として来た弁護士が、司法支援センターとの間の契約弁護士でない場合で、弁護人となれないと言われる場合があるかもしれませんが、その場合には、他の弁護人となれる弁護士を紹介してほしいと申し入れて下さい。

もし、預貯金が50万円以上ある場合には、私選弁護人として、依頼することとなります。その場合は、費用は依頼する人の負担となります。費用の額はその弁護士とご相談下さい。

### 3 勾留後の場合の弁護人選任について

勾留される場合には、罪名によりますが、国選弁護人を選任することができる場合がたくさんあり、預貯金の額が50万円以下の場合に、国選弁護人を選任することができます。軽微な罪以外は、この勾留以後に国選弁護人を選任することができます。裁判官から国選弁護人を選任するかどうか聞かれるはずですので、その際には必ず選任してもらおうようにして下さい。

但し、前述のように軽微な罪の場合には、被疑者段階では国選弁護人を選任できないので、その時には、まだ、当番弁護士を呼んでいない場合には、当番弁護士を呼んで下さい。先程の「被疑者当番弁護援助」の制度で、預貯金額が50万円以下の場合には弁護人をこの制度で選任できます。一度逮捕の時に当番弁護士を呼んだ場合に被疑者弁護援助制度を使って弁護人を選任してもらいたいときは、以前に来てもらった当番弁護士の人に、被疑者弁護援助制度で弁護士になってもらいたいと連絡をしてもらってください。

通常の当番弁護士を一度呼んだ場合にも、私選弁護人をつけたいと考えるようになり、知り合いの弁護士がいない場合には、「私選弁護当番弁護士」という制度もありますので、この制度で私選弁護人を選任したいということで、私選当番弁護士を呼ぶことも可能です。

し、以前にきた当番弁護士にきてもらって私選の弁護人となってもらうことも可能です。私選弁護人は費用は、依頼者の負担となります。

50万円以上の預貯金がある場合でも、私選当番弁護士の制度で弁護士を呼んで、呼ばれた弁護士と私選弁護人を依頼する弁護士との話合いがうまくいかない場合には、その勾留された罪名が国選弁護人を選任できる罪名である場合には、交渉をした弁護人に、交渉をしたが、弁護人を受けてもらえなかったという報告をしてもらいましょう。そのような場合には、国選弁護人を選任してもらえます。

#### 4 弁護人の選任の重要性について

報告の中では、基本的に勾留自体を阻止することが困難である旨述べましたが、被害弁償をしたりすることで、早期に釈放を勝ち取ることができる場合もありますし、親告罪の場合には、示談等をして告訴を取り下げてもらえれば罪に問われない場合もあります。また軽微な事件では、弁護人が家族等の協力をもらって、早期に釈放をしてもらえる場合もあります。さらには、否認をしている場合でも、ほんのわずかではありますが、罪質が軽微な場合などは、勾留の準抗告が認められた事案も存在します。弁護人との密な面会で、勇気づけられて虚偽の自白を阻止することもできる場合等あり、弁護人を付けることは大変重要な意味を持ちます。

是非とも弁護人を選任して弁護をしてもらうようにして下さい。

## ● パネルディスカッション

**野平** 鹿児島から来ました弁護士の野平と申します。この志布志事件についてということですが志布志事件は今から10年前平成15年4月に行われた鹿児島の県議選において選挙違反があったということで取調べがはじまりました。これは実際は何も無かった事件です。全然無いんです。事件があったとされて引っ張られました。たくさんの人達が調べられた。500人を超えていると思いますが、関わった方でそのうち逮捕された方が13人でしたね。うち起訴された人が13人です。

平成15年の4月13日に選挙が行われた翌日から調べが始まりまして、まあ最初の事件としてマスコミ等で報道された事件ですけれども取調室で親族の方が書いた紙を3枚刑事に踏まされたという事件です。この事件で結局事件としても立件出来ないものがあつたんですが、その事件が結局立件できないということで嫌疑の無い中で、今国賠訴訟やっているんですが、国賠訴訟の中で、刑事の取調べ班長、志布志所長これが法廷でも証言したんですが嫌疑がなかった。17、18と取調べをしているんですが、12名の方を引っ張ったんですが嫌疑の無い中で取調室に連れていかれてこれを証言したんです。で17、18と結局なにもなかった選挙違反に関する疑いが。ところが19日に取調べが更に拡大されたんですね。さらにたくさんの人を取調室で自白を迫った。

そうした事件性の無い事件の中で、会合



野平康博弁護士

が4回開かれた舞台となった今日お二人が住んでいる懐集落という所なんですが志布志の町から車で40分くらいかかる県境で山の中、もう行き止まりの集落。世帯数がもう殆どない。100もありません。懐集落だと20人ぐらいが住んでいる。そこにですね毎日警察官が行って任意同行と称して強制的な連行が始まり取調べをして、今言ったように焼酎を配っただけの現金を配っただけの会合を開いただろうと。挙句その金額がですね起訴事実だけで191万円です。一世帯でいくと52万円ということなんです。非常に大きな金額が配られたという構造です。見立てとして非常に不自然、不合理なものです。嫌疑性のレベルで田舎のほんとに影響力のないような所に連れて行かれて自白を迫られる。その調べの凄まじさは何と言ったらいいんでしょうね。違法

捜査のデパートと言ってもいいぐらい、総合商社と言ってもいいぐらい何でもありの世界、何でもありの取調べが行われました。

逮捕された後、勾留された後は弁護人が付いているわけですが、弁護人との接見状況も、詳しく聴取された弁護人も何人も解任された。挙句の果てには裁判所から解任されるというような公判の直前に弁護人を解任するというような事件にまで発展しました。

勾留された最長の方は 395 日間保釈が認められず勾留されました。短い方でも 3ヶ月くらい勾留されました。接見禁止は長期間にわたって行われました。第 3 回公判廷が終了するまで接見禁止が続きました。誰とも会えない状態が長く続きました。そういう中で自白を強要され自白を維持するためにありとあらゆる手段を使って。最終的には会合は無かったということはアリバイが立証されて、明白に客観的な事実として明らかに何も無かった事件をこうやって自白を作ることが出来た事件です。

全く事件と関わりなく生きてきた人達が我が身に降りかかる、こういう事件です。ですので、今日のお話としては二人にどういいう取調べが行われたのかというのを語っていただき皆様と一緒に考えていただければと思います。

**長沼** 自白というものはですね、事件をしていないのに事件にまきこまれてしまう、これが我々にもいつ降りかかるかわからない、そういった出来事だと思います。

みなさんも厚生省の村木さん事件をご存知だと思います。証拠がねつ造されました。ねつ造した検察官は服役となりました



長沼正敏弁護士

が、その体質というものが検察庁という所にあるというのは重々認識されたと思います。警察、検察という国家権力というものが暴走するんだということを我々は忘れてはならないのだと思います。もちろん日本の治安を守っているのは警察であり検察です。しかし時に警察検察は事件というものがあるという前提で、動いてしまいます。この事件というものを裁判で証拠とする為に情報を集めるということを念頭に動いた時に暴走する組織であるということであり

ます。我々は常に我々の自由と権利を守るために監視していくことをしていかなければならない。今日もパネリストの方に志布志冤罪被害者のお二人がいらっしゃっています。いつ我々に降りかかるかもしれない問題であるということをお話していただきたいと思います。

**藤山** 志布志から参りました原告団長の藤山です。今、野平先生から志布志事件の内容を話していただきましたが、この志布志事件というのは警察が作った犯罪だと私は今思っています。

我々の集落というのは今5世帯。本当に山の中で肩を寄せ合って生きている集落です。その集落の中に突然警察が来て逮捕する、本当に思ってもいないことがありました。そこからもう9年経ちました。私が皆さんに伝えたいのは何故警察は何にもしていない善良な市民を罪に陥れないといけなのか、そういうことだと思います。

取り調べというのは簡単なものじゃなかったです。毎日毎日長時間狭い取調べ室の中で、頭から犯人扱いですね。「お前はやったんだろう」「自白をしろ」と自白を迫った。これが、鹿児島県警が我々に犯した罪です。だから私たちは警察が作った犯罪なんだと、今も言っています。

私は平成15年の4月17日に最初の取調べを受けました。17、18この刑事はすごく紳士的な素晴らしい刑事でした。「藤山さん本当に申し訳ないことをしましたと帰りにお茶でも飲んでください」ってコーヒーも出していただいて、「何かあったら相談に来てください」とそう言って別れたんですけど、4月の20日、日曜日、これからが私の本当につらい10年間が始まりました。

一番冒頭に言われたことが「お前を死刑にしてやる。」もの凄く怖かったですね。本当に今思えば死刑にできるはずはないんですけど、あの狭い密室の中でいきなりそういう暴言を吐かれるともう頭がパニックになって。なにを考えたらいいいのかわからない。それを毎日毎日長時間調べられると10人中9人は自白をしてしまう。これは無かったことであっても、自白をしないといけないように警察が作ってきます。必

ず警察は犯人として見たらこの人を犯人にするまでは自白を迫ります。だから我々は10年間苦しい思いをしてきました。また後ほど質問のところでお話ししたいと思います。

懐 私も平成15年の4月17日から取調べを受けました。女房が呼びに来て「お父さん警察が来てるよ、話があるよ」と言いましたので、何か自分は悪いことしたのかなと思って志布志警察署に行きました。

会社の方には「10分位で帰ってくるから仕事やっててくれよ。」ということ言ってきたんですが、その日を境に会社に戻ることは二度とありませんでした。それと女房が19日から調べを受けたんですが、女房は元々身体が弱い女性でして、「女房がやばい」と小さな声で私を取り調べた刑事から聞いて、女房は初日にお金を貰ったことを自白したことになります。私が一番皆さんに言いたいのは本当にやっていないのは、あれだけのひどい取調べを受けて最初は取調官も優しいことを言うんですけど、次から声が大きくなります。「お前がもらったんだろう」「正直に言えよ」とものすごい声で怒鳴られる。さっき原告団長が言ったように、やってないんですけどやったように言わされるんですよ。同じことを繰り返し、繰り返し長時間も取り調べられたらですね、もう自分で自分が分からなくなります。

私が一番死のうと思ったのは、一日取り調べをやって夜11半頃帰ってきて女房が「もうお父さん死のうか一緒に」と言ったんですね。次の20日の朝ですかね、近くに柿の木があるんですよ、そこにロープを

かけて女房と二人で自殺をしようとしたんです。その後私は一人で滝つぼに飛び込んで入水自殺を図りました。その時はたまたま近くで釣りをしていた親戚の人に助けられましたけど。他の人を呼びに行ったときに近くにあった木でもう一度首つり自殺をしようしました。私が声を大にして言いたいのは警察というのは無い事件を本当に作るということです。それが、残念で仕方ありません。

**司会** 取調室に連れて行かれて取調べの席に座らされたときは、どんな印象だったのでしょうか、あるいは取調室というのはどのようなものなのでしょう。

**藤山** 取調室というのはですね、畳2畳位でまわりが真白く塗ってある。これはなぜ真白く塗ってあるかと言ったら、考える力が無くなるそうです。私は17日の取調べの時には調べ室が無くてですね、警察官たちが寝泊まりをする、そして休みを取る所で畳の部屋だったんですけど。そこで取調べを行ったんですけど、その時にはすごく親切な刑事さんっていうのか穏やかな人でしたので、まず何の為にここにいるんだろうかっていうのをまず考えました。調べをしている刑事も選挙違反でここに呼んでいるんだってことは言わないんですよ。何か家に無かったかとか、まあそういうことを聞いてきましたね。

そして18日、二日目になってからやっと中山真一の選挙違反で取り調べを受けているということが分かりました。というのは、カワバタサチヨさんという方が取り調べをされているんですが、踏み字事件で有名な人なんです、その人を知っているか

ということで、「ああ知っていますよ、昔からよく知っていますよ」という話をしたら、「この人達が集落に選挙運動に来たことは無いか」と言われて。その時に初めて、選挙運動の事で引っ張られてるんだなという風に思いました。警察に引っ張られるって何が何だか分からない。我々のこの事件の全ての人が最初はそうだったんですけど何の容疑で引っ張られてるか全くわからないんですよ。我々は警察という所は、免許証の切替え以外行ったことの無いところですので、用事の無いところなんですよね。そういう所で、取り調べを受けるというのは非常に辛いものがありました。以上です。

**司会** 先程の話では二日間は丁寧な取り調べ、これはまあ地元の警察の方だと思いますが、交代した県警の特捜の警官からの取り調べは非常に苛烈になったということですね。お聞きしているのはですね、最初の任意の取り調べ開始から6日目くらいにもう自白させられてしまっていると聞いています。先程お聞きした「死刑にしてやる」から始まった取り調べとはどんなものだったのか、もう少しお聞きしたいんですが。

**藤山** 20日、日曜日になるんですけど、私は牛を飼っていて、牛の世話をしているときに丁度朝4時頃に刑事が二人見えまして、「藤山さんちょっとお話が聞きたいから署までご同行いただけないでしょうか」ということでその時にはすごく優しい言葉を使うんですよ。2日間で話すことは全て話したから話すことは無いということで、断ったんですけど、もうしつこいっていうんじゃないですよ、行くまでは仕事



も出来ません。ずっとくっついたまま。仕方なしに行ったんですけど、先に調べ室に入って待っていました。

コドウという刑事なんですけども、調べ室のドアを開けるなり「こら藤山おまえを死刑にしてやる。今までの調べとは訳が違うぞ」それから机を蹴飛ばすわ、周りを叩き回るわ、目の前に鉛筆を差し出すわ、こりゃ脅しというもんじゃないですよ。本当に身の危険を感じるぐらいの調べを受けました。そして自白というものをですね、「焼酎を貰っただろうが。フジモトイチコはお前にやったと言っているんだ。何故おまえが嘘をつくのか」そして、「認めたら逮捕はしない。認めないと逮捕するんだぞ」ということなんですよね。私は勤めていたから一日も早く仕事に戻りたい、その思いがずっと頭にありました。逮捕されないんだったら認めて早く仕事に行った方がいい。そう考えるのが私は普通じゃないかなと思います。しかし、あの調べのきつい中で、長時間朝から晩まで、朝8時から夜10時頃まで調べられる。しかし刑事に言わせれば「長時間の調べはしていない」そんなことを言うわけです。その長時間の調べに耐え抜くという事は出来ないと思いま

す。

調べを受けてる間に、左足首が利かなくなって歩けなくなりました。そして病院に行って治療を受けて、病院から出てくれば刑事がそこで待っていて、また調べに連れていかれる。その繰り返しでやってもいけないことを自白をしてしまったということです。

**司会** 肉体的にきつい様な要求、拷問と言っていると思うんですが、そういったことはあったでしょうか

**藤山** 我々にすればあれは拷問なんてもんじゃないなと思うんですけどね。あの調べ室の所にまあ調べ室には薄いパイプ椅子があるわけなんですけども、長さが1m、幅が5、60cm位の鉄の机ですか、それを思い切って刑事が蹴っ飛ばすんですよね。そうすると後ろに壁がありますんで、その蹴飛ばした勢いで机と椅子が挟まる寸前までできます。そして、それでも言うことを利かないと、鉛筆を目の前にこういうふうにさします。もうすれすれです。調べ室の中を、鉛筆を持って拳でドンドン叩きます。だから私は、脅しというものをああいう風にされると、世の中にこんな怖いことがあるんだろうかと思いました。

うちの女房も逮捕されたんですけども、うちの女房は完全否認を貫きました。なんでそれが出来たかというのは、私の担当していた弁護士に、「僕はいいいから女房を守って下さい」といって、調べが始まると、弁護士が行って調べをさせないように面会室に呼んで、うちの女房は「あんな怖いところは無い」、完全否認を取ったんですけど「それでも怖い。こんな怖いことは無



い」って話をしているんです。

**司会** 次に懐さんにもお伺いしたいと思います。懐さんはやはりご夫婦で調べを受けてこられたと、奥さんが初日の長時間の調べで自白させられてしまったという風にお聞きしています。その時点では、懐さんは自白されていない状況で取り調べが続くということになるのでしょうか、先程滝壺に飛び込んだお話があったんですが、これは調べが始まって4日目位の話ですよ。そういう心境になるような取り調べというのは具体的にどのような取り調べだったのでしょうか。

**懐** まずはですね、同じ事を繰り返すんですよ、取り調べをしながら、「貰っただろう、貰っただろう」と耳元で囁いたり、大きな声を上げたりして同じ言葉を繰り返すんです。そして女房が調べられたのは4月の15日ですけども、女房も帰ってきて先に入ってきたからもう調べはすんだのかなと思いましたが、当時の調べ官だったコウリュウジ刑事と婦人警官が、ちょっと名前を忘れてしまったけど入ってきました。そしたら、そのコウリュウジと婦人警官が写真の撮りに来て上がりとしたら、当時無職だった息子が言葉は忘れてしまったけど、大きな声で怒鳴り散らしました。「お前ら誰の許可で上がるんだ」と大きな声を出しました。そうしたら、写真を撮ったかどうか私も記憶に残っていませんけども、それからです、女房が私が言いました。「お父さん死のうか」言ったのはそれから夫婦で一睡もしませんでした。

私には子供が3人いますけど、当時高校生だった次女がですね、「私はお父さん達



懐俊裕氏

が毎日調べを受けるからもう学校やめたい」と言ったんです。妹に言ったそうです。その妹が「お母さんが学校行かせてくれるから学校やめなさんな」と慰めたそうです。それで高校も卒業して、しかし、鹿児島県の、本当はバスガイドになりたかったんですよ。でも違う観光バス会社に就職した。それというのも、私が調べた当時の警部補と婦人警官が学校まで来て校長と教頭にですね、「懐を取り調べているけど娘は他の生徒達にいじめをさせてきてくれ」と参加したというんです。私は出てから子供に聞きましたら、警察っていう所は本当に人権も何も無いんだな、家族もなんでも調べて事件をつけられる所なんだなと思いました。以上です。

**司会** そういった取り調べが続く中で、自殺未遂の経緯があつて常識的に考えればそういう自殺未遂まで起こっている状況で取り調べがやむのでは無いかと思えるところですが、どうだったのでしょうか。

**懐** 私が滝壺に飛び込んで自殺未遂をした後でも、取り調べは続きましたよ。何故なんだろうと思いました。警察っていう所は私が滝壺に飛び込んで自殺未遂しようとし

でも、まだそれでも調べをするのかな、とものすごい怒りを感じています。現在もそうです。

**司会** ここでですね、滝壺で引き上げて下さった方の調書が取られていると思います。野平先生この方の調書について簡単に教えて頂ければと思います。

**野平** 4月19日に自白をさせられる訳ですけども、すごいプレッシャーをかけるわけですね。これ以上また取り調べが続くのかな、そのなんていうんですかね、今後のきつさですね、家族が苦しめられる。そのきつさから自殺を図る訳ですけど、それは死んだ方がましだという思いでいた訳ですね。それで助けてくれた人がいた訳ですけども、その人に対しても「どうして死のうとしたんだ」と助けた人が聞いた時、懐さんが「死んだ方がましだ」と言った訳ですね。その調書が本来その人が後に警察官、検察官に「死んだ方がましだ」という風に伝えたんですね。でも伝えたにもかかわらず、警察官も検察官も「死んでお詫びをする、選挙違反で皆さんに迷惑をかけたから死んでお詫びをする」という風な調書を作り上げたんですね。これはあなたが言ったこととそんなに変わらなかったということで、その「死んだ方がましだ」というのが、「死んでお詫びをする」というのに調書が変えられてしまったということなんです。

そして、公判廷で証人として出てきて、その方が、助けた方がですね、「死んだ方がましだ」という風に、言っていたんです。そういう風に訴えたんだと、刑事にも検察官にもそういう風にちゃんと伝えたんだだけ

ど、調書としてはそういうものができあがってしまったということを経験でちゃんと証言してくれました。

**司会** 藤山さん、嘘の自白をしてしまったその時ですが、どんな気持ちで自白をしなければならなかったのか、あるいは自白をしたあとこれからどうなるとお考えでしたでしょうか

**藤山** 自白をしてしまったということで4月の23日、24日この二日間、自白を何故してしまったのだろうか、何故嘘の自白してしまったのだろうか、その思いで相当悩みました。そして、人権擁護委員会とか人権相談所とかそういう所に電話したり、電話で「嘘の自白をしてしまった、どうしたらいいのでしょうか」ということを相談しました。そしたら、「警察は本当のことを言ったら分かってくれるはずだから、本当のことを言いなさい」ということで、アドバイスを受けて、それで24日の日に、あるところに行って弁護士の先生を知らないですか、ということで弁護士の先生に相談をしたいと思って弁護士事務所に電話をしたんですけど、その時先生がいらっしゃらなくて、「25日の朝9時だったら会えますよ」ということで「志布志でこういう選挙違反で取り調べを受けているんだけども」ということをお話をしたら、すでに逮捕されているフジモトイチコさんの担当弁護士だったんですね。そこが「明日9時に来なさい。」ということで、行く約束をしていたら25日の朝早く刑事が一人来て「今日も調べをするから来い」と、「いや私は弁護士の先生と約束をしているからいけない」と話をしたんですけど、「何を

弁護士に聞きに行く事があるのか、聞きに行く必要はない」と電話すらさせてもらえない。弁護士の所に行く所でしたので、今日はこういうことで来れなくなりましたということを電話をしたかったんですが、電話すらさせてくれませんでした。

嘘の自白をしたということで、25日の調べの中で「自白は嘘です」と、否認をしました。否認をしたとたん、「お前は馬鹿じゃ無いか、誰がそんな入れ知恵をしたか」と。それからまた延々と自白をするまで、きつい調べを受けました。否認をすれば、厳しさが増す。本当に警察のやり方は汚いです。

我々の集落にいた人間は、そこに選挙管理違反があるはずないのは、何か考えても分かる所なんですけども、刑事はそれが分かりません。一方的にお前が犯人なんだ、こっちの言うことは一切聞き入れてくれません。聞き入れようもしない。自白をしてしまったら、これほど辛いものはない。しかし、否認をしたら否認をしたで、叱られる、怒られる。否認したり自白したり、その繰り返しをしていると何が何だか分からなくなってくるんですね。最終的に自白をしてしまう。まあ後は警察の物語になってしまう。これが警察のやり方です。

**司会** 長沼先生、今ですね、お話の中で弁護士の話が出てきました。任意の取り調べで、逮捕前ということだと、国選弁護人などの制度はないのでしょうか。

**長沼** 今、50万円以下の資力のない方ですね、国選弁護人の選任手続きというのはできるのですけれど、勾留された方が対象になっています。勾留された方です。で

すから、冤罪被害者はお二人任意で取り調べを受けていらっしゃる。任意というのは、「いつでも帰っていいですよ」という意味なんです。本当は。ところが警察というところは、話をするまで帰さないということをし、勾留されていない事件については弁護士を国の費用でつけたいという制度の担保もない。それが現在の状況だと思います。

**藤山** 今、先生の方からいつでも帰っていいですよ、とそれが任意なんですけど、「私は帰ってもいい」と言われたから帰ったんですね。そしたら調べ官が二人駐車場まで追っかけてきて、なぜ帰ると腕をとって調べ室まで戻されました。これは任意じゃないです。

## 第二部

**司会** 志布志事件において有名になった踏み字事件というものについてお聞きしていきたいと思います。この踏み字事件は藤山さん、懐さんが経験されたこととはちょっと異なる部分だと思いますので、野平先生どのような経緯の事件だったか教えてくださいませんか。

**野平** この事件はですね、懐集落に捜査が及ぶ。カワバタサチヨさんというホテル枇杷の経営者なんですけど、この方がビール口事件という事件で取り調べを受けて、この事件が結局立件出来ない中で、懐集落に焼酎を配ったという嫌疑がもちあがったんですね。その嫌疑はですね、懐集落の人に、県議員に当選した中山さん（のため）にカワバタサチヨさんが挨拶回りに来て、その

帰った後に、帰った直後に焼酎が置いてあった。こういう話がでたことによって、カワバタサチヨさんが持ってきたという流れになる。ところがそういう事実は無いわけですけども、現に焼酎が置いてあったというだけの話で、(警察が) そのことについてカワバタさんを取り調べたんですね。厳しい取り調べがなされた。

これ、叩き割りとよばれる手法です。これ、国賠事件で刑事が、「叩き割りという取り調べ手法というのは有りますか」という質問に対し「有ります」と、そして、「それはどういう取り調べ手法ですか」という質問に対し、「真に迫る証拠が無いのに、これは要するに嫌疑が無いのに、自白を強要する方法」という風に法廷で証言された。警察官が自ら叩き割りの取り調べ手法はそういうものだ、つまり虚偽の自白でもなんでもいいから自白を取るといこうことをですね、認めたものなんですけど、この手法を取ったんですね。どういう手法でやるかという、机を叩いたり、怒鳴ったり、大声で自白を執拗に認めろということを1時間、2時間続けるわけですね。精神的にも(耐え難いものです)。目の前でですね、この間も説明した通り、藤山さんもお話しした通り、机を小さい机ですね目の前にして大きな声で怒鳴るわけです。で、怒鳴りながら、黙秘をしたりすると、さらに怒鳴る訳ですね、それを繰り返していく訳ですね。

それでも焼酎を置いた事実はないので、カワバタさんは否認を続けたわけですけども、業を煮やした刑事がですね、机をよけて親族の名前などを書いて、孫の名前も書いて、「じいちゃん早く優しいじいちゃ



藤山忠さん

んになってね」そういう文句を書いてそれを足下において、「反省しろ」って言って、出て行って、後で取調室に戻ってきて、この紙をですね、足でカワバタさんに足で踏ませる。こういう行為をしたという事件です。この事件では、刑事がですね、特別暴行陵虐罪ということで有罪判決、結局退職金も貰えなかった訳ですけども、そういう結果になりました。これは民事事件ですが、国賠でも損害賠償が認められて、その後に、刑事告訴が行われる。で、有罪判決が刑事に出たんですけど有罪判決が確定したという事件です。

**司会** これはあれですよ。刑事が両足をひつつかんで、無理矢理踏ませたということなんですよ。それでこれは私も調べて驚いたんですけど、踏み字は今ご説明があった様に、そもそも事件の発端の所に出てきている行為であって、取り調べに行き詰まってやむを得ずやったということでは無いですよ。最初の一、二日で行われている行為ですよ。

**野平** そうですね、だからなんとしてでも認めさせる。なんかの取っ掛かりを作りたい

い。要するにビール口事件というのは頓挫してしまう。その中で、焼酎口事件、これはカワバタさんの焼酎口事件と呼ばれるものなんですけど、この志布志事件はたくさんの事件があって、中々分けて話すのは難しいんですが、入り口の所の入り口が有る所で起こった事件。いかに最初から焦ったというんですかね。何とかして立件したい。何でもいから立件したい、こういうことが見え隠れしている。

その最初の段階で行われた踏み字事件この事件から結局事件は無かった。検察庁に送致さえされてない。これは事件の証拠がたまと、検察庁に送られて、検察官が処分を決める訳ですけど、そこに送致もされていない事件。これはもうそのまま事件にもならなかった事件。そこから、さっき4月の17日、全く嫌疑が無い中、懐集落の名前が挙がった為に、懐のこのお二人も含めて、たくさんの方が、取調室に連行される。こういう風に連行されるんですね。拒否できない全く拒否できない中で取調室。もう無抵抗の人達を何時間も。

今日あのお手元の資料の中にこういう取り調べの一覧表スケジュールを書いたものがあるんです。見て頂ければと思うんですが、これ連日のように任意同行と称して取り調べがなされている。間の取り調べがなされているということが良くわかる。そういう入り口の事件、踏み字事件はそういう中でおこった事件です。極めて特異な中で発生した事件です。

**司会** この踏み字を行った有罪になった警察官は最後まで自分の行った行為は間違っていないと主張していると聞いているんで

すが、どうでしょうか。

**野平** 踏み字をさせたことは、認めたんですね。一回だけやった。ただ、一回だけやったことについてはすまなかったという趣旨の謝罪はしているんですけども、カワバタさんは、一回では無いと言っているんですね。十数回踏まされた。まあ紙が一枚あった訳じゃ無く3枚あったわけですけど、これ国賠の方では、3回は少なくとも踏ませていると認定したんですが、刑事事件は一回だけ。本人が認めた一回だけ。これも、自白に依拠しているということが、いかに裁判所が自白に依拠しているかがよく示されている。おもしろいというか変な感じがするんですけども。「一回だけなんだ」と言い張るのでは、本当の意味での謝罪が行われたとは思えない。

**司会** それでは藤山さんと懐さんの事件に戻りたいと思います。任意の取り調べの厳しい中で自白をしまいその後逮捕されてさらに勾留という身体拘束が続いていくと思います。こちらで聞いているところでは、藤山さんですと勾留が185日間。懐さんの方も87日約三ヶ月の勾留を受けているそうですね。逮捕されて勾留後のことももう少し聞きたいと思います。まず逮捕されると留置場に入れられて、大半の時間を取り調べを受けて過ごすことになると思いますが、一日のスケジュールですとか、留置場での生活というのはどういったものだったかまず藤山さんからお聞かせ願いますでしょうか。

**藤山** 留置場では、朝は6時に起こされます。そして運動時間というのがあるんですけど、これは本当は運動じゃ無いんですよ

ね、たばこを吸わせてもらえる時間。これが7時から7時半までの30分間。それで朝食が7時半から8時までの30分間で、調べが8時半から9時の間に始まります。そして11時半前後まで調べを受けます。

午後は1時から4時半まで調べがあり、夕食が4時半から5時半までの1時間。それから6時から9時までが夜の調べで、丸一日調べがあります。三日に一回お風呂の時間があります。これは朝食を済まして、9時まで全員お風呂に入らなければならないので、本当にゆっくりお風呂に入りたいですけど、頭をゆっくり洗っていたらもう時間になる。本当にシャワーでぱっと流して頭を洗ってそれで3分経ちます。それで終わり。風呂場は監視官が立って見ている。留置場内に、まあ、私は部屋を二回変わりましたが、我々みたいな全くの素人と一緒に入れることはまずありません。必ず暴力団関係者と入れます。二回とも入りました。なぜなのかなと思ったんですけど、今思えば、その人達に自白をするように促すように、同房者として入れていたのかなと思います。というのは同房者が「藤山、お前の事件なんかは認めさえすれば出ていけるんだから早く認めて出て行った方がいいよ。俺なんかみたいに、刑務所に行く事件じゃないんだよ。だから早く認めた方がいいんだよ」と、しょっちゅう言われていました。それが留置場の一日の過ごし方です。

**司会** 次は懐さんにお聞きしたいんですが、前半の方のお話で最初の話接見禁止誰にも会えないという話が出てきました。勾留中はどなたか弁護士以外の方と会うことができたのでしょうか。

**懐** いや誰とも会っておりません

**司会** 接見を禁止させられていたということなんですね。

**懐** そうです。そうです。

**司会** 長沼先生、接見禁止とはどういうものなんでしょう。検察官、裁判所はどうしてそのようなことをするのでしょうか

**長沼** 接見禁止処分というのは、検察官がですね、捜査の必要があると、但し一般面会という形で、捜査をしている被疑者と面会をしてしまった場合にですね、口裏合わせをして、証拠を隠したり、大事な証人を逃がしてしまったりする。そういうことをされてしまうと捜査がままならない。だから弁護士以外は誰とも面会させないでほしいと検察官が裁判所に請求します。これに対して裁判所は、捜査の必要を非常に重視して、まず間違いなく接見禁止というのをつけます。検察官が捜査の必要があると言ったら、逮捕されてしまったら家族に会えなくなってしまう。これが実情です。

**司会** 懐さんにもう一度伺います。接見禁止で家族に会えないというのはどういう心境なんでしょう。

**懐** 大変つらいですね。当時私の両親そして私の女房子供二人と一緒に住んでおりました。でも、その間誰とも会えませんでした。それが一番つらかったです。

**司会** その後起訴されると保釈という制度があって、勾留が解かれる、保釈保証金を積んで勾留が解かれるということがあらずなんですけど、この事件では起訴後の保釈というのはどういう感じで認められたんですか、あるいは認められなかったんですか。野平先生お願いします



**野平** これはですね、公判廷での自白をした3人については検察官が弁護人の保釈請求に対してしかるべきという意見を述べている。3人の方、つまり公判廷で自白をした3人については直ちに保釈が認められました。で、公判廷でも自白調書はあるんだけど公判廷で否認をしたこの他の方々、全部で勾留されているのは12名いるんですけども、この12名の内3名を除いた他の方、否認を通した他の方には、繰り返される保釈請求に対して、全て検察官が反対の意見を出しました。(検察官の意見にもかかわらず) 裁判を担当している裁判所が保釈を認めたケースも有るんですけども、それも抗告によって、高裁がですね、保釈請求を却下するというので、(場合によっては) 最長395日間実刑判決を受けたに等しいくらい勾留されてしまう。で、否認をした人達は180日くらい約六ヶ月くらい、保釈をされずに身体拘束が続く。その間接見禁止がですね、第三回公判くらいまで続いた。結局家族と会えない状態も平行して進んでく。保釈も、まあ刑事達も本人達の取り調べが終わるまで、結局公判での取り調べが終わるまで、認めないといわゆる人質司法ですね。ずっとこれが続い

て、皆さん精神的に非常に辛い思いをされた。何回も保釈請求しても裁判所がこれを認めないということが繰り返されました。本当に事件が無かったことなので、本当に皆さん辛かったと思います。

**司会** 選挙違反の事件について重さという感覚が中々分りにくいと思うんですが、野平先生、もしこれがですね、志布志事件のように煙の無いところから作りあげられた事件では無くて実際に選挙違反でビールや現金を配ったという事件だったとして、有罪になるとしてどの程度の刑を予想されたものなんでしょう。

**野平** そうですね。まあ、明確には分らないんですけど、罰金刑だってあり得るだろうし。つまり略式という形で罰金を支払えば出てこられることもあり得るだろうし、繰り返し繰り返し配ったということで、悪質だということで、懲役や禁固の有罪判決が出たとしても、殆ど執行猶予がつく事件ということですので、まあ、なんて言うんですかね、処罰をしているようにも思えます。

**司会** 執行猶予ということで要するに、実刑、刑務所に行くような事件では元々無いのに300日を超える勾留をさせられていたということですね。有り難うございます。長沼先生、今あの保釈と自白の関係について野平先生からご説明あったんですが、一般論としては、自白をしていないと保釈が認められないということはよくあることなんでしょうか。

**長沼** まず弁護人側からですね、保釈の請求というのをたてます。それに対して裁判所は、検察官に対して求意見、保釈の求意





価値が無いものを採用してしまったんだから証拠排除決定というのを裁判所が最終的にやって、無罪の判決、つまり証拠が無いので、無罪の判決でいいのかなと思うんですけど、裁判所は任意性ありという判断を示してしまいました。とっても残念な結果になっているところです。

**司会** 恐らく非常に懐さんと藤山さんも自白調書が採用されたと聞いたときのショックは大きかったのではないかと思います。藤山さんどうでしょう

**藤山** 自白調書が採用されたと裁判所から裁判官から連絡が来たときは、これどうなんだろうかというのをまず初めに感じました。

**司会** その後、結果的には4年に及ぶ裁判は無罪判決が出ました。懐さん、無罪の結果を聞いたときの気持ちをお聞かせください。

**懐** 私が無罪の判決を聞いたときに、本当に我々の事を警察や検察は信じたのだろうかと思いましたが、でも、この言葉の裏側ですけれども、やっとうちに帰って両親や家族に会えるのかという安心感があったということも本当です。

**司会** 藤山さんはいかがでしょう。

**藤山** 2007年の2月23日に無罪判決を受けたわけですが、私は無罪判決を聞いた時にですね、一つも嬉しくなかったです。これは無罪というのじゃなくて、冒頭でもお伝えしました通り、警察が作った事件です。無罪になるのは当たり前なんです。

※途中約5分間、録音の不備につき反訳不能。

**司会** 今、野平先生より出た可視化という言葉、こういった志布志事件のような悲劇、志布志事件に限らず我々は日常的にこういった冤罪を経験しているわけですが、こういうことを防止するための可視化ということが言われております。長沼先生、可視化について簡単にご説明いただけますでしょうか。

**長沼** 我々弁護士会はですね、捜査機関に対して取り調べの全面可視化というのを求めています。入室してから退出するまで取り調べの状況について、ビデオの録音・録画、これをするように冤罪の温床である取調室で、警察の作文というのを許さない。とても大事なことです。しかしまだこれが実現されていません。もう一回言います。取り調べの可視化はまだ実現されていません。警察、検察はですね、捜査の密行性、「自由に発言できない、話ができない」と、取り調べを受けている人が言っているから録画はできないと主張します。そもそも嘘っぱちですよ。虚偽自白がされているのはですね、警察、検察が捜査の証拠を作るために（取り調べをしているからで）、先程ですね、滝壺でですね「死ぬ」という言葉、（警察に）有利なように、「死んで詫びる」と、言葉尻をとらえて作文をするということなんです。

**司会** たくさん頂いている質問の中で一番多かったものを取り上げたいと思います。今回のこの志布志事件のように、警察が事件を作りあげてしまった。あるいは冤罪を無理矢理作りあげる。そういったことは警察にどんなメリットがあって、どんな意図でやろうとしているのか。恐らく志布志事

件に関しては選挙関係の非常に複雑な事件だと思えます。少し一般化して、長沼先生教えて頂けますでしょうか。

**長沼** 一般化いたしますと、警察検察という組織は、治安を維持する組織であります。我々の生活において事件が起きます。もしくは事件と疑わしいような不穏な事が起きたとします。そうすると不穏な出来事が起きた付近の住民の方々は「子供たちが無事に学校に行けるかしら」「夫の仕事は大丈夫かしら」「買い物に行くときに何か危害を加えられないでしょうか」地域が不安に陥ります。そして「警察何とかしてくれ」「犯人を早くみつけてくれ」（という要望に応え）、治安を治める、治安を沈静化させるために、警察というのは犯人を捕まえましたとマスコミに登場し、（結果として）治安は沈静化する。

皆さんも報道をみて、犯人捕まったんだと、良かった、もう大丈夫だと思うこともあるかもしれませんが、しかし、それが、証拠が無いのにですね、見立てで怪しいだろうという人物にターゲットを絞って、警察検察が犯人を作りあげる温床になっている。冤罪というのがどうして生まれるのか、これは警察、検察の体質にもありますし、我々が警察、検察のすることを監視していかなければやまない問題です。

**司会** 最後に、懐さんと藤山さんに一言ずつ、今日来て頂いた方もそうだと思うんですが、有罪になるならわざわざ嘘の自白なんてするわけではない、というのは世間の常識だと思うんですが、そう思っているたくさんの方々に向けて一言ずつ言葉を頂けたらと思えます。



**藤山** 外に出た時に逮捕されるということがあるかもしれない。これは警察のやることなのでわかりませんが、何も無いところに逮捕されてしまったら、先のことは全くわからなくなります。有罪とか無罪とかそういうことも考える時間はまったく無いです。だから嘘の自白をしてしまうのだろうと私は思います。

**懐** 私の体験からお話ししますが、任意の調べですね、私はもう行きたくないと思っていて布団の中でうずくまって寝ていました。そしたら、警察が無断で上がり込んで来て、私の布団をはがして、無理矢理連れて行こうとしました。そして、母親や親父がいたんですけど、（両親にも）電話をかけて、「今から警察に行って話をしてください」と言います。（警察は）、うちでは優しい言葉を使うんですけど、いったん調べに行くと言葉が180度変わりました。もうそんなことを毎日続けていたらですね、嘘の自白でもした方がいいんじゃないかと思ってしまう。有罪になってもですね、もうこれ以上答えられません。申し訳ございません。

**司会** これでパネルディスカッションの方を終わりにしたいと思います。

# 志布志事件について報告書

2013/10/23

鹿児島県弁護士会所属弁護士 野平康博

## 第1 志布志事件の概要

志布志事件は、平成15年4月13日に行われた鹿児島県議会議員選挙後の捜査の過程で発生した冤罪事件である。

この選挙では、旧志布志町のある鹿児島県曾於郡区で、定数3名に対し4名が立候補し、最下位で当選した中山信一（以下「中山」という）氏に対する選挙買収事件の捜査が始まり、多数の選挙人が警察署等に任意同行され、いずれも厳しい取調べを強要された。この捜査では、取調中に取調室で親族の名前等を書いた紙を無理矢理踏ませたり（いわゆる踏み字事件）、取調室から携帯電話をかけさせ、これを秘密録音したりするなどの違法な取調べがなされた。また、取調官から深夜まで取り調べられ、取調官と一緒に帰宅すると、深夜であるにも拘わらず自宅に上がられ家宅捜索を受けたりした。

このような取調べを受けた結果、事件そのものがなかったのに、当選を果たした中山氏が経営する農場で農作業に従事していた従業員藤元いち子（以下「いち子」という）氏の自宅で、平成15年2月から3月にかけて合計4回の選挙買収のための会合があったとされる買収会合事件の捜査がはじまった。最終的には、中山夫妻をはじめ、合計15名逮捕・勾留され、13名が起訴された。これらの冤罪被害者は、長期間にわたって弁護人以外の者とは接見できない状態で取調べを受け、第1回公判期日後も、長期間にわたって接見禁止がつけられた。起訴後は、13名全員が否認し、全ての公訴事実を全面的に争った。公判中の平成17年5月には、被告人の一人山中鶴雄氏が病死した。起訴された冤罪被害者はアリバイなどを主張し自白の任意性・信用性を徹底的に争い、裁判所の誤った判断により、自白調書の殆どは任意性があるものとして証拠採用されたものの、54回もの公判により、ようやく全員の無罪判決が得られ、検察官は控訴せず確定した。

## 第2 最高検の検討結果について

### 1 捜査の経緯についての検討

(1) 川畑幸夫（以下「川畑」という）氏による缶ビール1ケース供与事実（以下「ビール口事件」という）について

最高検は、候補者である中山氏の選挙運動者である川畑氏の入院で所要の捜査を遂げることが困難になったことから、当該捜査を中止したとする。

しかし、受供与者とされる建設会社の社長や専務等の取調べは既に終わっていた。これらの者は、いずれも缶ビール1ケースを川畑氏からもらったこと、平成15年1月8日（以

下、断りのない限り月日は平成15年とする)にもらい、4月初めまで事務所に置いていたことを認め、これを県警に任意提出したが、趣旨は一貫して否認した。建設会社の社長が川畑氏の経営するホテル枇榔に客を紹介したお礼や年始の挨拶にもらったと川畑氏と同じ供述を警察にしていたのである(当弁護団による聴取書がある)。また、検察・警察の主張では、川畑氏は取調べにより自白したというのであるから、捜査を中止する理由はなかったはずである。川畑氏は、6月4日以降、連日の取調べを受けているが、ビール口事件については全く聞かれていないのである。

したがって、最高検が主張する、当該捜査を中止したとする理由は、事実と反する。

### (2) 川畑氏の焼酎口事件について

最高検によれば、上記事件について、県警は上記ビール口事件の捜査の開始と時を接して、中山氏の選挙運動者が選挙人(亡山中鶴雄氏)に「現金と焼酎」を供与したとの情報を得て供与を受けたとされる選挙人(亡山中鶴雄氏)から事情を聞いたところ、「焼酎」の供与を受けた旨供述したとする。

しかし、いち子氏逮捕の4月22日付け総括報告書によれば、「4月15日、捜査2課員が運用している特別協力者からの情報として、県議選にからみ四浦集落で金が配られているのは間違いがない。金を受け取ったのは、四浦集落のA氏、山中鶴雄(以下「鶴雄」という)氏、B氏とのことである」とされており、「焼酎」供与の情報提供があったとは記載されていない。

しかも、A氏もB氏も、四浦集落の選挙人ではないし、これらの者は取調べで上記事実を明確に否認していた(当弁護団の聴き取り調査ビデオあり)。また、亡鶴雄氏も、川畑氏と中山氏が挨拶に来た後、自宅に帰ったとき焼酎が置いてあったと供述したに止まり、川畑氏と中山氏が置いていったとは供述していない。川畑氏と山中氏が挨拶に来た時期も、亡鶴雄氏の供述した時期と違っていた。なお、亡鶴雄氏の4月16日付け供述調書には娘の名前が記載されているが、その名前も間違っただけで記載されているし、当該調書の最終頁の文字のフォントとそれまでの頁のフォントが明らかに違っている。

最高検の検討は、県警の言い分をそのまま何の証拠もなく鵜呑みにしたもので、根拠のないものである。

### (3) いち子氏の焼酎口事件について

最高検は、「県警は、亡山中鶴雄氏以外にも焼酎及び現金の供与を受けた者がいる旨の情報を入手して、関係者の事情聴取を進めた結果、関係者の一名(いち子氏のことである)が『13名の知り合いに焼酎や現金を供与した』旨供述するとともに、選挙人2名(亡山中鶴雄氏及び懐智津子氏)も供与を受けた旨供述した」と認定する。

しかし、最高検は、この経緯について、県警の言い分をそのまま鵜呑みにして、殊更にもその調査検討を放棄している。

そもそも最初の情報とされるものは、当時の捜査班長であった磯辺一信(以下「磯辺」

という)警部が、4月16日(県警の主張である。この日は、川畑氏の踏み字事件当日である)に、当時の四浦集落公民館長など(1人は加藤秀雄公民館長。以下「加藤公民館長」という)のところに事情聴取に行き、そこで得られたとする情報であるが、加藤公民館長らは、当弁護団に対して、公判中から一貫して、亡鶴雄氏も含めて焼酎及び現金の供与を受けた者がいる旨の情報提供はしていないと述べている(当弁護団の聴き取り調査ビデオあり)。

この捜査経緯は、後に捜査対象となった4回買収会合事件と密接に関連する。

県警及び検察の主張では、いち子氏が4回買収会合事件の会合参加者とほぼ同じ顔ぶれの選挙人宅を一軒一軒まわって焼酎と現金を配り、さらに、焼酎と現金を配って歩いた最中に、自宅で4回もほぼ同じ顔ぶれの選挙人を集めて多額の現金を供与したということになっているが、このようなことが不自然きわまりないことは明らかである。

国賠訴訟の中で、当時の志布志署長や取調班長磯辺警部は、4月17日から嫌疑がないなかで、四浦集落の住民7名を取調室に同行して、いわゆる叩き割りと称する取調べを行ったものの、同人らは2日間にわたりた選挙違反の事実を否認したが、さらに、同行対象者を拡大して同行を求め取調べを行ったところ、同月19日、昼過ぎ頃、懐智津子(以下「智津子」という)氏がいち子氏から焼酎1本と現金1万円を別機会にもらった旨の自白を得たという。これと時を同じくして調べられていたいち子は、夕方頃、中山信一の後援会申込書に署名してもらった13名に現金1万円と焼酎一升瓶2本を配ったことを認めたことになっている。ただ、2人は、上記の同行の経緯は不自然・不合理であり、証拠のないなかで、取調室への同行され、自白を強要されたと訴えており、実際、2人の自白内容は齟齬しているだけでなく、智津子氏の自白は、1万円をもらった日時には、いち子氏にアリバイがあり、信用できないことが明らかになっていたのである。

ところで、不可解な捜査経緯(とくに捜査の端緒)の解明なくして、どのような不正・不当な捜査がなされたのかも明らかにならないはずで、これからの捜査を改善することもできなはずである。

いち子氏は、当初否認を続けたが、川畑氏に踏み字を強要した警察官から取調中に携帯電話を後援会名簿に署名してもらった選挙人に掛けさせられ、取調補助官が、いち子氏の隣に座り、これをICレコーダーで秘密録音したりしていた。当該取調官は、この事実を公判廷で聞かれて否認した。このような捜査手法があったことについて、最高検の報告書には何ら触れられていないことも問題である。

また、最高検は、2名の選挙人(智津子氏と亡鶴雄氏)が自白したと認定する。しかし、この自白内容には、供与者側と受供与者側とで明白な相違がある(もらったのは焼酎だけであったり、金額が違っていたりしていた。また、現金1万円の授受があったとされる日時にはいち子氏にアリバイがあったのである)。しかも、智津子氏は、取調べの過酷さ故に、4月20日は夫懐俊裕(以下「俊裕」という)氏とともに自殺を図っている人物である。俊裕氏も取調べの過酷さから、逮捕されるくらいだったら死んだ方がましだと思って滝壺

に入水自殺を図った者であり、たまたま近くで釣りをしていた者に救助されたが、その救助した者は、検察官に対し、救助したとき「懐俊裕は逮捕されるくらいだったら死んだ方がましだと話した」と供述したのに、検察官に強要されて「選挙違反をした。死んでお詫びをする」との供述調書を作成したと法廷で証言している。

また、取調べを受けた選挙人は、皆一様に、平成15年当時から、密室取調べの恐怖を訴えており、恫喝・強要により嘘の自白調書を作成させられたと訴え続けているのである。どのような取調べがなされたかを解明せずして、志布志事件の全体の問題を明らかにしたことはない。

#### (4) 4月22日いち子氏逮捕後の捜査及び買収会合事件の端緒について

最高検は、「いち子氏を同日逮捕した。被疑事実は、智津子氏と鶴雄氏に対し、選挙買収金1万円を供与した事実と、鶴雄氏には焼酎二本を供与したという事実であった。県警は、この捜査の過程で、いち子氏宅での4回買収会合事実を認知した」という。そして、この捜査の過程で智津子氏がいち子氏宅での買収会合の事実を供述し、その後、身体拘束されていたいち子氏を含めて5名が4回の買収会合事実を認めたとする。

しかし、まず、受供与者とされる智津子氏の供述は不自然に変遷しており、いち子氏も否認や黙秘を繰り返している。

また、他の受供与者への県警の取調べは苛烈を極め、連日のように長時間にわたり、執拗な取調べを受けた。

買収会合事実が出たのは、県警の主張では、4月30日に、智津子氏が「いっちゃん宅で選挙の集まりがあり、1万円をもらった」というのが最初の供述という。しかし、この日の智津子氏の取調べは、焼酎口事件の取調べの最中であり、智津子氏は、連日の取調べで体調を崩し、この日も診療所で点滴を受けて、そのまま志布志警察署に連行され、簡易ベッドで横になりながら刑事の取調べを受け、誘導されてこのような供述をしたというのである。その後、懐集落の選挙人が、この買収会合事実で取調べを受け、別添の供述経過一覧表のとおり、5月6日までの間に、供述を変遷させて4回買収会合の調書ができあがったのである。

公訴事実（この点は後に確定判決により会合そのものがないとされた）とも異なる5名の供述が、時を同じくして何度も変遷しながら、接見禁止付身体拘束を受けていたいち子氏も含めて、何度も一致したというのである。

自発的な供述で、嘘の内容の供述が複数の者の間で何度も一致することはあり得ない。取調官による強制・誘導以外にあり得ないことである。

しかも、県警は、この期間は、捜査会議を簡略化して、取調官同士の情報交換を禁止し、磯辺警部に情報を一元化したと強弁している（なお、いち子ら逮捕の5月12日付け捜査報告書とは矛盾している）。

刑事公判では、取調班長は、5月6日までに取調官同士の情報交換を禁止したところ、

会合の回数、金額及び参加者がほぼ一致したと証言していたが、実際には、5月6日の夜、5名の各担当取調官だけが集められたこと、そして、各自白者の自白内容が知らされていたことが明らかになっていたのである。具体的には、5月6日の夜までには、会合の回数は4回と一致していたものの、1回目会合の買収金は3万円であると供述する者もいたり、6万円と供述する者もいたりした。しかし、翌7日には、自白した5名はいずれも6万円と述べたことになっており、しかも、6日までは封筒を破って中身を確認した後、これを別の封筒に入れ直したことを供述したことがない者も、同月7日には、その供述をしたことになっていた。1回目の封筒破りのエピソードは、極めて特異な出来事（但し、封筒入り現金をもらって、これを破り、わざわざ別の封筒に入れ替えるなどの行動は極めて不自然であるが、このような供述あわせを行ったのは、初期の自白調書で述べたとされる封筒の色などが、白色封筒であったり、茶封筒であったり、祝袋であったりしていたから、これを茶封筒にあわせるための捜査官のでっち上げであった）であったのに、このような供述が6日までは殆ど一致していなかった点にも不当に目をつむっている。

最高検は、このような取調べの実態や捜査手法について、何らの検証を行っていない。

## 2 公判の経緯についての検討

### (1) 第1回公判期日の延期問題

最高検の検討では、6月3日の起訴についての第1回公判期日直前に、検察官が裁判所に対し、弁護人の秘密交通権を侵害して得られた供述調書に基づき、国選辩护人2名の解任予告を行い、このまま公判を開けば、公判廷で解任請求を行うとしたことについて、何ら問題視していない。この第1回公判期日後、当該国選辩护人らを公判中にも拘わらず呼び出し、事案を異にする懲戒事例を引き合いにこれに対し圧力をかけ、弁護権を侵害したことについても、最高検の検討では全く問題としていないが、この点も重大な問題である。

### (2) 会合日時の特定について

検察官は、1回目と4回目の会合の日付やその開始時刻などについて、捜査段階で自ら自白調書（1回目が2月8日、4回目が3月24日とするもの）を多数作成しながら、第42回公判期日までその特定を拒否し続けたが、最高検は、この点についても、何ら触れることがない。

検察官は自ら日付けを特定する供述調書を作成していたのに、その調書の内容を否定し続けたことになるが、それでは検察の信頼は得られないはずである。自ら供述調書を作成したのは、会合日が明らかになっていたのであると考えるほかない。「任意に作成された供述調書」に疑問があり、会合日に疑問があるのであれば、そのような特定をした供述調書を作成した理由を明らかにしておく必要があるが、これをした形跡は全くない。

しかも、公判では、起訴前の作成した供述調書の内容から、最終的には42回公判期日には、これを1回目が2月8日、4回目が3月24日と特定したのである。

このような不合理な対応をする検察官に対し、どうして国民が信頼を寄せることができるというのであろうか。

### 3 捜査の問題点について

#### (1) 最高検の検討内容総論

最高検は、捜査の問題点として、単に、(検察官において) 供述の信用性吟味が不十分であったと総括している。

しかし、送致・追送された供述調書等からは、その不自然性・不合理性は明白であった(一読するだけでその不自然性が明らかであった)。しかも、送致された被疑者も、自己の無実と警察の取調べの違法を訴えていた。

しかるに、検察官は、取調べ状況についての調査等を行わず、自白内容の批判的検討はおろか警察の取調べの影響を遮断することもなく、警察署の取調室においても、警察と同様に自白を迫っている。あまつさえ検察と警察は一体となって被疑者・被告人と弁護人との秘密交通権を組織的に侵害してその関係に容喙し、被疑者・被告人に否認を撤回させ、自白を維持させた。これらの対応の理由は自白偏重の取調べがあることは明らかである(酷い取調べで得た自白なのに、その自白から抜け出せない)。

このように、本件では、単に供述の信用性吟味が不十分であったというに止まらず、検察官自体の供述の獲得・維持過程にも重大な問題があったのである。

そうであるのに、最高検は、この点について、その検証を放棄したままにしているのである。

※障害者団体向け割引郵便制度をめぐる偽の証明書を発行したとして、虚偽有印公文書作成・同行使罪に問われた厚生労働省元局長村木厚子氏の判決が平成 22 年 9 月 10 日にあり、大阪地裁は「検察官の主張は客観的事実と符合しない」として無罪を言い渡した。

上記判決は、村木氏以外のものが障害者団体向け割引郵便制度を悪用したという事実自体には争いが無い事案であるが、村木氏の指示だとする部下の供述は信用できないものとして否定され、検察官が描いた村木氏の指示だなどとする構図が否定された。

ただ、本件と共通するのは、ありもしない事実を密室取調べで供述調書に作り上げて、これに基づいて起訴した点である。

上記事件は郵便制度が悪用された事実が存在したことから、関係者の供述を客観証拠にあわせて供述証拠を作り出すことは、より容易な事案であった(部下が法廷で真相を語らず、部下の被疑者ノートや石井議員のアリバイなどがなければ、客観証拠との整合性があり、関係者の供述が符合していることから、部下の作成した供述調書の信用性が認められる危険性が高い。これまでの否認事件で、共犯者自白のため冤罪となった事件に思いを致す必要がある)。

これに対し、本件では、全くなかった事件(中山氏側の買収自体がない)であったが、



捜査側は、懐集落の日常性までを完全に支配し、そのような状態で集めた証拠にあわせて供述調書を大量に作成していった。密室取調べで、捜査側が収集した客観証拠（直接犯罪事実に関わらないもの。例えば、ファミリーマートで電話料金を納めたとするレシート。店で買い物をしたというレシートなど）にあわせて、警察・検察が一体となって、ありもしない会合での買収に関する供述を作り出したのである。

最高検が取えて本件について検証したにも拘わらず、本件と同様の上記事件が発生したのは、本件の検証において、最高検が単に供述の信用性吟味が不十分であったと総括し、ことの本質（取調べにおいて、被疑者に事実を任意に語らせ、これを正確に調書にとるといふ取調べの基本を忘れ、密室であることをよいことに、捜査側の主張に添うように強制や誘導をして調書を作成してきた取調べの現実）を直視しなかったことに原因があると言っても過言ではない。

## (2) 最高検の検討内容各論

### ア 供述内容の自然さ・合理性について

最高検は、本件では、わずかな選挙人が居住しているに過ぎない山間部の集落において、おなじような顔ぶれの買収会合が4回も開かれ、1人当たり合計6万円から26万円(1世帯52万円)もの現金が供与されたとされているが、このような買収形態は世上見られる買収事犯と対比して特異なものであり、また、常識的に考えても金額及び会合回数に見合った買収の効果が得られるかとの疑問が生じる場所であり、そうすると、そのような現金供与の事実に係る供述が信用できるとするためには、上記のような疑問点を踏まえても信用性を認めるに足る特段の理由が必要であるとして、その特段の理由の聴取が不十分であり、一部の調書に見られる投票買収の趣旨に止まらず運動買収の趣旨・目的があったとする供述の聴取だけでは、その合理性を説明できていないとする。そして、供述の自然さ・合理性の存否に関する証拠の収集に力を注がなければならないとする。

しかし、本件では、運動買収の趣旨・目的としての自白調書が詳細に作成されていても、それで信用性が上がるわけではない。前記のとおり、不自然な供述の変遷（口裏合わせをしていないのに、嘘の内容で一致するという不思議な供述の変遷）があったからである。本件の捜査では、捜査初期の段階から聞き込みを続けていたのであり、さらには6月終わりころから7月初めにかけては大規模な裏付け捜査を行っている。その結果、買収原資にしても、現金の使途にしても、全く証拠が見つからず、むしろ消極証拠が多数集積されていたのである。無実のストーリーを裏付ける客観的消極証拠の宝庫（中山氏に限らずその他の参加者のアリバイの事実等が集まっていた）であった。そして、運動買収の実態がない（受供与者が誰も投票依頼を行っていなかった）ことも判明していたことであった。

最高検の検討は、この事実にとさらに触れずに、あたかも聴取不足に原因があるか

のように結論づけていること自体、本件の問題点に殊更に目を背けるものである。

また、本件で、捜査機関の主張は、参加者は、個別に現金と焼酎もいち子氏からもらっていた最中に、いち子氏宅の会合に参加したというのである。さらに、中山氏から多額の口止め料をもらったり、別口の買収金の供与を受けたりしていたというのであるが、この点については、何らの裏付け捜査も実施していなかったというのである。

警察や検察が獲得したこの供述内容等について、最高検は何らの検討を加えようとしない。密室取調べを温存しようという明確な意図がある。

志布志事件で重要なことは、供述内容を単に吟味することではなく、どうしてこのような不自然・不合理な供述、しかも、6名もの人が不自然な変遷を経ながらの嘘の内容で供述が一致したのかの検証こそが重要なのである。この検討なくして、志布志事件の本質に迫ることはできないし、将来の違法捜査を抑止することもできない。無罪となった者らの国賠での文書提出命令申立（文書送付囑託申立にも）に対し、国は将来の捜査の障害になるとの観点からこれに応じられないという姿勢である。しかし、密室取調べにより多数の内容が一致する虚偽自白が作られた原因が究明されていない現段階では、むしろ将来の適正な取調べが担保されていないことになるもので、そのこと自体が将来の捜査の障害を自ら作り出すものであって、そのような国の姿勢こそ正されるべきである。

#### イ 供述の変遷について

最高検は、供述の変遷は、本件では会合の回数その他の事案の枢要をなすとも言える部分にも見られると指摘する。そして、このことは自白の信用性を低下させるものであるから、供述の変遷理由等についての捜査とそれを踏まえた慎重な吟味が必要であったという。

しかし、実際は、供述の変遷理由等について、警察・検察は聴取を繰り返していた。しかも、その変遷理由等は、弁護人の接見にあると決めうちして、弁護人の接見後に、接見内容を組織的に聴取していたのである。変遷した理由は、買収会合が存在しなかったからに他ならず、そうであるのに、検察官は当事者主義の訴訟構造に違反して、自白を維持させようと躍起になったからに他ならない。

そもそも最高検のいう「供述の変遷理由等についての捜査」とは、どのような捜査をいうのであろうか。それが「取調べ」だということであれば、変遷理由等が取調べに原因がある場合には、意味がない。弁護人は、捜査中、警察の取調べの違法を検事に訴えるようアドバイスしたが、検察官からも頭ごなしにその訴えを否定され、警察と検察は同じ穴の貉であると思ったと口々に訴えている。検察官がその職責を全うしていることが前提である。

いち子氏の担当検事は、変遷理由等を聴取しているが、取調べ以外には全く捜査していない。いち子氏は、担当検事に「刑事を殺してやりたい」とまで述べて刑事の取調べ

の違法性を訴え続けていたのである。例えば5月27日には、いち子氏は、担当刑事の違法を錯乱状態で訴え、留置場に戻った後も、錯乱状態は続いてたが、担当検事は、これを調査していなかったのである。担当検事に対し否認から転じて概括的に認める供述をしたときも、それまでに警察官には詳細に「会合の時の話」（つまり、会合のときの参加者、参加者の到着時刻、参加者が到着した順番等その会合の様態や状況等）を述べたことになっている（この旨の調書が送致されている）のに、担当検事には「会合の時の話」を再現できなかつたのである。担当検事としても、また、事後の検証としても、このような事実は辛うじて供述調書から垣間見ることができが、真の変遷理由等が刑事の取調べに原因があることを解明することはできない。「供述の変遷理由等についての捜査」は、取調べ状況の検証、出し入れ簿等の簿冊類の検討、取調べ状況報告書の検討等ができたはずであるが、検察官は、これを行っていない。

本来は、録画が最も効果的な方法であるが、最高検も、このことを分かりながら、目を背けているのである。

#### ウ 客観証拠による裏付けや客観証拠との整合性

最高検は、本件における証拠構造を見た場合、現金供与の事実を認める供述には客観証拠による裏付けが非常に乏しく、むしろ客観証拠に反する内容の供述さえ存する。そうであるのに、その原因が関係者が否認し、自白しないことにあるとして、供述証拠を中心とする客観証拠による裏付けや客観証拠との整合性の確保が不十分なままに終わったと総括する。

しかし、本件で、検察・警察が投票日前から8月までの捜査を継続しながらも、客観証拠による自白の裏付けができなかつたこと、客観証拠に反する内容の供述が存在したことの意味について、最高検が検討していないことこそが問題である。

最高検の検討は、裏付け捜査の不十分さの故に有罪とすることができなかつたような口吻である。

しかし、供述証拠の多くは、絶大な権限を有する捜査機関であれば、内心の問題を除けば自白の客観証拠による裏付けができるはずである。とくに本件は、多数人が参加した会合での買収事件であるから、多数関係者の相互行為の調整場面（例えば集合に関する電話連絡、酒食の調達など会合の準備等）が多数あり、それだけに、実際に会合の存在が真実であれば供述内容を裏付けられる客観証拠（電話記録、オードブルや提供した酒などの注文先からの情報等）が多数収集できる案件である。しかるに、これが全く裏付けられなかつたのであるから、これに対する検察官の対応こそ重大な問題である。このような場合、検察官は取調べ自体に問題があると考え、将来の公判維持の観点からも、取調べ状況の調査は不可欠であるが、本件では、検察官は予断偏見のもとで、弁護人等からの被疑者に対する外圧による罪証隠滅（否認の慫慂等）を疑い、接見内容を組織的に聴取するに至ったが、このような対応をした検察官の問題性について、最高検は何ら

反省していない。

また、本件では、実際は、十分すぎる捜査を行ったと言われる。それはそれは物々しい捜査であった。捜査費用は2億円とも言われている。これほどの大規模捜査を実施し、自白内容は客観証拠で裏付けられなかったのである。潤沢な資金を投入して捜査してみたが、有罪の見込みが得られなかったのである（通常の検察官であれば決して起訴などしなかったであろう。勾留請求さえしなかったであろう）。そうであるのに起訴して公判維持に躍起になった点について、最高検はその問題性を論じてはいない。このようなことでは、検察に対する信頼を回復することはできないはずである。

#### エ 秘密の暴露

最高検の検討でも、本件では秘密の暴露と呼ばれる証拠はないという。そして、本件では、秘密の暴露となりうるものはないかという観点から十分な供述を求め、それでも秘密の暴露が存在しないのであれば、それが存在しないことの意味を検討するべきであったが、そのような姿勢での捜査・検討がなされていないと評する。

しかし、本件では、真実買収があったのであれば、秘密の暴露となりうる証拠はあり得たし、実際もそのような聴取もなされている。例えば、藤山忠氏は、酷い取調べで苦し紛れに、もらった現金入り封筒を現金を抜き取った後、近くの山に捨てた旨の供述調書を作成させられており、その供述に基づき、その山の搜索もなされた。それでも、封筒を発見できなかったのである。また、山下邦雄氏は、執拗な追及で苦し紛れに、もらった焼酎瓶を近くの山に捨てたと供述し、その搜索のために大規模な山狩りも行ったが発見できなかった。このような事実は枚挙に暇がない。上記最高検の検討は、一般論にすぎず、本件に即した検討にはほど遠いものと言わざるを得ない。

なお、磯辺警部は、秘密の暴露があったかのような証言をした。いち子氏宅から、買収金を入れた封筒の糊付けをする糊が見つかった、ハサミが見つかったと証言した。この程度の能力しかない捜査官の供述を鵜呑みにした検察官の判断についても評価していないことも問題というべきである。

#### オ 体験供述

最高検は、本件で、6名の供述には、部分的であり不十分ではあるが、体験供述が含まれているという。

しかし、実際は、最高検が体験供述として引用する「(会合)参加者同士の口論があった」とする点は、最初の体験供述の内容が供述した者同士で矛盾し、それが、後の裏付け捜査の結果や他の供述者に影響されて変遷している事実を無視している。真の体験供述であれば、最初から一致してしかるべきである。したがって、「(会合)参加者同士の口論があった」との供述は、そもそも体験供述とは言い難いものである。

また、最高検が体験供述として引用する歯医者への通院を別の機会の取調べで取調官が知っていたのであり、真の意味の体験供述とは言い難いのであ

る（歯医者に行っていたとの供述が初出で、そのときに「会合のときに歯医者に行っているとの会話をした」との供述が得られなければ、体験供述とすることはできない）。

無実の者が捜査中のみならず、公判廷でも自白することがあることは、志布志事件に限らず、氷見事件、足利事件でも見られることであり、長期間の取調べにより抵抗心を失い、また、公判中の取調べの継続で、取調官に迎合し続けることがある。そして、取調官と合作で虚偽供述を作り出すことがあることは夙に知られているところである。だから、取調官との合作による疑似体験供述の作出がなかったのか、あったのであればその原因は何か、今後の適正な取調べのために、十分な事後検証が必要である。判決により無実の者の虚偽自白の存在が明らかになったのであるから、この点について、突っ込んだ検討なくして冤罪の再発を防止することなどできない。

なお、最高検は、体験供述の存在があったことから、あたかも裁判所が自白の任意性等を認めたかのように評価している。しかし、最高検も認めるとおり、事件の特徴に照らすと体験供述の数が決定的に少ないことは明らかである。ないと言っても過言ではない。さらに体験供述と似て非なるものの存在も明らかになっている。そうすると、裁判所が任意性等を認めたのは、別の理由、つまり、被告人らを一刻も早く公訴から解放するために行った政策的な判断だったと考えることもできるもので、この点について踏み込んだ検討を行うべきである。

本件で、6名の供述が、体験供述だったのか、疑似体験供述だったのか、捜査官との合作だったのか、捜査官が勝手に作成したものか、その調査なくして、今後の捜査、とくに取調べ方法の改善は見込めない。最高検は、この調査を放棄し、真実は有罪だったのだが、聴取が不十分だったことが原因で無罪となったと言わんばかりである。

#### カ 取調べの問題点

最高検は、裁判所において、自白の任意性が肯定されているものの、自白の成立過程で追求的・威圧的（判決は、強圧的＝相手を力づくで押さえようとする様という）な取調べがあったことを窺わせると指摘されているとした上で、被疑者に真実を語らせるためには、時には追及的な取調べを行う必要があることは言うまでもないが、そうであったとしても、被疑者と信頼関係を築いていることが前提であると論じる。

しかし、まず、最高検の検討では、時には追及的な取調べを行う必要性を強調するが、では許される追及的な取調べはどのようなものなのか。許されざる追及的な取調べの基準が明示されていない。本来、捜査官は、捜査・訴追という職務行為を行うにあたり、常に、適正手続に則って、その職務を行う義務がある。捜査官は、憲法13条、同31条等の規定に則って捜査・訴追する義務を負っており、無実の者を犯人視し、その者に多大な不利益を課すことがないように捜査・訴追の進展状況に応じて常に注意する義務があると解される。そうすると、捜査官として許される追及的な取調べは何かを明らかにしないで、単に必要性のみを強調することは許されない。この点について何ら語らず、許

される追及的取調べが必要であると断じること自体に問題がある。

とくに本件は、供述証拠を柱として立証することが予定されている案件である。とすれば、許される追及的取調べとは何かを明示することが、今後の取調べの基準を示すことになる。最高検がそれは信頼関係の構築だというのでは、余りにも非科学的・浪花節的である。

また、許される追及的取調べの基準の遵守を各捜査官の判断に委ねるというのであれば、密室取調べのままでは、その基準の遵守はままならない。

基準の定立とその遵守は客観的なものでなければならない。事後的には、裁判所の役割であるが、本件で、裁判所は、取調べ過程において過酷で執拗な自白強制がなされているにも拘わらず任意性があるなどと判断しており、このような判断では、将来の違法な取調べを抑止することはできない。裁判所が厳格な任意性判断を積み重ねていくことが望まれるが、そのこととは別に、現在進行中の取調べを適正に行うのは、検察官の役割である。検察官こそが司法機関の一翼を担うものとして、自ら基準を定立し、これを自ら厳格に遵守し、警察官をしてこれを厳格に守らせる方策を講じることである。犯罪捜査規範の意味内容を充実させ、これを遵守させる方法を工夫することが喫緊の課題である。その一方法としての取調べの全過程の録画は、是非とも検討されるべきである（このことは供述の心理学的分析にも資するものであり、犯罪心理を科学的に分析する糸口になる。録画と音声認識システムの導入によりさらに一層の検討が可能となる）が、最高検がこれに触れていないことは、取調べの現状を温存しようとする意図があるからである。さらに現在行われている取調べの一部録画の試行は、検察官の裁判対策にすぎず、現在進行中の取調べを適正化することに資するものではない。自ら襟を正すことなくして、また、時代の要請に即応することなくして、真に国民の信頼を勝ち取ることはできない。今回の最高検の検討では、志布志事件の教訓を活かすことにはならない。取調べの被害者の声に率直に耳を傾け、これを活かす方策を講じるべきである。

#### キ 消極証拠の検討

最高検は、本件では、種々の消極証拠が存在していたことを認め、自白に目を奪われたため消極証拠に正当な評価を与えていないと正当に論じる。

しかし、そうであれば、自白に目を奪われた捜査の問題を真摯に反省するべきである。

最高検は、本件でも消極証拠の典型であるアリバイに関する捜査も行ってはいたが、本件におけるアリバイ捜査として行った中山氏の手帳やカレンダーの基づき供述を求めていくという捜査手法は正当と評することができるものの、手帳やカレンダーには全てが記載されている訳ではないから限界があったと論じる。だから、中山氏の選挙活動の実態を周辺捜査によって解明することを捜査初期の段階で実施しなかったため、中山氏の同窓会や自治会宴会への出席の事実の把握が遅れたと論じている。

しかし、本件では、アリバイ捜査（実際は、会合開催可能日の捜査）は、捜査初期の段階から実施していた。捜査機関は5月初めから連日、会合開催日を探し続けた（つまり、会合があったとの前提で、客観証拠の収集によるその開催不可能日の特定と開催可能日の探索に力点があった。自白した者が供述する会合開催日の特定が目的の捜査ではなかった。だから警察も検察も会合開催日の供述を積極的に求めていなかったし、検察官は最後の最後まで会合開催日を特定しなかったのである）。

関係者によれば、4月13日（投票日）前の3月下旬（3月24日より前）から中山氏の選挙事務所を見渡せる場所で常時、私服警察官が内偵捜査を続けていたという（県警は、4回目会合があったとされる3月24日、中山氏が午後7時まで選挙事務所にいたことやその後の動静を把握し得た）。また、4月17日には、2月8日の中山氏の同窓会事実を記載したホテル枇杷の予約帳を任意提出させている。この予約帳には、川畑氏の動向や中山夫婦の動向もかなり詳細に記載されていた。また、中山氏逮捕当日の6月4日に押収したカレンダーにも中山氏の同窓会の事実は記入されていたのである。県警は中山氏や川畑氏等の電話履歴も捜査初期の段階で1月以降4月までのものは取り寄せて検討している。だからこそ中山氏や川畑氏の電話履歴のない日時である2月8日や3月24日を会合開催日として調書を作成していたのである（会合が開かれたとされるいち子氏宅がある四浦集落は携帯電話の圏外であった）。そして、むしろ中山氏の2月8日や3月24日の動静については、起訴前の段階で取調べがなされていないのである。また、1回目起訴前の段階で、前記ホテル枇杷の予約帳の作成者である川畑順子氏への聴取も行われていなかったのである。この聴取を行ってれば、2月8日の中山氏の同窓会出席の事実が明らかになり、その他の日に会合を開くことができないことから（他の参加者にアリバイがあったことは判明していた）、起訴もできなかったのである。

したがって、問題は、中山氏の2月8日同窓会出席の事実や3月24日自治会宴会出席を把握しえたのに、捜査能力の欠如からその捜査を行えなかったのか、あるいは行って把握したが意図的にこれを隠して起訴に突き進んだのか、その真相を解明することなくして、今後の捜査の適正化に資することはない。いずれにしても、現在の捜査機関が信頼にたるものでないことは誰の目にも明らかであろう。この点、最高検の検討は、踏み込んだ検討を行ったとは言えないのである。

#### ク 捜査態勢

最高検の検討は、一般的抽象的なレベルに止まり、いずれも余りに当然のことであり、論じるに値しないものである。

#### 4 公判の問題点について

最高検の検討は、一般的抽象的なレベルに止まり、いずれも余りに当然のことであり、論じるに値しないものである。

むしろ、公判中にも拘わらず、被告人取調べを継続していたことなど、全く検討されていないことが問題である。

とくに、捜査段階で自白した3名が公判廷で否認に転じたとき、検察官が警察署の取調室に赴き、否認に転じた被告人に対し、なぜ否認したのかと言ってこれを厳しく追及したのであるが、全く問題視していないことは、志布志事件の真相に不当に目を瞑るものである。

また、高齢者で持病のあるものの長期身体拘束の問題にも触れていないことも問題視されるべきである。

また、公判中にも拘わらず勾留場所を代用監獄においていつでも取調べができるようにしていたことに対する問題意識が欠如していることも問題であろう。

### 第3 志布志事件における取調べの実態について

1 本件では、上記最高検の検討を経た後も、密室取調べの実態が未だに解明されないままであるという点が最大の問題である。

そもそも捜査官は、捜査・訴追という職務行為を行うにあたり、常に、適正手続に則って、その職務を行う義務がある。捜査官は、憲法13条、同31条等の規定に則って捜査・訴追する義務を負っており、無実の者を犯人視し、その者に多大な不利益を課すことがないよう捜査・訴追の進展状況に応じて常に注意する義務があると解される。具体的には、憲法の諸規定、なかんずく適正手続条項から、捜査官には、次項以下に記載した義務も課せられていると解される。

本来、各取調官がこの義務を遵守していれば、取調べの被害や冤罪被害は発生しないはずである。しかし、志布志事件は発生した。

その原因は、結論的に言えば、ひとえに我が国の取調べ手法にある。

そこで、志布志事件で犯人扱いを受けた被害者が、どのような取調べが行われたと訴えているのかを明らかにしつつ、捜査官による憲法上の各種準則違反の実態を明らかにする。それは、最高検がいう決して許される追及的取調べではなかったのである。

2 捜査官は取調べで被疑者の供述の自由、黙秘権を侵害してはならない義務を負っている。そして、いかなる事項についても、取調官は供述を強要してはならないのである。しかし、志布志事件の冤罪被害者らは、この黙秘権を侵害する取調べが行われたと皆一様に訴えている。例えば、捜査官が冤罪被害者の一人である懐俊裕氏を取り調べているとき、捜査官は懐俊裕氏が話しにくい様子だったので、話しやすいようにと、懐俊裕氏が持っていた帽子とタオルを使って取調べを継続した。そして、捜査官は懐俊裕氏に対し、テーブルの上に持っていた帽子とタオルを置かせて「隠していることがあれば帽子を、なければタオルを取れ」と二者択一のやり方で自白を迫ったのである。懐俊裕氏は、両方取ることもできるし、両方取らないこともできるので、二者択一を迫るのは将に黙秘権の侵害であ



ると解される。これらが黙秘権侵害だとの認識は捜査官にはない。法廷でこの旨を堂々と述べているからである。

黙秘権告知も、冤罪被害者の声をまとめると、十分になされたとは言えない。

3 捜査官は、捜査・訴追のどの段階でもその進捗状況に応じて、常に、真相解明義務・虚偽自白防止義務を負っている。捜査官は、犯罪事実について、真相を解明する義務が課せられている。これは捜査官の職責である。ただ、真相解明義務であって、被疑者が有罪であること、被疑者が犯人であることを明らかにする義務ではない。この反面として、被疑者・被告人の虚偽自白を防止する義務も課せられている。とくに、被疑者の供述を裏付ける証拠資料が非常に脆弱で、無実の可能性が高かったのであれば、そのことを十分に認識し、被疑者を心理的に追い込み、同人が虚偽の自白を招きかねないような取調べを避ける法的義務がある。

(1) 志布志事件では、捜査官は、この義務を放棄したと評することができる。

4月14日以降、多数の取調べ対象者が取調室に入れられたものの、その段階では捜査官は選挙買収の物品等の移動を確認できていなかった。唯一川畑氏が建設会社に持って行ったビールだけであった（なお、このビールは宿泊客を紹介してくれたお礼であり、年始の挨拶であった。この点は、後に川畑氏を立件すらできなかったことから、その無実が明らかである）。事件性そのものが「嫌疑」といえる程度のものでなかった。

捜査官から金品をもらったろうと攻め立てられた取調べ対象者は、皆一様に、中山氏による選挙買収事件を否認した。取調べの最初から事件はないと否認してきた。実際に、自白調書の存在する6名の対象者を除き、初期捜査から現在まで買収事件の存在を否定している。それだけでなく、自白調書の存在する6名の冤罪被害者も、捜査初期の段階では頑強に否認していたのである。いち子氏にあっては、その後も少なくとも9回も否認と自白を繰り返してきたのである。このような場合に、捜査官に真相解明義務がある以上、否認供述及び自白の合理性・信用性を徹底的に吟味する必要がある。供述を得て、その真偽を吟味するのが捜査官の職責だからである。その職責の放棄の一例を挙げる。いち子氏は、5月8日は、1回目会合事件について取調べを受けていた。昼の取調べで、捜査官は現金の用途を聴取した。すると、藤元いち子氏は、捜査官の恫喝を伴う取調べのため、苦し紛れに、鹿屋のデパートにスーツを買いに行ったと答えた。藤元いち子氏は取調室の椅子に座らされ、終始「おまえは嘘をついている」と説教をされ続けるので、ノイローゼ状態となったことから、恐怖心から苦し紛れの嘘をついた。捜査官は、鹿屋のデパートに裏付け捜査をさせたが、その事実は存在しないことが直ちに判明した。捜査官は「どうして買っていないのに嘘をいうのか」と言って、怒鳴りつけ机を叩いたり、暴言を吐いたりした。いち子氏は、自白状態にあったというのであるから、このような些細なことで嘘をつく理由は全くないはずである。しかし、供述全体が嘘であるのに、捜査官は、ただ怒鳴りつけるだけで、真相解明義務を放棄して、辻褃合わせに腐心するだけであった。

(2) さらに、志布志事件の核心部分とされた買収会合事件についての取調べは将に異様なものであった。

無罪判決を得た智津子氏は、嫌疑なきことで取調室に連行され、4月19日から連日のように取調べを受け、体調を崩していた。4月28日からは、診療所で診察を受け、医師からは取調べによる精神的なものと言われ、安定剤等と栄養のための点滴を受けていた。そうであるのに、捜査官は、智津子氏が「何ももらっていない」と訴えても、「嘘をつくな」と怒鳴られ、智津子氏が困って捜査官の質問に答えずに黙っていると、「ちゃんと答えろ」と怒鳴り、さらに、智津子氏が体調が悪いので姿勢を崩すと、捜査官から「ちゃんと背筋を伸ばせ」と怒鳴られていた。

このような取調べが続く中で、4月30日ころ、智津子氏は朝から体調がすぐれず、診療所で点滴を受けた後、診療所の外で待機していた捜査官に志布志警察署に連行されたが、とても取調べを受けられる状態ではなく、取調べ前から簡易ベッドに横になっていた。

すると、捜査官は、簡易ベッドで横になっている智津子氏に対し、「会合があり、それに出席したのではないか、いくらもらったのか」などと質問した。当時、いち子氏の焼酎口事件の買収金額は1万円から2万円に変更され、智津子氏及び亡鶴雄氏との供述が明らかに不一致の状態となっていた。このため、捜査官は、供述の不一致について、一致のための自白を迫っている状況であったと推測される。

この状況で、買収会合の事実は、智津子氏から言い出したものでなく、捜査官から持ち出したものであった。これは、懐集落の冤罪被害者に対して取調べが始まる4回買収会合事件の序章の一つであった。

まず、上記買収会合事件の取調べは、全くと言ってよいほどの風評情報に基づくものであった。智津子氏が否認したのも当然である。しかし、捜査官は供述を押しつけている。そして、「いち子宅で選挙の会合があり1万円もらいました」との自白を獲得したという。押し付けたことは、その後の取調べ状況及び供述内容の変遷状況から明らかである。自発的に述べたのであれば、その後、1回開かれたはずの会合が、4回の会合（しかも、実際は一度もなかった会合）へと供述が大きく変遷することはあり得ないからである。

捜査官は、取調べ班長の指示で、5月1日の早朝から、買収会合の疑いで、藤山忠氏、懐俊裕氏、山中鶴夫氏らを志布志警察署に連行している。また、身体拘束中のいち子氏も取調べを行っている。

この日、藤山忠氏は、持病の腰痛から来る左足の麻痺があった。そして、藤山忠氏は、捜査官に対して、前日、クリニックに治療に行ったこと、左ひざから下のほうが少し麻痺していることを伝えたが、これに対する配慮をすることなく、「新たな事実が出てきました。多数の人が集まっての事実ですのでそれは通用しませんよ。中山候補の集まりがあったんであれば正直に話をしてほしい」などと犯人視した取調べを行った。このとき、藤山忠氏は、捜査官から、「いち子の家で会合があったろう。いち子が会合があったと言っているんだ」

と会合事実を認めるよう迫られた。その際に、捜査官は、「選挙運動は交通違反と一緒にだから罰金で済むんだから正直に言って、早く仕事に行けるようにしたほうがいいんじゃないのか。認めんかったら地獄に行くぞ」などと言って、自白を強要したが、会合はなかったので、午前中の取調べで否認を続けた。昼食時間も取調室から出されることはなく、その後足の治療に行った後も、取調べを継続された。さらに、藤山忠氏は、5月2日の取調べ時間も午前7時15分から午後0時45分、午後3時05分から午後8時まで取り調べられた。藤山忠氏は、午前中も否認したが、捜査官は他の関係者供述を引き合いにして「関係者が話をしとりますよ」と自白を迫った。

ところで、犯罪捜査規範上、きちんと捜査会議を行うことが義務づけられているが、取調べ班長は、4月30日から5月6日まで、その捜査会議も簡略化して各捜査官同士の打ち合わせを禁止していたという。

捜査官に与えられる、他の対象者の供述内容は、全て取調べ班長が握っており、その指示とこれに対する報告により取調べが進められていた。本件は、このように否認した対象者をいわゆる「たたき割り」と呼ばれる手法で自白を迫り、一旦自白を獲得すると、これを取調べ班長に報告し、その報告により、取調べ班長は他の捜査官にこの点の指示を出し、その自白に基づいて、さらに他の対象者にたたき割りによる自白を迫るという手法で取調べを繰り返した。さらに、5月4日の取調べも、取調べ班長は各捜査官に対し、「関係者の自供内容によれば、買収事実の回数及び参加者に相違があるので、この点を確認せよ」との指示している。ということは、取調べ班長は、対象者の供述内容が食い違っていることを知っていたことになる。このような取調べ班長への報告とその指示により、中山信一氏に明白なアリバイがあるのに、会合が開催され、中山信一氏も参加したなどとの供述が獲得されていった。しかも、最初は1回あったとする会合が、最終的な起訴状とも異なる内容の供述が、供述者間で不自然に一致しながら、次第に2回、3回、4回会合と変遷させられ、公訴事実記載の事実となった。

この供述の変遷状況は、捜査官の真相解明義務の放棄であり、逆に、虚偽自白防止義務にも反する取調べであった。

4 取調べには、常に、被疑者の人格への配慮義務が課せられている。志布志事件では、この配慮義務も守られていない。

この配慮義務は、取調べを受けている被疑者が、真犯人かどうかは問わない。真犯人であっても、取調べはその配慮が義務づけられている。犯人であっても、処罰するのは国家であって捜査官個人ではない。被疑者にある程度の疑いがあるに過ぎない場合には、捜査官には人権への配慮義務が大きくなるといえる。

逆に言えば、一定程度無実である可能性がある以上、捜査機関は人格への配慮義務は大きくなる。強制が使用できないのは勿論、任意の名目で取調室に同行することも、取調室から退出する自由を奪うこともできない。取調中に被疑者が弁護士に援助を求めることを

拒絶することもできないのは、論を待たない。捜査・訴追の人的・物的な制約等を考慮しつつも、その当時の状況に照らして被疑者が無実であるとの疑いが「一定程度」生ずるにも拘わらず、被疑者を犯人視して、捜査・取調べを続行したのであれば、捜査・取調べはそれだけで違法となる。

志布志事件の取調べ対象者は、無罪判決を受けた冤罪被害者のみならず、さらに多数の方々がいるが、その多くが、昼食休憩や夕食休憩を取調室でとるよう強制されたと訴えている。つまり、現在の捜査が、任意と称する取調べで、昼食休憩等を取調室で補助官等と一緒にとらせることが常態化していることを意味する。また、捜査官は、対象者が病院に通っていることを知りつつ、長時間にわたり取調室に滞留させ、さらにトイレに行きたいと対象者が訴えても、なかなか連れて行ってくれなかった。健康への配慮義務に欠けていたのである。一例を上げる。藤元いち子氏は、連日の取調べで体調不良の状態であったが、5月16日の取調べで、この日の朝の取調べを拒否した。しかし、看守が執拗に説得し、やむなく取調室へ同行した。藤元いち子氏は、頭痛が酷いのに、看守は、これを無視し、取調べを受忍するよう強要されたのである。さらに、藤元いち子氏は、取調中に頭痛が酷くなり、取調べできる状態ではなかったが、ここでも警察署の常備薬である頭痛薬を服用して取調べを受忍された。このように病中であるのに、取調べが強行されたのである。このような状態での取調べは再々に渡るものである。このような取調べの被害にあった取調べ対象者が多数に上ったことが志布志事件の特徴である。

## 5 取調べそのものの注意義務違反

捜査官は、被疑者・被告人に対して、繰り返し同じ質問をしてはならないという義務が課せられている。同一事項の重複尋問は、事実上の黙秘権侵害行為であり、その執拗な繰り返しを禁止するのは人格への配慮義務の現れであり、虚偽自白防止義務の一内実をなすものである。また、捜査官は、威嚇的な尋問をしてはならない。この威嚇的か否かの判断は、取調室が狭い密室で、机と壁との狭い空間に、被疑者が殆ど身動きがとれない状態で固いパイプイスに座らされ、取調べの間中、姿勢を正すよう求められていた事実など、取調べ状況（取調室の広さ、明るさなど物的な状況だけでなく、人的要素も加味したもの。例えば知的障害があったり、精神障害があったりする事情も加味するべきである）を前提として判断されるべきである。捜査官を「先生」などと取調べ補助官が呼んで調べたということも前提とされるべきである。被疑者が犯人でない疑いが一定程度ある場合には、なおさら威嚇的尋問は許されない。これは虚偽自白を生む危険性が高くなるからである。人は現在の苦痛を免れるためであれば、将来の苦痛をあまり想像することはできない。現在の状況を逃れるために、苦し紛れに嘘をつくことはありうる。威嚇的な尋問を繰り返すと、現在の状況から離脱するために、取調官に迎合したり、意図的にうそをつくこともありうるのである。だから、威嚇的尋問を何回も何回も繰り返すと、一般人は他人から怒鳴られることに慣れていないこともあり、精神的に追い詰められて、虚偽自白をする可能性が生ま

れる。虚偽自白防止義務に違反する事態となる。

この点、志布志事件の取調べ対象者は、皆一様に、この威嚇的尋問（強圧的であり威圧的であり、ときには暴力的であった。さらには拷問もあった）を執拗に受けたことを訴えている。この一例を紹介する。捜査官は、取調べの度に大声で2時間も嘘をつくななどと言って怒鳴り続けた。お前を死刑にしてやる。机等を蹴ったり、たたいたりする。机をガタガタと揺する。取調べ対象者に対し、机の上に両手を載せて、降ろすなど強制する。姿勢を正せと強制する。このようなことを、一般市民に繰り返し行っていた。一方で、捜査官は、両足を机の上に乗せてふんぞり返る、足を組んで取調べ対象者にあてる。たばこを吸わないものの前で、たばこを吹かすなどの強圧的態度で取調べをしていた。

さらに、また、捜査官は、侮辱的尋問、重複尋問、意見を求める尋問、経験しなかったことについての尋問はできない。これは、いずれも職権濫用行為であり、取調べ権限の逸脱は明らかである。川畑幸夫氏が受けた踏み字強制事件は論外であるが、この温床が現在の取調室にはある。一例を上げよう。取調べ対象者である川畑まち子氏は、捜査官から犯人と決めつけられ、「外道」呼ばわりされている。邪悪な人と呼ばれた川畑まち子氏の心痛は計り知れない。取調官は被疑者が犯人であっても、外道呼ばわりすることができないことは、当然であるが、後に、川畑まち子氏は無実であったことは判決を通して明確になった方である。この方に、外道と呼び、姿勢を正せと強制し続けた取調べが許されないことは明らかである。

また、弁護人との秘密接見交通権の保障は、黙秘権とは全く別の意味で重要な被疑者・被告人の防御権の一つであり、これを侵害する取調べが違法であることは論を待たない。これは被疑者・被告人の権利であると同時に弁護人の固有権であるから、被疑者・被告人が黙秘権を放棄して自発的に弁護人との接見内容を供述しても、捜査官が接見内容を聞くことは常に禁止されているものというべきである。志布志事件の冤罪被害者は、逮捕された後も、裁判が始まった後も、接見禁止が続いていた。このような状況で、取調官は、弁護人が面会すると、無実の人々にその接見内容を逐一執拗に聞き出した。さらには、あの弁護士は無能だ、あの弁護士は金取りだ、あの弁護士にいずれ見捨てられる等と盛んに弁護士の悪口を言った。それで無実の人々の弁護人への信頼は揺らぎ、やがて不信に陥り、遂に何人かは弁護人を解任する事態に至った。鹿児島地裁の弁護人らの請求を認める判決（平成20年3月24日判決）は、被告国や被告鹿児島県が控訴せず確定した。秘密交通権の権利性を認め（刑訴法39条1項の「立会人なくして」の意味は、事後にも及ぶ趣旨とした）、固有権性の肯定し（被疑者・被告人の自発性的供述論の排斥）、例外の厳格解釈を行った（警察官・検察官の54の聴取行為を、丹念に検討して、いずれも違法と評価した）。6 以上のとおり、取調べ対象者の訴えによれば、志布志事件の取調べは本来遵守されるべき配慮義務が全く尽くされていないものであった。

志布志事件の12人無罪判決は、買収会合そのものがなかったと認定した。あるはずも

ない買収会合があったとする内容の自白調書が、密室取調べで大量に作成されていた。6名もの無実の人々について、内容（参加者、会合回数、会合の日、授受金額）的に一致する虚偽の自白調書（およそ600通）を捜査機関は作成していたのである。このように志布志事件を通じて「捜査機関は、その気になれば、いかようにでも内容虚偽の自白調書を作成できる」ことが明らかとなった。

死刑再審無罪事件を始めとして多くの冤罪事件（最近では足利事件、氷見事件等）では、「自分がやった」とする虚偽の自白調書が作られていたが、その真の原因は明らかにされなかったし、それを作成した取調官の責任も不問にされている。志布志事件でも、虚偽自白調書作成の責任を追及されていない。密室取調べでいとも簡単に自白調書を作成できた経験から、自白調書さえ作成すれば裁判はどうにでもなるとの姿勢で、犯罪を捜査してきたからであろう。取調官も「自白させること」こそが取調官の存在理由だと誤解し、そのために、なりふり構わぬ自白強要をすることになる。志布志事件でも、刑事公判等の記録からも、取調官によるなりふり構わぬ自白強要の実態を垣間見ることができる。

これまで、冤罪事件で虚偽の自白調書を作成した真相を究明せず、その責任追及を放置してきた結果、志布志事件のような冤罪事件が発生した。

捜査官が真相解明義務を尽くすべく取調べの機能を強化するためには、まず、志布志事件の取調べの実態を克明に検証することである。全て捜査関係資料を提出させて第三者機関が取調べ状況を検証することが重要である。その検証結果をもとに、これまで取調室だけをブラックボックス化して自白調書だけを証拠とするやり方の問題性を明らかにし、取調べの準則の確立とこれをどのように捜査官に遵守させるかの叡智を絞ることこそが虚偽自白を防止し冤罪を根絶するために必要不可欠な喫緊の課題である。

以 上

被告人	月日	曜日	拘留場の出入り時間 (任意取調開始終了時間)	出場先	逮捕拘留関係	取調べ時間
懐 俊裕	2003/4/17	木	8時55分～11時55分	留置人名簿無し		180
懐 俊裕	2003/4/17	木	13時32分～21時10分	留置人名簿無し		458
懐 俊裕	2003/4/18	金	7時35分～11時55分	留置人名簿無し		260
懐 俊裕	2003/4/18	金	13時35分～18時15分	留置人名簿無し		280
懐 俊裕	2003/4/18	金	19時40分～21時00分	留置人名簿無し		80
懐 俊裕	2003/4/19	土	7時40分～12時30分	留置人名簿無し		290
懐 俊裕	2003/4/19	土	13時33分～21時40分	留置人名簿無し		487
懐 俊裕	2003/4/21	月	9時45分～12時30分	留置人名簿無し		165
懐 俊裕	2003/4/21	月	13時15分～14時25分	留置人名簿無し		70
懐 俊裕	2003/4/21	月	16時35分～20時15分	留置人名簿無し		220
懐 俊裕	2003/4/22	火	20時00分～20時30分	留置人名簿無し		30
懐 俊裕	2003/4/24	木	8時55分～12時15分	留置人名簿無し		200
懐 俊裕	2003/4/24	木	13時30分～19時45分	留置人名簿無し		375
懐 俊裕	2003/5/1	木	8時55分～12時20分	留置人名簿無し		205
懐 俊裕	2003/5/1	木	13時04分～19時40分	留置人名簿無し		396
懐 俊裕	2003/5/2	金	8時40分～12時10分	留置人名簿無し		210
懐 俊裕	2003/5/2	金	13時05分～19時55分	留置人名簿無し		410
懐 俊裕	2003/5/3	土	8時55分～12時35分	留置人名簿無し		220
懐 俊裕	2003/5/3	土	13時30分～19時25分	留置人名簿無し		355
懐 俊裕	2003/5/4	日	9時00分～12時05分	留置人名簿無し		185
懐 俊裕	2003/5/4	日	13時00分～20時30分	留置人名簿無し		450
懐 俊裕	2003/5/5	月	9時20分～13時40分	留置人名簿無し		260
懐 俊裕	2003/5/5	月	13時10分～20時10分	留置人名簿無し		420
懐 俊裕	2003/5/7	水	出頭拒否	留置人名簿無し		
懐 俊裕	2003/5/11	日	出頭拒否	留置人名簿無し		
懐 俊裕	2003/5/13	火		留置人名簿無し		
懐 俊裕	2003/5/13	火	16時05分～17時00分	志布志署	取調べ	55
懐 俊裕	2003/5/13	火	18時45分～20時05分	志布志署	取調べ	80
懐 俊裕	2003/5/14	水	9時25分～11時49分	志布志署	取調べ	144
懐 俊裕	2003/5/14	水	13時33分～16時56分	志布志署	取調べ	203
懐 俊裕	2003/5/14	水	18時40分～19時55分	志布志署	取調べ	75
懐 俊裕	2003/5/15	木	5時56分～18時30分	鹿地検	検察官送致	
懐 俊裕	2003/5/15	木	〃	鹿地検	勾留質問	
懐 俊裕	2003/5/15	木	19時45分～20時30分	志布志署	取調べ	45
懐 俊裕	2003/5/16	金	9時12分～11時55分	志布志署	取調べ	163
懐 俊裕	2003/5/16	金	13時25分～17時00分	志布志署	取調べ	215
懐 俊裕	2003/5/16	金	18時37分～20時03分	志布志署	取調べ	86
懐 俊裕	2003/5/17	土	9時07分～12時02分	志布志署	取調べ	175
懐 俊裕	2003/5/17	土	13時25分～17時03分	志布志署	取調べ	218
懐 俊裕	2003/5/17	土	18時40分～19時56分	志布志署	取調べ	76
懐 俊裕	2003/5/18	日	9時23分～11時55分	志布志署	取調べ	152
懐 俊裕	2003/5/18	日	13時45分～16時55分	志布志署	取調べ	190
懐 俊裕	2003/5/18	日	18時35分～20時00分	志布志署	取調べ	85
懐 俊裕	2003/5/19	月	9時07分～11時59分	志布志署	取調べ	172
懐 俊裕	2003/5/19	月	13時42分～16時40分	志布志署	取調べ	178
懐 俊裕	2003/5/19	月	18時25分～19時40分	志布志署	取調べ	75
懐 俊裕	2003/5/20	火	9時00分～12時05分	志布志署	取調べ	185
懐 俊裕	2003/5/20	火	13時02分～16時50分	志布志署	検事調べ	228
懐 俊裕	2003/5/20	火	18時40分～19時45分	志布志署	取調べ	65
懐 俊裕	2003/5/21	水	9時35分～11時45分	志布志署	取調べ	130
懐 俊裕	2003/5/21	水	14時07分～16時50分	志布志署	取調べ	163
懐 俊裕	2003/5/21	水	19時00分～20時04分	志布志署	取調べ	64
懐 俊裕	2003/5/22	木	9時03分～11時55分	志布志署	取調べ	172
懐 俊裕	2003/5/22	木	12時32分～14時32分	志布志署	検事調べ	120
懐 俊裕	2003/5/22	木	15時15分～17時15分	志布志署	取調べ	120
懐 俊裕	2003/5/22	木	18時05分～20時02分	志布志署	取調べ	117
懐 俊裕	2003/5/23	金	9時10分～11時45分	志布志署	取調べ	155
懐 俊裕	2003/5/23	金	18時12分～19時25分	志布志署	取調べ	73
懐 俊裕	2003/5/24	土	14時22分～16時56分	志布志署	取調べ	154
懐 俊裕	2003/5/24	土	18時31分～19時52分	志布志署	取調べ	80
懐 俊裕	2003/5/25	日	9時42分～11時42分	志布志署	取調べ	120
懐 俊裕	2003/5/25	日	18時07分～19時58分	志布志署	取調べ	111
懐 俊裕	2003/5/26	月	9時32分～11時45分	志布志署	取調べ	133
懐 俊裕	2003/5/26	月	14時5分～16時45分	志布志署	取調べ	160
懐 俊裕	2003/5/26	月	18時32分～19時58分	志布志署	取調べ	86
懐 俊裕	2003/5/27	火	9時10分～11時32分	志布志署	取調べ	142
懐 俊裕	2003/5/27	火	14時15分～16時51分	志布志署	検事調べ	156

懐 俊裕	2003/5/27	火	18時00分～20時50分	志布志署	検事調べ	170
懐 俊裕	2003/5/28	水	10時15分～11時59分	志布志署	取調べ・検事調べ	104
懐 俊裕	2003/5/28	水	13時36分～16時55分	志布志署	取調べ・検事調べ	199
懐 俊裕	2003/5/28	水	18時35分～19時42分	志布志署	取調べ	67
懐 俊裕	2003/5/29	木	9時5分～12時30分	志布志署	取調べ・署内見分	205
懐 俊裕	2003/5/29	木	16時3分～16時58分	志布志署	取調べ	55
懐 俊裕	2003/5/29	木	18時32分～19時20分	志布志署	取調べ	48
懐 俊裕	2003/5/30	金	9時14分～11時8分	志布志署	取調べ	114
懐 俊裕	2003/5/30	金	13時41分～16時48分	志布志署	取調べ	187
懐 俊裕	2003/5/30	金	18時2分～20時26分	志布志署	検事調べ	144
懐 俊裕	2003/5/31	土	10時3分～11時38分	志布志署	取調べ	95
懐 俊裕	2003/5/31	土	14時40分～16時47分	志布志署	取調べ	127
懐 俊裕	2003/6/1	日	15時35分～17時5分	志布志署	取調べ	90
懐 俊裕	2003/6/1	日	18時35分～20時00分	志布志署	取調べ	85
懐 俊裕	2003/6/2	月	10時3分～11時45分	志布志署	取調べ	102
懐 俊裕	2003/6/2	月	15時28分～16時55分	志布志署	取調べ	87
懐 俊裕	2003/6/2	月	18時30分～19時40分	志布志署	取調べ	70
懐 俊裕	2003/6/3	火	9時20分～10時48分	志布志署	取調べ	88
懐 俊裕	2003/6/3	火		志布志署	起訴(6万円口事件)	
懐 俊裕	2003/6/4	水	9時31分～11時37分	志布志署	取調べ	136
懐 俊裕	2003/6/4	水	13時58分～16時55分	志布志署	取調べ	177
懐 俊裕	2003/6/4	水	18時14分～19時30分	志布志署	取調べ	76
懐 俊裕	2003/6/4	水			逮捕(10万円口事件)	
懐 俊裕	2003/6/5	木	9時30分～11時29分	志布志署	取調べ	119
懐 俊裕	2003/6/5	木	13時56分～16時55分	志布志署	取調べ	179
懐 俊裕	2003/6/5	木	18時55分～19時45分	志布志署	取調べ	50
懐 俊裕	2003/6/6	金	6時45分～18時30分	鹿地検・鹿地裁	検察官送致	
懐 俊裕	2003/6/6	金	〃	鹿地検・鹿地裁	勾留質問	
懐 俊裕	2003/6/7	土	9時00分～11時46分	志布志署	取調べ	166
懐 俊裕	2003/6/7	土	14時5分～16時15分	志布志署	取調べ	130
懐 俊裕	2003/6/7	土	18時10分～19時46分	志布志署	取調べ	96
懐 俊裕	2003/6/8	日	9時23分～10時51分	志布志署	取調べ	88
懐 俊裕	2003/6/8	日	14時23分～16時59分	志布志署	取調べ	156
懐 俊裕	2003/6/8	日	18時35分～19時49分	志布志署	取調べ	74
懐 俊裕	2003/6/9	月	9時30分～10時53分	志布志署	取調べ	83
懐 俊裕	2003/6/9	月	18時00分～19時52分	志布志署	取調べ	112
懐 俊裕	2003/6/10	火	13時21分～16時50分	志布志署	取調べ	209
懐 俊裕	2003/6/10	火	18時30分～19時52分	志布志署	取調べ	82
懐 俊裕	2003/6/11	水	10時26分～11時30分	志布志署	取調べ	64
懐 俊裕	2003/6/11	水	13時55分～15時50分	志布志署	取調べ	115
懐 俊裕	2003/6/11	水	18時34分～19時53分	志布志署	取調べ	79
懐 俊裕	2003/6/12	木	9時5分～11時45分	志布志署	取調べ	160
懐 俊裕	2003/6/12	木	13時30分～16時58分	志布志署	取調べ	208
懐 俊裕	2003/6/12	木	18時40分～20時00分	志布志署	取調べ	80
懐 俊裕	2003/6/13	金	9時13分～11時45分	志布志署	取調べ	152
懐 俊裕	2003/6/13	金	13時5分～16時36分	志布志署	検事調べ	211
懐 俊裕	2003/6/13	金	18時3分～19時10分	志布志署	検事調べ	67
懐 俊裕	2003/6/14	土	9時45分～10時58分	志布志署	検事調べ	73
懐 俊裕	2003/6/14	土	13時14分～16時49分	志布志署	取調べ	215
懐 俊裕	2003/6/15	日	15時00分～17時3分	志布志署	取調べ	123
懐 俊裕	2003/6/15	日	18時41分～19時50分	志布志署	取調べ	69
懐 俊裕	2003/6/16	月	9時44分～11時30分	志布志署	取調べ	106
懐 俊裕	2003/6/16	月	16時1分～17時2分	志布志署	取調べ	61
懐 俊裕	2003/6/16	月	18時30分～19時53分	志布志署	取調べ	83
懐 俊裕	2003/6/17	火	9時10分～11時30分	志布志署	取調べ	140
懐 俊裕	2003/6/17	火	15時50分～16時56分	志布志署	取調べ	66
懐 俊裕	2003/6/17	火	19時00分～19時57分	志布志署	取調べ	57
懐 俊裕	2003/6/18	水	8時55分～11時32分	志布志署	取調べ	157
懐 俊裕	2003/6/18	水	14時28分～16時46分	志布志署	検事調べ	138
懐 俊裕	2003/6/18	水	18時6分～19時28分	志布志署	取調べ	300
懐 俊裕	2003/6/19	木	9時58分～11時57分	志布志署	取調べ	119
懐 俊裕	2003/6/19	木	14時23分～17時5分	志布志署	取調べ	162
懐 俊裕	2003/6/19	木	18時58分～19時45分	志布志署	取調べ	47
懐 俊裕	2003/6/20	金	9時6分～11時33分	志布志署	取調べ	147
懐 俊裕	2003/6/20	金	13時46分～16時43分	志布志署	検事調べ	177
懐 俊裕	2003/6/20	金	18時48分～19時58分	志布志署	取調べ	70
懐 俊裕	2003/6/21	土	10時00分～11時45分	志布志署	取調べ	105
懐 俊裕	2003/6/21	土	14時38分～16時45分	志布志署	取調べ	127
懐 俊裕	2003/6/21	土	18時31分～19時35分	志布志署	取調べ	64



懐 俊裕	2003/6/22	日	9時18分～11時27分	志布志署	取調べ	129
懐 俊裕	2003/6/22	日	14時48分～16時43分	志布志署	取調べ	115
懐 俊裕	2003/6/22	日	18時33分～19時52分	志布志署	取調べ	79
懐 俊裕	2003/6/23	月	9時2分～11時52分	志布志署	取調べ	170
懐 俊裕	2003/6/23	月	14時58分～16時45分	志布志署	取調べ	107
懐 俊裕	2003/6/23	月	18時15分～19時20分	志布志署	取調べ	65
懐 俊裕	2003/6/24	火	9時32分～11時30分	志布志署	取調べ	118
懐 俊裕	2003/6/24	火	13時45分～16時46分	志布志署	取調べ	181
懐 俊裕	2003/6/24	火	19時00分～19時58分	志布志署	取調べ	58
懐 俊裕	2003/6/25	水	10時40分～11時55分	志布志署	取調べ	75
懐 俊裕	2003/6/25	水	15時00分～17時2分	志布志署	取調べ	122
懐 俊裕	2003/6/25	水	18時2分～18時25分	志布志署	取調べ	23
懐 俊裕	2003/6/26	木	8時00分～15時30分	大隅区検	検事調べ	450
懐 俊裕	2003/6/26	木	15時48分～16時56分	志布志署	取調べ	68
懐 俊裕	2003/6/26	木	18時29分～19時54分	志布志署	取調べ	85
懐 俊裕	2003/6/27	金	9時35分～11時30分	志布志署	取調べ	115
懐 俊裕	2003/6/27	金	14時45分～17時2分	志布志署	取調べ	137
懐 俊裕	2003/6/27	金	18時40分～20時15分	志布志署	取調べ	95
懐 俊裕	2003/6/28	土	6時50分～17時30分	無記載	検事調べ	640
懐 俊裕	2003/6/28	土	18時43分～20時5分	志布志署	取調べ	82
懐 俊裕	2003/6/29	日	10時00分～11時43分	志布志署	取調べ	103
懐 俊裕	2003/6/29	日	13時43分～17時00分	志布志署	取調べ	197
懐 俊裕	2003/6/29	日	18時48分～20時30分	志布志署	取調べ	102
懐 俊裕	2003/6/30	月	7時42分～18時35分	鹿地検	検事調べ	653
懐 俊裕	2003/7/1	火	9時20分～11時53分	志布志署	取調べ	153
懐 俊裕	2003/7/1	火	13時33分～16時1分	志布志署	取調べ	148
懐 俊裕	2003/7/1	火	18時50分～20時3分	志布志署	取調べ	73
懐 俊裕	2003/7/2	水	7時42分～23時30分	鹿地検	検事調べ	918
懐 俊裕	2003/7/3	木	7時00分～16時26分	無記載	公判	
懐 俊裕	2003/7/3	木	18時4分～20時5分	志布志署	取調べ	121
懐 俊裕	2003/7/4	金	9時38分～11時10分	志布志署	取調べ	92
懐 俊裕	2003/7/4	金	14時50分～17時2分	志布志署	取調べ	132
懐 俊裕	2003/7/4	金	18時57分～19時48分	志布志署	取調べ	51
懐 俊裕	2003/7/5	土	13時23分～15時46分	志布志署	取調べ	143
懐 俊裕	2003/7/5	土	18時20分～19時33分	志布志署	取調べ	73
懐 俊裕	2003/7/6	日	9時17分～10時45分	志布志署	取調べ	88
懐 俊裕	2003/7/6	日	12時22分～15時10分	大隅区検	検事調べ	168
懐 俊裕	2003/7/7	月	10時00分～17時40分	鹿地検	検事調べ	460
懐 俊裕	2003/7/8	火	9時53分～17時27分	鹿地検	検事調べ	454
懐 俊裕	2003/7/8	火	18時37分～20時18分	志布志署	取調べ	101
懐 俊裕	2003/7/9	水	9時25分～11時10分	志布志署	取調べ	105
懐 俊裕	2003/7/9	水	12時13分～17時55分	大隅区検	検事調べ	342
懐 俊裕	2003/7/9	水	19時20分～20時10分	志布志署	取調べ	50
懐 俊裕	2003/7/10	木	8時10分～10時9分	無記載	検事調べ	119
懐 俊裕	2003/7/10	木	18時24分～19時43分	志布志署	取調べ	79
懐 俊裕	2003/7/11	金	9時35分～11時42分	志布志署	取調べ	127
懐 俊裕	2003/7/11	金	18時58分～19時54分	志布志署	取調べ	56
懐 俊裕	2003/7/12	土				
懐 俊裕	2003/7/12	土	15時00分～16時50分	鹿南署	取調べ	110
懐 俊裕	2003/7/12	土	18時59分～19時54分	鹿南署	取調べ	55
懐 俊裕	2003/7/13	日	10時10分～11時38分	鹿南署	取調べ	88
懐 俊裕	2003/7/13	日	16時10分～16時49分	鹿南署	取調べ	39
懐 俊裕	2003/7/13	日	18時16分～19時49分	鹿南署	取調べ	93
懐 俊裕	2003/7/14	月	10時5分～11時45分	鹿南署	取調べ	100
懐 俊裕	2003/7/14	月	15時40分～16時50分	鹿南署	取調べ	70
懐 俊裕	2003/7/14	月	18時30分～19時20分	鹿南署	取調べ	50
懐 俊裕	2003/7/15	火	10時15分～11時54分	鹿南署	取調べ	64
懐 俊裕	2003/7/15	火	15時35分～16時52分	鹿南署	取調べ	77
懐 俊裕	2003/7/15	火	18時55分～19時50分	鹿南署	取調べ	55
懐 俊裕	2003/7/16	水	12時42分～15時12分	鹿地検	検事調べ	150
懐 俊裕	2003/7/17	木	10時15分～13時20分	鹿地検	検事調べ	185
懐 俊裕	2003/7/17	木	〃		起訴（10万円口事件・求令状）	
懐 俊裕	2003/7/17	木	15時18分～16時51分	鹿南署	取調べ	93
懐 俊裕	2003/7/17	木	18時10分～19時18分	鹿南署	取調べ	68
懐 俊裕	2003/7/18	金	14時00分～16時10分	鹿南署	取調べ	130
懐 俊裕	2003/7/18	金	18時30分～19時45分	鹿南署	取調べ	75
懐 俊裕	2003/7/19	土	9時55分～11時49分	鹿南署	取調べ	114
懐 俊裕	2003/7/19	土	14時5分～16時3分	鹿南署	取調べ	118
懐 俊裕	2003/7/20	日	9時59分～11時46分	鹿南署	取調べ	107

懐 俊裕	2003/7/20	日	18時5分～19時50分	鹿南署	取調べ	105
懐 俊裕	2003/7/21	月	10時5分～11時47分	鹿南署	取調べ	102
懐 俊裕	2003/7/21	月	14時50分～16時32分	鹿南署	取調べ	102
懐 俊裕	2003/7/22	火	14時00分～17時5分	鹿地検	検事調べ	185
懐 俊裕	2003/7/22	火	18時8分～19時10分	鹿南署	取調べ	62
懐 俊裕	2003/7/23	水	9時5分～11時16分	鹿地裁	公判	
懐 俊裕	2003/7/23	水	18時00分～19時40分	鹿南署	取調べ	100
懐 俊裕	2003/7/24	木	10時28分～11時45分	鹿南署	取調べ	77
懐 俊裕	2003/7/24	木	18時5分～19時20分	鹿南署	取調べ	75
懐 俊裕	2003/7/25	金		鹿拘置支所	移監	
懐 俊裕	2003/7/25	金	13時15分～16時00分	留置人名簿無し		165
懐 俊裕	2003/7/28	月	9時50分～16時15分	留置人名簿無し		385
懐 俊裕	2003/7/29	火	9時40分～16時20分	留置人名簿無し		400
懐 俊裕	2003/7/30	水	9時40分～11時00分	留置人名簿無し		80
懐 俊裕	2003/7/30	水	14時20分～15時00分	留置人名簿無し		40
懐 俊裕	2003/7/31	木	9時40分～12時10分	留置人名簿無し		150
懐 俊裕	2003/7/31	木	14時5分～15時50分	留置人名簿無し		105
懐 俊裕	2003/8/1	金	9時50分～16時15分	留置人名簿無し		385
懐 俊裕	2003/8/4	月	10時20分～11時30分	留置人名簿無し		70
懐 俊裕	2003/8/4	月	13時50分～16時20分	留置人名簿無し		150
懐 俊裕	2003/8/5	火	9時35分～16時10分	留置人名簿無し		395
懐 俊裕	2003/8/6	水	9時45分～16時5分	留置人名簿無し		380
懐 俊裕	2003/8/7	木	10時35分～11時30分	留置人名簿無し		55
懐 俊裕	2003/8/7	木	13時50分～16時20分	留置人名簿無し		150
懐 俊裕	2003/8/8	金	10時8分～11時33分	留置人名簿無し		85
懐 俊裕	2003/8/8	金		留置人名簿無し		
懐 俊裕	2003/8/9	土	10時20分～11時45分	留置人名簿無し		85
懐 俊裕	2003/8/9	土	12時51分～15時30分	留置人名簿無し		159
懐 俊裕	2003/8/10	日	10時22分～11時44分	留置人名簿無し		82
懐 俊裕	2003/8/10	日	12時49分～16時00分	留置人名簿無し		191
懐 俊裕	2003/8/12	火		留置人名簿無し		

被告人	月日	曜日	拘留場の出入り時間 (任意取調開始終了時間)	出場先	逮捕拘留関係	取調べ時間
藤山 忠	2003/4/17	木	8時00分～12時10分	留置人名簿無し		250
藤山 忠	2003/4/17	木	13時20分～21時30分	留置人名簿無し		490
藤山 忠	2003/4/18	金	8時15分～12時5分	留置人名簿無し		230
藤山 忠	2003/4/18	金	13時10分～20時30分	留置人名簿無し		440
藤山 忠	2003/4/20	日	13時25分～22時00分	留置人名簿無し		515
藤山 忠	2003/4/21	月	12時5分～12時50分	留置人名簿無し		45
藤山 忠	2003/4/21	月	13時00分～14時35分	留置人名簿無し		95
藤山 忠	2003/4/21	月	15時5分～22時47分	留置人名簿無し		415
藤山 忠	2003/4/22	火	9時12分～12時35分	留置人名簿無し		203
藤山 忠	2003/4/22	火	13時35分～20時18分	留置人名簿無し		403
藤山 忠	2003/4/25	金	8時21分～12時15分	留置人名簿無し		234
藤山 忠	2003/4/25	金	13時15分～20時00分	留置人名簿無し		405
藤山 忠	2003/4/29	火	8時41分～12時15分	留置人名簿無し		214
藤山 忠	2003/4/29	火	13時15分～19時30分	留置人名簿無し		375
藤山 忠	2003/5/1	木	7時48分～12時30分	留置人名簿無し		282
藤山 忠	2003/5/1	木	15時10分～20時00分	留置人名簿無し		290
藤山 忠	2003/5/2	金	7時15分～12時45分	留置人名簿無し		330
藤山 忠	2003/5/2	金	15時5分～20時00分	留置人名簿無し		295
藤山 忠	2003/5/4	日	7時25分～13時20分	留置人名簿無し		355
藤山 忠	2003/5/4	日	14時20分～20時5分	留置人名簿無し		345
藤山 忠	2003/5/5	月	9時18分～12時5分	留置人名簿無し		167
藤山 忠	2003/5/5	月	13時10分～20時00分	留置人名簿無し		410
藤山 忠	2003/5/6	火	8時25分～12時10分	留置人名簿無し		225
藤山 忠	2003/5/6	火	13時15分～13時50分	留置人名簿無し		35
藤山 忠	2003/5/6	火	15時10分～20時40分	留置人名簿無し		330
藤山 忠	2003/5/7	水	10時40分～12時30分	留置人名簿無し		110
藤山 忠	2003/5/7	水	13時35分～20時20分	留置人名簿無し		405
藤山 忠	2003/5/8	木	10時10分～12時00分	留置人名簿無し		110
藤山 忠	2003/5/8	木	13時17分～18時00分	留置人名簿無し		283
藤山 忠	2003/5/10	土	12時35分～20時20分	留置人名簿無し		465
藤山 忠	2003/5/13	火		留置人名簿無し		
藤山 忠	2003/5/13	火	9時00分～12時55分	留置人名簿無し		235
藤山 忠	2003/5/13	火	13時55分～14時45分	留置人名簿無し		50
藤山 忠	2003/5/13	火	19時00分～20時53分	鹿中央署	取調べ	113
藤山 忠	2003/5/14	水	9時50分～11時50分	鹿中央署	取調べ	120
藤山 忠	2003/5/14	水	14時35分～17時56分	鹿地検	検察官送致	
藤山 忠	2003/5/14	水	18時28分～20時31分	鹿中央署	取調べ	123
藤山 忠	2003/5/15	木	10時35分～12時20分	鹿地検・鹿地裁	勾留質問	
藤山 忠	2003/5/15	木	13時6分～16時8分	鹿中央署	取調べ	182
藤山 忠	2003/5/15	木	18時4分～19時46分	鹿中央署	取調べ	102
藤山 忠	2003/5/16	金	9時38分～11時45分	鹿中央署	取調べ	127
藤山 忠	2003/5/16	金	13時20分～16時40分	鹿中央署	取調べ・鑑識資料作成	200
藤山 忠	2003/5/16	金	18時10分～19時50分	鹿中央署	取調べ	100
藤山 忠	2003/5/17	土	10時16分～11時48分	鹿中央署	取調べ	92
藤山 忠	2003/5/17	土	13時20分～16時48分	鹿中央署	取調べ	208
藤山 忠	2003/5/17	土	18時37分～19時51分	鹿中央署	取調べ	74
藤山 忠	2003/5/18	日	13時5分～16時44分	鹿中央署	取調べ	219
藤山 忠	2003/5/18	日	18時4分～19時50分	鹿中央署	取調べ	106
藤山 忠	2003/5/19	月	9時55分～12時1分	鹿中央署	取調べ	126
藤山 忠	2003/5/19	月	13時38分～16時50分	鹿中央署	取調べ	192
藤山 忠	2003/5/19	月	18時37分～19時52分	鹿中央署	取調べ	75
藤山 忠	2003/5/20	火	10時14分～11時53分	鹿中央署	取調べ	99
藤山 忠	2003/5/20	火	14時49分～16時51分	鹿中央署	取調べ	122
藤山 忠	2003/5/20	火	18時27分～19時52分	鹿中央署	取調べ	85
藤山 忠	2003/5/21	水	10時59分～12時5分	鹿中央署	取調べ	66
藤山 忠	2003/5/21	水	13時9分～16時5分	鹿中央署	取調べ	176
藤山 忠	2003/5/21	水	18時34分～20時28分	鹿中央署	取調べ	114
藤山 忠	2003/5/22	木	9時40分～11時56分	鹿地検	検事調べ	136
藤山 忠	2003/5/22	木	13時10分～18時10分	鹿地検	検事調べ	300
藤山 忠	2003/5/22	木	18時47分～20時35分	鹿中央署	取調べ	108
藤山 忠	2003/5/23	金	9時00分～12時30分	鹿地検	検事調べ	210
藤山 忠	2003/5/23	金	13時10分～15時39分	鹿地検	検事調べ	149
藤山 忠	2003/5/23	金	18時00分～19時30分	鹿中央署	取調べ	90
藤山 忠	2003/5/24	土	10時8分～11時51分	鹿中央署	取調べ	103
藤山 忠	2003/5/24	土	13時47分～16時40分	鹿中央署	取調べ	173
藤山 忠	2003/5/24	土	18時18分～19時55分	鹿中央署	取調べ	97
藤山 忠	2003/5/25	日	10時28分～11時51分	鹿中央署	取調べ	83

藤山 忠	2003/5/25	日	13時17分～16時46分	鹿中央署	取調べ	209
藤山 忠	2003/5/25	日	18時17分～19時40分	鹿中央署	取調べ	83
藤山 忠	2003/5/26	月	10時18分～11時51分	鹿中央署	取調べ	93
藤山 忠	2003/5/26	月	13時36分～16時51分	鹿中央署	取調べ	195
藤山 忠	2003/5/26	月	18時33分～19時45分	鹿中央署	取調べ	72
藤山 忠	2003/5/27	火	10時11分～11時47分	鹿中央署	取調べ	96
藤山 忠	2003/5/27	火	13時44分～16時46分	鹿中央署	取調べ	182
藤山 忠	2003/5/27	火	18時18分～19時47分	鹿中央署	取調べ	89
藤山 忠	2003/5/28	水	10時50分～11時41分	鹿中央署	取調べ	51
藤山 忠	2003/5/28	水	13時10分～16時56分	鹿地検	検事調べ	226
藤山 忠	2003/5/28	水	18時4分～19時37分	鹿中央署	取調べ	93
藤山 忠	2003/5/29	木	9時53分～17時35分	志布志署	引き当たり・実況見分立会	
藤山 忠	2003/5/29	木	18時38分～19時43分	鹿中央署	取調べ	65
藤山 忠	2003/5/30	金	9時40分～12時2分	鹿地検	検事調べ	142
藤山 忠	2003/5/30	金	13時6分～17時15分	鹿地検	取調べ	249
藤山 忠	2003/5/30	金	18時6分～20時00分	無記載	取調べ	114
藤山 忠	2003/5/31	土	10時4分～11時44分	鹿中央署	取調べ	100
藤山 忠	2003/5/31	土	13時46分～16時42分	鹿中央署	取調べ	176
藤山 忠	2003/5/31	土	18時28分～19時42分	鹿中央署	取調べ	74
藤山 忠	2003/6/1	日	10時25分～11時43分	鹿中央署	取調べ	78
藤山 忠	2003/6/1	日	14時2分～16時45分	鹿中央署	取調べ	163
藤山 忠	2003/6/1	日	18時36分～19時48分	鹿中央署	取調べ	72
藤山 忠	2003/6/2	月	10時9分～11時28分	鹿中央署	取調べ	79
藤山 忠	2003/6/2	月	13時27分～16時45分	鹿中央署	取調べ	198
藤山 忠	2003/6/2	月	19時6分～19時54分	鹿中央署	取調べ	48
藤山 忠	2003/6/3	火	18時45分～19時45分	鹿中央署	取調べ	60
藤山 忠	2003/6/3	火				
藤山 忠	2003/6/4	水	10時11分～11時45分	鹿中央署	取調べ	94
藤山 忠	2003/6/4	水	13時8分～16時45分	鹿中央署	取調べ	217
藤山 忠	2003/6/4	水	18時00分～19時38分	鹿中央署	取調べ	98
藤山 忠	2003/6/4	水				
藤山 忠	2003/6/5	木	10時30分～11時50分	鹿中央署	取調べ	80
藤山 忠	2003/6/5	木	13時44分～16時42分	鹿中央署	取調べ	178
藤山 忠	2003/6/5	木	18時48分～19時40分	鹿中央署	取調べ	52
藤山 忠	2003/6/6	金	8時20分～10時59分	鹿地検・鹿地裁	検察官送致	
藤山 忠	2003/6/6	金	13時15分～16時34分	鹿地検・鹿地裁	勾留質問	
藤山 忠	2003/6/6	金	18時10分～19時45分	鹿中央署	取調べ	95
藤山 忠	2003/6/7	土	10時22分～11時47分	鹿中央署	取調べ	85
藤山 忠	2003/6/7	土	14時27分～16時49分	鹿中央署	取調べ	142
藤山 忠	2003/6/7	土	18時34分～19時45分	鹿中央署	取調べ	71
藤山 忠	2003/6/8	日	10時44分～11時51分	鹿中央署	取調べ	67
藤山 忠	2003/6/8	日	14時57分～16時50分	鹿中央署	取調べ	113
藤山 忠	2003/6/8	日	18時42分～19時44分	鹿中央署	取調べ	62
藤山 忠	2003/6/9	月	10時59分～11時53分	鹿中央署	取調べ	54
藤山 忠	2003/6/9	月	13時51分～16時50分	鹿中央署	取調べ	179
藤山 忠	2003/6/9	月	18時15分～19時49分	鹿中央署	取調べ	94
藤山 忠	2003/6/10	火	13時43分～16時51分	鹿中央署	取調べ	188
藤山 忠	2003/6/10	火	18時32分～19時45分	鹿中央署	取調べ	73
藤山 忠	2003/6/11	水	10時50分～11時49分	鹿中央署	取調べ	59
藤山 忠	2003/6/11	水	14時45分～16時53分	鹿中央署	取調べ	128
藤山 忠	2003/6/11	水	18時50分～19時48分	鹿中央署	取調べ	58
藤山 忠	2003/6/12	木	10時37分～11時50分	鹿中央署	取調べ	73
藤山 忠	2003/6/12	木	13時14分～16時46分	鹿中央署	取調べ	212
藤山 忠	2003/6/12	木	18時12分～19時53分	鹿中央署	取調べ	101
藤山 忠	2003/6/13	金	10時48分～11時47分	鹿中央署	取調べ	59
藤山 忠	2003/6/13	金	14時35分～16時45分	鹿中央署	取調べ	130
藤山 忠	2003/6/13	金	18時39分～19時50分	鹿中央署	取調べ	71
藤山 忠	2003/6/14	土	10時55分～11時52分	鹿中央署	取調べ	57
藤山 忠	2003/6/14	土	14時16分～16時48分	鹿中央署	取調べ	152
藤山 忠	2003/6/14	土	18時55分～19時47分	鹿中央署	取調べ	52
藤山 忠	2003/6/15	日	13時51分～16時46分	鹿中央署	取調べ	175
藤山 忠	2003/6/15	日	19時2分～19時50分	鹿中央署	取調べ	48
藤山 忠	2003/6/16	月	10時45分～11時56分	鹿中央署	取調べ	71
藤山 忠	2003/6/16	月	14時4分～16時46分	鹿中央署	取調べ	162
藤山 忠	2003/6/16	月	19時00分～19時50分	鹿中央署	取調べ	50
藤山 忠	2003/6/17	火	10時41分～12時2分	鹿中央署	取調べ	81
藤山 忠	2003/6/17	火	13時00分～15時40分	鹿地検	検事調べ	160
藤山 忠	2003/6/17	火	15時51分～16時46分	鹿中央署	取調べ	55
藤山 忠	2003/6/17	火	18時21分～19時33分	鹿中央署	取調べ	72

藤山 忠	2003/6/18	水	9時40分～12時10分	鹿地検	検事調べ	150
藤山 忠	2003/6/18	水	14時36分～16時51分	鹿中央署	取調べ	138
藤山 忠	2003/6/18	水	18時33分～19時47分	鹿中央署	取調べ	74
藤山 忠	2003/6/19	木	11時1分～11時50分	鹿中央署	取調べ	49
藤山 忠	2003/6/19	木	14時35分～16時45分	鹿中央署	取調べ・検事調べ	130
藤山 忠	2003/6/19	木	19時16分～19時55分	鹿中央署	取調べ	39
藤山 忠	2003/6/20	金	10時52分～11時53分	鹿中央署	取調べ	61
藤山 忠	2003/6/20	金	14時49分～16時50分	鹿中央署	取調べ	121
藤山 忠	2003/6/20	金	18時44分～19時53分	鹿中央署	取調べ	69
藤山 忠	2003/6/21	土	10時40分～11時37分	鹿中央署	取調べ	57
藤山 忠	2003/6/21	土	15時2分～16時49分	鹿中央署	取調べ	107
藤山 忠	2003/6/21	土	18時46分～19時52分	鹿中央署	取調べ	66
藤山 忠	2003/6/22	日	10時57分～11時48分	鹿中央署	取調べ	51
藤山 忠	2003/6/22	日	14時53分～16時50分	鹿中央署	取調べ	117
藤山 忠	2003/6/22	日	18時50分～19時56分	鹿中央署	取調べ	66
藤山 忠	2003/6/23	月	10時00分～16時56分	志布志方面	検証立会	
藤山 忠	2003/6/23	月	18時59分～19時52分	鹿中央署	取調べ	53
藤山 忠	2003/6/24	火	10時26分～11時58分	鹿中央署	取調べ	92
藤山 忠	2003/6/24	火	14時40分～16時59分	鹿中央署	取調べ	139
藤山 忠	2003/6/24	火	18時12分～19時42分	鹿中央署	取調べ	90
藤山 忠	2003/6/25	水	10時7分～11時58分	鹿中央署	取調べ	111
藤山 忠	2003/6/25	水	13時4分～16時54分	鹿中央署	取調べ	230
藤山 忠	2003/6/25	水	18時30分～19時50分	鹿中央署	取調べ	80
藤山 忠	2003/6/26	木	9時37分～11時36分	鹿中央署	取調べ	119
藤山 忠	2003/6/26	木	13時27分～16時57分	鹿中央署	取調べ	210
藤山 忠	2003/6/26	木	18時32分～19時50分	鹿中央署	取調べ	78
藤山 忠	2003/6/27	金	10時30分～11時52分	鹿中央署	取調べ	82
藤山 忠	2003/6/27	金	13時32分～16時50分	鹿中央署	取調べ	198
藤山 忠	2003/6/27	金	18時33分～19時45分	鹿中央署	取調べ	72
藤山 忠	2003/6/28	土	10時20分～11時53分	鹿中央署	取調べ	93
藤山 忠	2003/6/28	土	14時19分～16時38分	鹿中央署	取調べ	139
藤山 忠	2003/6/28	土	19時00分～19時43分	鹿中央署	取調べ	43
藤山 忠	2003/6/29	日	9時42分～12時10分	鹿地検	検事調べ	148
藤山 忠	2003/6/29	日	13時17分～16時50分	鹿中央署	取調べ	213
藤山 忠	2003/6/30	月	10時56分～11時49分	鹿中央署	取調べ	53
藤山 忠	2003/6/30	月	14時45分～16時50分	鹿中央署	取調べ	125
藤山 忠	2003/6/30	月	18時50分～19時42分	鹿中央署	取調べ	52
藤山 忠	2003/7/1	火	10時35分～11時49分	鹿中央署	取調べ	74
藤山 忠	2003/7/1	火	13時35分～17時26分	鹿中央署	取調べ	231
藤山 忠	2003/7/1	火	18時22分～19時36分	鹿中央署	取調べ	74
藤山 忠	2003/7/2	水	11時6分～11時50分	鹿中央署	検事調べ	44
藤山 忠	2003/7/2	水	13時14分～16時51分	鹿中央署	検事調べ	157
藤山 忠	2003/7/2	水	18時19分～19時54分	鹿中央署	取調べ	95
藤山 忠	2003/7/3	木	9時12分～10時53分	鹿地裁	公判	
藤山 忠	2003/7/3	木	14時11分～16時36分	鹿中央署	取調べ	145
藤山 忠	2003/7/4	金	10時23分～11時43分	鹿中央署	取調べ	80
藤山 忠	2003/7/4	金	13時21分～15時36分	鹿中央署	取調べ	135
藤山 忠	2003/7/4	金	18時8分～19時2分	鹿中央署	取調べ	54
藤山 忠	2003/7/5	土	14時39分～16時40分	鹿中央署	取調べ	121
藤山 忠	2003/7/5	土	18時55分～19時45分	鹿中央署	取調べ	50
藤山 忠	2003/7/6	日	10時43分～11時50分	鹿中央署	取調べ	67
藤山 忠	2003/7/6	日	15時2分～16時52分	鹿中央署	取調べ	110
藤山 忠	2003/7/6	日	19時2分～19時48分	鹿中央署	取調べ	46
藤山 忠	2003/7/7	月	15時24分～16時50分	鹿中央署	取調べ	186
藤山 忠	2003/7/7	月	19時7分～19時57分	鹿中央署	取調べ	50
藤山 忠	2003/7/8	火	11時5分～11時47分	鹿中央署	取調べ	42
藤山 忠	2003/7/8	火	15時43分～16時47分	鹿中央署	取調べ	64
藤山 忠	2003/7/9	水	10時35分～11時55分	鹿中央署	取調べ	80
藤山 忠	2003/7/9	水	13時7分～17時21分	鹿地検	検事調べ	254
藤山 忠	2003/7/9	水	18時8分～18時50分	鹿中央署	取調べ	42
藤山 忠	2003/7/10	木	10時32分～11時39分	鹿中央署	取調べ	67
藤山 忠	2003/7/10	木	13時37分～16時45分	鹿中央署	取調べ・検事調べ	188
藤山 忠	2003/7/10	木	19時5分～19時36分	鹿中央署	取調べ	31
藤山 忠	2003/7/11	金	10時55分～11時49分	鹿中央署	取調べ	54
藤山 忠	2003/7/11	金	15時21分～16時45分	鹿中央署	取調べ	84
藤山 忠	2003/7/12	土	11時10分～11時48分	鹿中央署	取調べ	38
藤山 忠	2003/7/12	土	15時2分～16時45分	鹿中央署	取調べ	103
藤山 忠	2003/7/12	土	18時34分～19時30分	鹿中央署	取調べ	56
藤山 忠	2003/7/13	日	11時5分～11時49分	鹿中央署	取調べ	44

藤山 忠	2003/7/13	日	15時6分～16時20分	鹿中央署	取調べ	74
藤山 忠	2003/7/13	日	18時51分～19時29分	鹿中央署	取調べ	38
藤山 忠	2003/7/14	月	15時16分～16時37分	鹿中央署	取調べ	81
藤山 忠	2003/7/14	月	18時30分～19時1分	鹿中央署	取調べ	31
藤山 忠	2003/7/15	火	10時54分～11時55分	鹿中央署	取調べ	61
藤山 忠	2003/7/15	火	15時5分～17時00分	鹿中央署	取調べ	115
藤山 忠	2003/7/16	水	9時47分～11時31分	鹿中央署	取調べ	104
藤山 忠	2003/7/16	水	14時17分～15時56分	鹿中央署	取調べ	99
藤山 忠	2003/7/16	水	18時20分～19時10分	鹿中央署	取調べ	50
藤山 忠	2003/7/17	木	10時14分～11時7分	鹿中央署	取調べ	53
藤山 忠	2003/7/17	木	12時40分～14時16分		起訴 (10万円口事件・求令状)	
藤山 忠	2003/7/17	木	16時2分～16時59分	鹿中央署	取調べ	57
藤山 忠	2003/7/18	金	14時12分～15時28分	鹿中央署	取調べ	76
藤山 忠	2003/7/18	金	19時10分～19時45分	鹿中央署	取調べ	35
藤山 忠	2003/7/19	土	10時5分～11時45分	鹿中央署	取調べ	100
藤山 忠	2003/7/19	土	16時6分～16時58分	鹿中央署	取調べ	52
藤山 忠	2003/7/20	日	14時35分～16時34分	鹿中央署	取調べ	119
藤山 忠	2003/7/20	日	19時15分～19時38分	鹿中央署	取調べ	23
藤山 忠	2003/7/21	月	14時50分～16時15分	鹿中央署	取調べ	85
藤山 忠	2003/7/22	火	14時48分～16時00分	鹿中央署	取調べ	72
藤山 忠	2003/7/22	火	18時50分～19時33分	鹿中央署	取調べ	43
藤山 忠	2003/7/23	水	9時25分～10時58分	鹿地裁	公判	
藤山 忠	2003/7/24	木	10時24分～11時48分	鹿中央署	取調べ	84
藤山 忠	2003/7/24	木	14時56分～16時50分	鹿中央署	取調べ	114
藤山 忠	2003/7/25	金	15時20分～16時21分	鹿中央署	取調べ	61
藤山 忠	2003/7/26	土	9時39分～11時24分	鹿地検	検事調べ	105
藤山 忠	2003/7/26	土	14時50分～16時53分	鹿中央署	取調べ	123
藤山 忠	2003/7/27	日	14時48分～16時43分	鹿中央署	取調べ	115
藤山 忠	2003/7/27	日	18時11分～18時39分	鹿中央署	取調べ	28
藤山 忠	2003/7/28	月	9時31分～11時34分	鹿地検	検事調べ	123
藤山 忠	2003/7/28	月	14時56分～16時12分	鹿中央署	取調べ	76
藤山 忠	2003/7/28	月	18時17分～19時43分	鹿中央署	取調べ	86
藤山 忠	2003/7/29	火	9時5分～10時37分	鹿地検	検事調べ	92
藤山 忠	2003/7/29	火	15時15分～16時17分	鹿中央署	取調べ	62
藤山 忠	2003/7/29	火	18時12分～18時48分	鹿中央署	取調べ	36
藤山 忠	2003/7/30	水	14時32分～16時17分	鹿中央署	取調べ	105
藤山 忠	2003/7/31	木	10時5分～12時6分	鹿地裁	公判	
藤山 忠	2003/7/31	木	15時33分～16時48分	鹿中央署	取調べ	75
藤山 忠	2003/7/31	木	18時23分～19時10分	鹿中央署	取調べ	47
藤山 忠	2003/8/1	金	10時21分～11時31分	鹿中央署	取調べ	70
藤山 忠	2003/8/1	金	12時35分～15時37分	鹿地裁	検事調べ	182
藤山 忠	2003/8/1	金	18時16分～19時15分	鹿中央署	取調べ	59
藤山 忠	2003/8/2	土	11時3分～11時30分	鹿中央署	取調べ	27
藤山 忠	2003/8/2	土	13時3分～15時51分	鹿地検	検事調べ	168
藤山 忠	2003/8/2	土	16時25分～16時55分	鹿中央署	取調べ	30
藤山 忠	2003/8/3	日	15時27分～16時35分	鹿中央署	取調べ	68
藤山 忠	2003/8/4	月	9時36分～11時24分	鹿中央署	検事調べ	108
藤山 忠	2003/8/4	月	14時28分～16時14分	鹿中央署	取調べ	106
藤山 忠	2003/8/4	月	18時24分～19時2分	鹿中央署	取調べ	38
藤山 忠	2003/8/5	火	9時36分～11時24分	鹿地裁	検事調べ	108
藤山 忠	2003/8/5	火	14時34分～16時6分	鹿中央署	取調べ	92
藤山 忠	2003/8/6	水	14時47分～16時10分	鹿中央署	取調べ	83
藤山 忠	2003/8/7	木	9時40分～12時00分	鹿地検	検事調べ	140
藤山 忠	2003/8/7	木	14時30分～16時12分	鹿中央署	取調べ	102
藤山 忠	2003/8/8	金	9時20分～13時13分	鹿地検	検事調べ	233
藤山 忠	2003/8/8	金	15時41分～16時50分	鹿中央署	取調べ	69
藤山 忠	2003/8/9	土	10時24分～11時10分	鹿中央署	取調べ	46
藤山 忠	2003/8/9	土	12時58分～15時27分	鹿地検	検事調べ	149
藤山 忠	2003/8/9	土	16時6分～16時53分	鹿中央署	取調べ	47
藤山 忠	2003/8/10	日	9時00分～11時20分	鹿中央署	実況見分立会	
藤山 忠	2003/8/10	日	13時8分～15時3分	鹿地検	検事調べ	115
藤山 忠	2003/8/10	日	16時11分～16時46分	鹿中央署	取調べ	35
藤山 忠	2003/8/11	月	10時42分～11時39分	鹿中央署	取調べ	57
藤山 忠	2003/8/11	月	14時8分～17時21分	鹿地検	検事調べ	193
藤山 忠	2003/8/12	火	13時49分～14時32分	鹿中央署	取調べ	43
藤山 忠	2003/8/12	火			起訴 (5万円口事件)	
藤山 忠	2003/8/18	月		鹿中央署	取調べ	
藤山 忠	2003/8/18	月	16時9分～16時59分	無記載	取調べ	50
藤山 忠	2003/8/25	月	16時15分～16時53分	鹿中央署	取調べ	38

藤山 忠	2004/6/29	日	18時51分～19時40分	鹿中央署	取調べ	49
藤山 忠	2004/9/3	水	9時35分～12時18分	鹿地裁	公判	
藤山 忠	2004/9/3	水	14時24分～15時51分	無記載	取調べ	87
藤山 忠	2004/9/22	月	15時23分～16時22分	鹿中央署	取調べ	59
藤山 忠	2004/9/24	水	10時25分～11時57分	鹿地裁	公判	
藤山 忠	2004/9/25	木	11時00分～11時58分	無記載	取調べ	58
藤山 忠	2004/9/25	木		拘置支所	移監	

## 甲山（かぶとやま）事件ベース 「嘘の自白の作り方」台本

(舞台上は、机1つ。椅子3つの取調室の設定) (サスは1つ)

(山田さんにサス)

大変だ～。誰か。誰か～。園児が動かない。警察を呼んでくれ～～。

(サス消える)

(暗転)

(ナレーション)

とある県の知的障害児童施設で12歳の園児が行方不明になった。

その後、浄化槽で溺死体で発見された。死亡推定時刻は夜9時頃であった。

当初は事故、事件両面の可能性があったが、浄化槽のマンホールの蓋が閉まっていたことから園児殺害事件として捜査本部が設置された。

(警察官Bにサス)

(台詞だけ。監理官A。席に座っている)

捜査本部を開く。園児殺害事件だが、意見のある者は挙手の上で意見するように

(警察官B)

外部から侵入した形跡がありません。犯人の痕跡も全く残っていません。内部犯かと思えます。

(台詞だけ監理官A)

誰が犯人だ

(警察官B)

その日の当直の山田さんが怪しいんじゃないですか。学園葬の時に、取り乱し方が異常だったという報告があがっています

(台詞だけ。監理官A)

他に有力な犯人像はあるか

(ナレーション)

無音

(台詞だけ監理官A)

では、山田を重要参考人として捜査を進めるように。解散。

(暗転)

(ナレーション)

その後、犯行当日の夜に被害園児を山田さんが連れて歩いていたという目撃供述が捜査



本部に寄せられた。捜査本部は、目撃供述のみを頼りに山田さんを逮捕した。

マスコミ各社はここぞとばかり山田さん逮捕を報道した。



(台詞だけ。監理官 A)

平成 25 年 11 月 16 日午前 8 時。山田太郎。園児に対する殺人の容疑で逮捕する

(山田さんにサス)

私は何もやってない。何で逮捕するんだ。やめろ。やめてくれ。

(暗転)

(照明がつく)

(取調べ室シーン。机 1、椅子 3. 向かい合う形)

(登場人物は静止)

(ナレーション)

ここは、とある警察署の取調べ室。4 畳ほどの広さの小さな部屋にテーブルが 1 つに 3 脚の椅子が並べられている。窓はひとつ。鉄格子がハマっている。

逮捕された被疑者はここで連日の取調を受ける。

山田さんも例外ではなかった。

山田さんには 10 日間の勾留決定が下された。

また、山田さんには接見禁止処分がつき、家族に会うことはできなくなってしまった。毎日顔を合わせるのは取調官だけである。

(捜査官 B。着席のまま)

お前のような極悪な奴はみたことがない。これは普通の人間にできる犯罪じゃない。悪魔にでも取りつかれているんじゃないか。

(山田さん。机に手を伏しながら)

私は絶対にやっていません。

(捜査官 B は立ちあがって、机をドンと叩く)

(捜査官 B)

証拠はそろっているんだよ。言い逃れできない。早く認めろ

(監理官 A)

山田さん、うちらもあなたが犯人と決めつけているわけじゃないんだよ。アリバイを思い出しれば、あなたが犯人じゃないことはすぐに証明できるんだよ。そうしたら釈放できるんだけどね

(山田さん)

思い出せば釈放なんですね

(暗転。サス。)

(山田さん、サスまで移動)

(山田さん)

私はやっていないんだから、警察も分かってくれるに違いない。アリバイさえ思い出せば良いんだ

(暗転)

(山田さん。元の位置へ)

(ナレーション)

弁護士会では新聞で報道された重大事件について、当番弁護士の委員会派遣が行われる。当番弁護士は初回は無料である。山田さんに対しても、当番弁護士の派遣が行われた。

(山田さん、サスまで移動)

(ナレーション: 弁護人)

当番弁護士の浜田です。あなた、やったの？

(山田さん)

やってないんです。でも、警察はやったんだろうって言うんです。

(ナレーション: 弁護人)

やっていないんだったら、あなたには黙秘権があるから、話さなくていいんだよ。それから調書を取られそうになっても署名を拒めるから絶対に嘘の調書を作られないように。

(山田さん)

もし、自白調書をとられたらどうなってしまうのでしょうか

(ナレーション: 弁護人)

それは大変なことになるよ。

そもそも警察官は裁判の証拠を探しているんだ。本来、有罪にするためには相当な証拠が必要で、証拠がなければにも裁判にかけられない。ただ、自白も証拠の一つなんだけど、証拠としての重みは大きい。それだけで有罪になってしまうこともあるんだ。だからどんなに辛くてもやってないなら絶対に自白なんてしてはいけないんだ。

(山田さん)

分かりました。でも私は警察の人も話せば分かってくれると思いますので、黙秘はしないで正直に話します。

(暗転。サス。監察官 A がサスまで移動)

どうせアリバイなんて出てきやしない。落ちるのも時間の問題だろう。自白さえ取ってしまえば楽な事件だよ。最近忙しいし、いくら働いても給料変わらないし、とっとと終わらせたいな。早く終わってゴルフかな。(スイング)

(照明つく。監察官 A)

どう？山田さん、何か思い出した？

(山田さん)

事件の日は、当直が始まって夜8時頃、園児の良子ちゃんが泣いていたんで、様子を見に行ったら寝かせて、それから、当直室に戻って、夜10時頃には寝たと思うんですけど…。

(警察官 B)

肝心の夜9時の記憶はないの？

(山田さん)

当直室にいたと思うんですけど、何をしていたのかは…トイレに行ってたのかなあ…

(警察官 B)

覚えてないわけじゃないよね。当直室を出たんじゃないの？

(山田さん)

確かに、トイレに行ったとしたら、当直室を出たのかもしれませんが、よく覚えてません。

(監察官 A)

覚えてないのは仕方ないよな。マンホールのとこだったっけな、あんたと被害園児を見たって話があんだよな。思い出してくれないと、あんたやったってことになっちゃうんだよ。

(山田さん)

マンホールに行った記憶はないんですけど、一日でも早く思い出してお話します。

(暗転。ナレーション)

取調べは1週間続いた。しかし、山田さんは、犯行当夜の行動を思い出すことはできなかった。

(照明がつく。監察官 A)

いい加減思い出してくれないかな。太郎ちゃんにも家族がいるよな？早く会いたいよな？ちゃんと思い出して捜査に協力してくれれば、家族にも会えるしさ。

(山田さん)

どうしても思い出せないんです。思い出せないはずがないんですけど…。

覚えてないから、もしかしたら、無意識にマンホールのとこ行ってたのかも…。

私のことを見たという人がいるんだったら、本当のことだと思います…。

(警察官 B)

ようやく思い出す気になったんだな。まあ今日はもう遅いし、詳しくは明日話聞くから。

(暗転。ナレーション)

そして翌日…

(照明つく。警察官 B)

じゃあマンホール行ってどうしたの？

(山田さん)



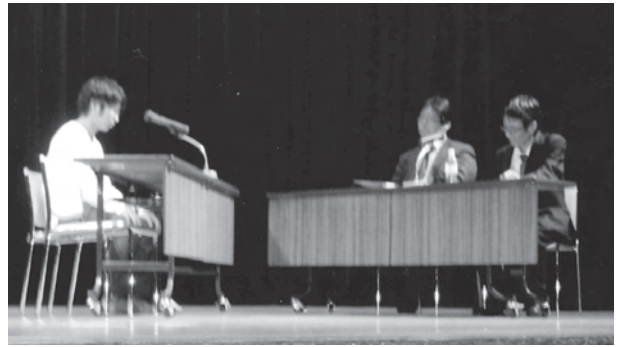
あれから色々と考えたんですけど、やっぱりマンホールに行った記憶はないんですね。

(警察官 B)

(立ちあがって机を叩く)山田!お前、捜査に協力する気あるのか!?本当のこと言うんじゃないのか?こんなじゃ勾留期間も延長するしかないな～。捜査に協力しなきゃ家族に会えないの分かってんのか、山田～。本当のこと言わないとすっきりしないな。お前胸に手当ててよく考えてみろ。

(山田さん)

・・・(半泣)でも、私、そんな記憶ないんです。私やってないことを認めちゃったら、親父もお袋も悲しむし、園長さんにも申し訳ないですし……。取調べには協力したいんですけど……。刑事さん、俺のこと信じてくださいよ。私がやってないっていうことを証明してください。



(監察官 A)

俺たちは太郎ちゃんが犯人だってことで決めてかかっているわけじゃないから、お父さんにも話を聞いてみるよ。

(暗転。ナレーション)

勾留期間はさらに10日間延長され、監察官 A のゴルフの予定は消えた。

(サス。監察官 A)

いや～、山田いい加減自白してくれないとな～。検事からも言われてんだよな～。中間管理職はきついな～。ゴルフ行けなくなったしな……。やっぱ公務員はつらいわ。

(監察官 A サスから去り、元の位置に戻る。照明つく。)

(監察官 A)

さっきお父さんと会ったよ。

(山田さん)

父は何て言っていました？

(監察官 A)

一応、太郎ちゃんのこと信じてるって言ってたよ。でも、お父さん帰るときに、溜息ついてたんだよね。この溜息はねえ、太郎ちゃんのことを疑ってる溜息だったよ。お父さんはあんたのことを疑ってるんだよ。その苦しみが溜息になって出たんだね。僕らはね、人の行動を隅から隅まで見逃さないように完璧に訓練されているから、お父さんの気持ちが痛いほど分かるんだよ。これは間違いはないね。

(山田さん)

それは本当ですか？

(警察官 B)

俺たちが太郎ちゃんに嘘つくわけないだろ。俺たちは頑張ってるけど、普通の人は疑っちゃうよね。

(山田さん)

・・・(机の上に突っ伏して泣く)

(暗転。ナレーション)

取調べは中断された。再開されたのは、深夜である。勾留期間満了まで後4日である。

(サス。山田さん)

親父まで信じてくれてないなんて……。俺のために動いてくれた刑事さん達も頑張ってくれたけど、俺が犯人じゃないっていう証明はできなかつたって言ってる。もうどうしようもない。誰も救ってくれない。俺どうしたらいいんだ。

(照明つく。警察官 B)

で、実際のとこどうなの？お前がやったの？

(山田さん)

もうどうしていいか分かりません。

(監察官 A)

つらいけど本当のこと話さないとな。みんなお前がやったって思ってるんだよ。素直にやったって話のが一番いいぞ。

(山田さん)

・・・(椅子の上で脱力して小さな声で) 私がやりました。

(警察官 B)

ん？何か言ったか山田？

(山田さん)

私が・・・やりました。

(警察官 B)

本当か？ようやく話す気になったか。もっと早く言ってくれれば。でも、遅すぎるってことはないんだぞ、山田。これから事件のこと詳しく話してもらうからな。

(山田さん)

申し訳ないことをしたと思ってます。詳しくお話したいんですが、その代わりに、手紙を父に送ってもらえますか？

(警察官 B)

分かった、分かった。じゃあ、事件のあった夜9時のことから聞くからな。

(暗転。ナレーション。)

この日、山田さんの自白調書が作成された。山田さんは、警察官の言うとおりに、園児を殺害した状況を話した。しかし、その日、父親に渡された手紙には、「私は無実だ。残念

だけど、後のことは頼む。」と書かれ、山田さんは自殺を敢行したが未遂に止まり、山田さんは起訴された。

山田さんは、裁判では無罪を主張したものの、自白調書が証拠として採用され、無期懲役判決が下された。(照明つく。監察官 A と警察官 B が立っている。)

(監察官 A)

ようやく終わったな。

(警察官 B)

いや～大変でしたよ。良い経験になりましたけど。

(監察官 A)

ま、俺も大変だったけどな。ゴルフの予定も消えたし。裁判では、やつ、やってないとか言ったらしいけど、まあ無期懲役で終わったみたいだ。頑張ったかいがあったな。

(警察官 B)

そんじゃ、今夜いかがですか？(杯を上げる仕草)

(暗転。山田さん。)

私はやってない、やってないんだ。



以 上

# 冤罪を知る市民集会 アンケート 集計表

2013年11月16日 実施

埼玉弁護士会

回答者総数 58 (男性 36 女性 17 記入なし 5 )

年代	20歳代	1
	30歳代	7
	40歳代	7
	50歳代	10
	60歳代	16
	70歳代	5
	80歳代	1
	記入なし	11

職業	会社員	10	医師	1
	無職	7	パート	1
	団体職員	4	相談員	1
	弁護士	4	税理士	1
	教諭	3	派遣	1
	公務員	2	製パン工	1
	自由業	2	法律事務所職員	1
			社労士	1
			事務	1
			自営業	1
			その他	1
			記入なし	15

## 1 今日の集会は何によって知りましたか。

立看板	27
(その他)	
弁護士会から案内状をもらった	12
弁護士会からメールをもらった	2
同居人	1

知人（弁護士）	6
弁護士会ホームページ	2
記入なし	8

## 2 基調報告。

ア わかりやすかった	50
イ わかりにくかった	1
ウ どちらとも言えない	4
記入なし	3

何かあればご自由にご記載ください。

- \*日本人全体に「相手の認識の仕方の訓練」をすべきである。小学生はそれなりに、高校生もそれなりに、そしてしっかりした自立した人格の大人となるべきである。
- \*勾留が虚偽自白の原因だと強調していたが、志布志事件では、任意捜査で自白していたので、人間が自白する心理についてももう少し分析して欲しかった。
- \*台本をただ読むだけに何の意味があるのか分からない。(28歳男性)
- \*こういう事を全く知らなかったので本当に参考になりました。(50歳女性)
- \*私も最高裁の「判例」が日本の刑事司法を犯していると思います。
- \*市民用だったらレジュメにチャートも付けると良かった。
- \*法律用語に慣れていない人には難しかったかも。
- \*被害者の発言、生々しかった。国賠、国会でもいろんなところで冤罪を無くすように声をあげよう。取調時間スケジュールに圧倒された。
- \*新穂先生も緊張していたのかなと思った。(56歳男性)
- \*目を閉じることでイメージが出来て良かったです。(52歳女性)
- \*交通違反で警官が弱い立場のものを取り調べる時、酷い言葉を言われた経験があります。警察の悪い権力性をその時感じました。嘘の自白に追い込まれる状況を初めて知りました。(53歳女性)
- \*もう少し短くまとめられても良かったと思う。(30歳女性)

## 3 パネルディスカッションの感想

- \*良かった。(67歳男性)
- \*とてもよく分かりやすい。
- \*時系列がはっきりしなかったので、分かりにくかった。
- \*警察のやり方が我が事として知りました。こんな事があっていいのでしょうか。こんな非道なことが。虚偽自白の成り立ちがよく分かりました。取調の可視化は当然必要です。



(85歳女性)

- \*もう少し具体的な話があれば(国賠の最中で難しいかも知れませんが)もっとわかりやすかったと思います。(64歳男性)
- \*当事者の生の声が聞いて良かった。
- \*現実に事件をつくる警察があることが信じられない。自分が万一その立場になったら否認できるか自信がない。法治国家として警察官はレベルを上げてもらいたい。(60歳男性)
- \*大変な思いをされて、犯人にされてしまう恐さ、本当にこんな事件がたまに起きているんだと知りました。(56歳)
- \*被害者の方、お二人の発言にとっても驚きました。任意の取調の怖さ、恐ろしさが分かりました。とても良かったと思います。(57歳男性)
- \*一刻も早く可視化になるべきだと思いました。(39歳女性)
- \*被害者お二人の無念が胸に伝えます。(45歳男性)
- \*物足りなかった。(63歳女性)
- \*被害者の方の生の声が聞ける機会をありがとうございました。(62歳女性)
- \*自白することになるまで、追い詰めて警察の立場を主張することなど、私たちの住民の暮らしを守る側のやることではないと思う。しかし、犯人にいつでもされてしまう恐ろしい世の中のことを学ばせていただいた。(65歳女性)
- \*冤罪について、加害者だけでなく事件そのものを作り上げられていると事実を知りました。冤罪被害者の方は10年前は平和な暮らしを送っていたでしょう。元に戻ることは難しいかも知れませんが穏やかな暮らしが出来ますようお祈りします。貴重なお話しありがとうございました。現実でありそうな話と言うことがよく分かりました。(47歳女性)
- \*自分なら自白しない自信があると思いがちだが、当事者の体験を聞き他人事でないと感じた。
- \*事件の実感がわき、良かったと思う。(63歳男性)
- \*生の声が聞いて良かった。(65歳男性)
- \*ひどい、ひどすぎる。当事者の話には耳を疑いたくなるような事実があり、心に迫る訴えが届き、本日の趣旨の切実さがよくわかった。(70歳男性)
- \*冤罪被害者の方のお気持ち察します。(38歳男性)
- \*被害者の痛々しさを思った。(63歳男性)
- \*実際に取調をうけた方の話を聞いたのはとても良かったです。ただ、自白した方にも少し非があるのかなと思いました。(28歳男性)
- \*なぜ警察は犯人をでっち上げようとしたのか。何が目的なのか、疑問に思いました。時間が足りない2人がどうやって野平さんに会えたのかも伺いたかった。(50歳女性)

- \*被害者のお話をたくさん聞いて良かった。
- \*大学で冤罪事件について学習したが、同じ内容（冤罪にあった人）なので驚いた。日本の法制度が怖いように感じた。
- \*保釈がない？自白の関係（弁護士さんの力は？）警察官、検察官との関係は？
- \*非常に参考になりました。（76歳男性）
- \*ご本人の発言に重み。（72歳男性）
- \*事情がよく分かりました。こんな事があるなんて驚きです。（61歳男性）
- \*ありがとうございました。書籍で知っていたとはいえ、わかりやすい説明、又資料に驚きました。（68歳男性）
- \*当事者の話は迫力がある。（69歳男性）
- \*逮捕勾留中のの実体験の話に恐ろしさが少し分かった。本当に自分がその目にあつたらとても耐えられないだろうと思った。（67歳男性）
- \*コーディネーターは、取調の過酷さを示すためとはいえ、ちょっと繰り返しが多かったのでは・・・。
- \*当事者の発言が、極めてリアルだった。（56歳男性）
- \*現実に自分の身に降りかかる事を想像すると恐ろしくなりました。（52歳女性）
- \*実際の取調がドラマで見るような、それ以上に乱暴な事が分かりました。任意同行でも本人の意思が全く反映されないことが分かりました。（53歳女性）
- \*もっとも印象深かったのは、藤山さん、懐さんの心の痛みです。お二人やその他冤罪被害者に痛みを強いて、未だ謝罪もなしの警察官らを私は殺してやりたいとも思いました。実際には出来ませんが、それほど強い怒りを感じたという意味です。（36歳男性）
- \*普通のおじさんが巻き込まれてしまった事件だと強く感じました。（42歳男性）
- \*わかりやすかった。被疑者、被告人の心理状態が良くわかった。警察や、検察官の非常さもよく分かった。（70歳男性）
- \*狭山事件を思い出す。この政権下、市民、在日外国人に懐氏、藤山氏のようなことが、数々起こりうると思います。（自分たちに都合の悪い人を消去する）（70歳女性）
- \*本人の話が聞いて良かった。
- \*コーディネーターがパネラーの心を上手に引き出していた。ポイントを絞って話を進めていた。うまい。（64歳男性）
- \*実体験された方の無念の思いが伝わり、私たち市民はどう連帯すべきかと思いました。（59歳男性）
- \*もう少し短くまとめても良かったと思う。（30歳女性）
- \*生々しい発言があり、興味深かった。（56歳男性）
- \*もっと時間が欲しかった。たくさん質問したいことがあった。志布志事件の予備知識がなかったので、一番最初に伝えて欲しかった。（37歳男性）

\*進行がよく、よいパネルと思った。(41 歳男性)

\*良かった。

#### 4 寸劇の感想

\*わかりやすかった。(56 歳女性)

\*被疑者に迫る証言などがもっと引き合いに出された方が、真実みがありました。熱演ありがとうございました。(57 歳男性)

\*自白に至るまでのプロセスが、少し簡単すぎたと思うのですが、皆さん熱演でお上手でした。(39 歳女性)

\*迫力がありよかったです。時間もちょうど良かったのではないのでしょうか。(35 歳男性)

\*真に迫っていなかった。役者じゃないので無理か……。 (63 歳女性)

\*名演技でした。(63 歳男性)

\*平山先生はもっと練習してください。(33 歳男性)

\*参考になった。

\*すばらしかったです。ありがとうございました。(47 歳女性)

\*リアルに感じられ、印象的だった。(特に山田検察官が) (63 歳男性)

\*大変わかりやすい寸劇でした。(65 歳男性)

\*事実は寸劇よりも……。されど……。 (70 歳男性)

\*この寸劇はいりましたか。(38 歳男性)

\*もう少し現実的な寸劇にして欲しかった。難しいと思いますが。(28 歳男性)

\*「当番弁護士」についている想定で、こんな事になるのは残念。

\*自白のところが、上手に表されていました。証拠が大切。

\*なかなかの名演技、出来れば女性も加えて欲しかった。(67 歳女性)

\*良かった。被告役が上手でした。山田さんは女性でしたが、この裁判は無罪まで一番長い裁判でしたね。(72 歳男性)

\*素人とは思えない迫真の演技でした。(61 歳男性)

\*甲山事件のようでした。(68 歳男性)

\*甲山事件のパロディ、甲山事件自体を知っているときになる点で多数。(69 歳男性)

\*自白した兄ちゃんの最後の叫び、もう少し迫力出してね。(56 歳女性)

\*まずまずでした。ご苦労様。

\*平山先生の演技がすごい、充実していた。(56 歳男性)

\*上手でした。特に山田さんは見事でした。(52 歳女性)

\*実際はもっと狡猾で威迫的です。調べ官は自由に作文し、最後に、「上記は私が供述したことに間違いありません」と書き、署名捺印をさせます。気の弱い方や、思考力が弱い方なら、あっという間に虚偽の自白を作られてしまいます。きちんとした人でも、作

文の一部削除と、署名捺印の取引となり、結果として、自白を作られます。(36歳男性)

- \*どの程度真実に近いのでしょうか。本当なら怖いことです。(42歳男性)
- \*残念ながらリアリティを感じませんでした。もう少し、表現の仕方がありそうな気がします。(49歳男性)
- \*まだ甘い感じがします。
- \*短時間にもかかわらずよくまとまっていた。(64歳男性)
- \*甲山事件を例にわかりやすかった。(59歳男性)
- \*頑張っておられたと思うが、異常性の再現というものは、なかなか難しいと思う。(30歳女性)
- \*頑張った。特に山田さんは。(56歳男性)
- \*もっと自白までの精神的に追い詰められていく様子を表現したら良かった。(37歳男性)
- \*頑張っていました。(41歳男性)

## 5 この集会への感想、弁護士会へのご意見・ご要望がありましたらお聞かせください。

- \*早く着いた人が知り合い、話し合うチャンスを作って欲しい。
- \*いつもたびたび申しあげているのですが、資料代だけでも取っていただきませんと、出席しにくいです。紙代、印刷代、手間代も相当大変だと思います。(85歳女性)
- \*今後も市民に近い問題提起、発信をお願いします。(64歳男性)
- \*10年前の志布志事件について知ることが出来て良かった。今度は、現在の警察、検察の取調の現状、それに対する弁護士会の考えなどを知るための集会を開いてください。
- \*罪の内容では、被疑者、警察双方で合致していても、範囲などで違いが出ることが多いと思います。このケースがもっとも難しいと思うので、このような事例を扱って欲しいです。(41歳男性)
- \*とても良かった。又お願いします。現実の事例、裁判について。(57歳男性)
- \*今後もこの冤罪防止のような市民集会を続けてください。(45歳男性)
- \*これからも頑張ってください。(35歳男性)
- \*市民の参加者が増すよう工夫はないものか。(63歳女性)
- \*冤罪が作られるのは、警察、検察、裁判官・・・そうかと。(62歳女性)
- \*企画をされた弁護士会に感謝します。今後もこの社会の不正義を取り上げて欲しいと思います。(63歳男性)
- \*可視化に向けて頑張ってください。(33歳男性)
- \*親戚に刑事がおりましたが、昔、用がないのに仲間を引き連れ、住民宅を訪れては、茶や酒を飲み食いした事実があり、裏で何をやっている事やら。
- \*これからも日本における各種問題を告発して欲しい。(63歳男性)
- \*今後とも活動をお願いします。(65歳男性)

- \* 冤罪事件に巻き込まれたときの対応をより詳しく知りたいです。
- \* 当事者(担当弁護士を含め)のお話しは心に響く。「取調の可視化」の実現に期待したい。  
(70歳男性)
- \* 弁護士さんとしては「冤罪」をしてくる、警察、検察、裁判所に対し、どのようにアクションされるのか、現状は分かった。自分がもし冤罪を受けたらどうするのかは分かった。問題の根源に対してどうしたいのかは聞けなかったが、可視化については話があったが・・・(38歳男性)
- \* 勉強になりました。もっと積極的に広告して今後も是非続けてください。(28歳男性)
- \* 取調の可視化に対して私ができることは何でしょうか。身内が捕まったときに何が出来るのでしょうか。(50歳女性)
- \* 私にはこういう集会が開催されるのはよいと思います。活動が市民に対して訴えて(情報発信)いくことがないように思います。
- \* 世の中の裏通りが学べることがあります。弁護士さんは正しいことをやってくれる方もいらっしゃるでしょうが、金取り主義の方もいらっしゃいます。
- \* 非常に勉強になりました。今後も「ひら目目線」の警察官の集団では、冤罪は増加するのみとの感想です。(76歳男性)
- \* 今後も「社会正義」の為に頑張ってください。可視化と、全面証拠開示が必須急務です。冤罪は今後も続いています。(72歳男性)
- \* 現代日本で、こんな人権無視が存在することが信じられない。こんな事がないように頑張ってください。冤罪ゼロを切望します。(61歳男性)
- \* 新穂弁護士の基調報告をもとにして、刑事司法の改革が必要です。法務省、検察一体のもとでの審議会では、改革は無理。ここからも対策が必要、個別冤罪事件をおろそかにするわけではないが、根本を変えないと良くならない。(68歳男性)
- \* 可視化に集約するのがよいのか?他の要素も考えるべきでは?少なくとも被害者、参考人の取調も可視化が必要。裁判官の自白調書無視。(69歳男性)
- \* 逮捕前の自白も多いわけですから、その部分の可視化も必要ですね。ミランダの原則のように、弁護士立ち会いがなければ、取調を拒否できる制度も可視化に加えて必要だと思います。(59歳男性)
- \* 私も高齢単身者で、友人、知人もなく、もし捕まったら問題なく(無実)でも自白するだろう身につまされました。裁判官の問題に触れた点は今後も追求して欲しい。(67歳男性)
- \* ブログで本集会の紹介をしました。壇上はほとんど男で、スクリプターや手話通訳が女という構造は何とかならないものか。10年後に期待します。(56歳女性)
- \* 埼玉弁護士会としては裁判員制度には反対なのではないでしょうか。
- \* 内容的には、大変充実しておりすばらしかった。もう少し、人が集まるともっと良かった

た。(56歳男性)

- \*とてもわかりやすく、冤罪の怖さを改めて感じました。又機会があったら参加したいです。本日はありがとうございました。(52歳女性)
- \*弁護人のこと、接見できないことや、暴力団員のの利用、検察官の見解を認めること、裁判所が自白をさせるために我々一般のものには、思いも寄らない方法があることを知りました。(53歳女性)
- \*本日の集会では、主催者側が弁護士を「先生」と呼ぶことに、違和感を持ちます。観客に若い人が少ないことが気になります。中学、高校にもアナウンスしてみてもどうでしょうか。(42歳男性)
- \*今の日本で本当に信用できるのは、反原発、反秘密保護法、日の丸、君が代等々に反対している弁護士会、学者、市民運動家の一部でしょう。日本を右に舵を取らせたくない。(70歳女性)
- \*取調の可視化の重要はは分かりました。可視化された場合、そのビデオを弁護士が見られるのが大事。(64歳男性)
- \*人権が尊重されない社会は正義社会ではありません。「逮捕権」を担っている部署を改革させなければなりません。(59歳男性)
- \*警察、検察の暴徒に対してのブレーキをかける機能が弱かったのか、それを強化する方法はどんなものだろうか。(30歳女性)
- \*生徒も参加できる講話、出前授業などに期待します。(56歳男性)
- \*全くの素人ですが、こんな事が最近起きていたのか知れて良かったです。ぜひ、可視化実現しましょう。(37歳男性)
- \*勉強になりました。授業で志布志事件に触れています。(社会学) (41歳男性)

---

# 私はこうして「自白」した～志布志事件の冤罪被害者が語る

2014年5月

埼玉弁護士会

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-7-20

TEL 048-863-5255 FAX 048-866-6544

私はこうして

志<sup>し</sup>布<sup>ふ</sup>志<sup>し</sup>事件<sup>じ</sup>の冤<sup>えん</sup>罪<sup>ざい</sup>被害<sup>がい</sup>者が語る

「自<sup>じ</sup>白<sup>ぱく</sup>」した

シンポジウム実施記録